

しめんとて、先づ伯瀬の齋宮に居らしめ此所に於て身を潔め、然る後神の許に奉仕するの儀により、十月神宮に侍す、之を齋の内親王といふ、蓋し齋宮を設くること垂仁天皇の朝に濫觴せること前編叙せる所の如し。

重なる神

十三年九月伊勢二所大神宮の神寶使を發遣す、初め神宮破損するや宮司等之を修せしが、其遺漏少なからざるを以て、二十年毎に神殿及び門垣を造るの制を定めたり。爾來奈良朝の初に至る迄、其間凡そ七十年間に神祇を敬ふ禮典漸く備はりしかば、諸社の祭神を執行すること數々なりき。而して其重なるものを擧ぐれば、前の伊勢神宮の事を始めとし、齊明天皇七年に阿倍臣比羅夫の肅慎を討ち、蝦夷を征したる後、蝦夷神を祭りたるあり、天智天皇三年には諸神の座を山御井の側に敷き設けて幣帛を班ち奉り、中臣金逆をして祝詞を宣べしめたるあり。天武天皇壬申の年近江朝廷と戦ふや、伊勢神宮を遙拜して兵を集め、又高市神社に座す事代主神、牟狹社に坐す生靈神を祭りて勝利を得たりとせるあり。二年春對馬よりの貢銀を諸神祇に奉り、十月忍壁皇子を石上神宮に遣して、其神寶を盤ぎ、古より神府に貯ふる諸家の寶物を其子孫に還付せられたるあり。三年四月始めて風神大忌神を、廣田龍神に祭りて恒典に定め、四年夏大旱するや使を四方に遣はし、幣帛を捧げ

野忌と須

て諸所の神祇を祭り八月詔して天下に大解除をなさしめ、九月神官の奏を續れて新嘗の爲に國郡をトひ、爲に齋忌は尾張山田郡に須岐は丹波河沙郡を定めて、並に之をト食みたるあり。齋忌及び須岐とは是れ兼て國郡を占ひ定めて、其處より一切の祭事に仕へ奉らしむる事なり、而してその第一の國郡を由基といひ、その第二のを主基といふ也。六年天神地祇を祭らんが爲に天下に膜祓せしめ、齋宮を倉梯河上に建て、九年正月幣帛を諸神祇に頒ち、畿内諸國に詔して天社國社の神宮を修理せしめ、夏時皇祖の御魂を祭り、秋日天下をして大解除せしめたるあり。

社守神主

朱雀元年天皇不豫なりし時、之をトひて草薙劍祟りたるものなりと告げしかば、當時御劍皇宮にありしを熱田社に還し納めて、社守神主を置きたるあり。持統天皇三年秋百官を神祇官に集めて、天神地祇の事を宣らしめ、明年幣を畿内の天神地祇に班ちて、神戸田地を増さしめたるあり。文武天皇二年には新羅の貢物を諸社に奉り、夏時馬を芳野の水分峯神に奉りて、雨を祈り爲に馬を諸社に奉れり。大寶元年勅して爾今山背葛野郡の月讀神、樺井神、木島神、波都賀志神等の神稻を、中臣氏に給することを定め、冬彌努王引田朝臣爾間を造大幣司長官となし、其後大幣を班つ爲に諸國國造を召す。明年二月大安殿を鎮め、大祓を行ひ、天皇新宮正殿に御し、齋戒して幣帛を五畿

七道の諸社に班ちたることあり。又同年秋に至り詔して伊勢大神宮の封物は神事にのみ供へ、濫に穢れしむることなく、其服料には神戸の調を用ひよとの制を定めたり。尋て山城乙訓郡火雷神の神験多きを以て、之を大幣及び月次の幣に入らしめ、十月薩摩隼人を征し、太宰所部の神、九處に祈りて、荒賊を平けたりしかば、即ち幣帛を奉りて之を養したり。慶雲三年甲斐、信濃、越中、但馬、土佐等の十九社に、始めて祈年の幣帛を奉納し、元明天皇養老二年には大寶令を改正し、七年五月神戸の籍帳を造る者の數を定めたるあり、又以て神事の多端なるを想像するに足らんか。

### 第五節 神祇官及び其職制

神祇官の構造は太古の素樸を旨とすれども、漸く支那風を加味し、神官は悉く衣冠束帶を爲して笏を持ち、祝詞を宣べ、隋唐等の舞樂を神前に奏するに至れり。斯の如く祭神の儀式新になりつゝあるを以て、勢ひ之を司る官職なかるべからず、是に於て孝徳天皇大に古代の制を改めたると同時に、神祇官を設け其職制を定む。元來唐制によれば、祭式祝部の如きものを司る官を、六部の一、即ち禮部と稱して尙書省に屬し、又九寺古代支那に役所を寺と稱せりの一なる大常寺といふものありて、祭祀に與かりしが我朝強ち此に拘泥せず、殊に神祇官を建て、天下の大政を掌る太政官の上に列し、

祈年の幣

神祇官

神祇官

帝にもつて入省より重きものとなせるは、是れ我が國固有の風俗を標したるもの以外ならず。嘗て北畠親房は「職原抄」に次の如く此職制を評せるも亦宜なる哉。

以當官置諸官之上、是神國之風儀、重天神地祇故也。

文武天皇の制定せられたる大寶令にも、宗教に關するもの神祇令あり、僧尼令あり、儀制令あり、葬喪令あり、而して神祇官の職制は實に次の如し。

伯一人 神祇の祭祀、神官、祝部の名籍及び大嘗、鎮魂、御巫、卜兆の事を總管す。

大副一人 職掌伯に同じ。

少副一人 職掌大副に同じ。

大祓一人 官内を糾判し、文案を審署し、稽失を勾へ、宿直を知ること掌る。

少祓一人 職掌大祓に同じ。

大史一人 事を受けて上抄し、文案を勘署し、稽失を検出し、公文を讀むを掌る。

少史一人 職掌大史に同じ。

神部三十人 凡て神事に供す。

卜部二十人 龜卜の事に供す。

使部三十人 雜事に使はるゝ小役人なり。

神祇官の職制

直丁二人 給仕人なり。  
如上大寶令に載する所の職員ありてより以來、後世他に此官に屬するもの少なからず。御巫、宮主、中臣、忌部、神琴師、神琴生、猿女、戸座等の名稱あり、皆神祭龜卜等に奉仕するものたり。

次に神祇令の條目を略記せんに、曰く、凡そ天神地祇は神祇官皆常典に依て之を祭ると蓋し、天神とは伊勢太神宮、山城國鳴神社、攝津國住吉神社、出雲國造齋神等の類を稱し、地祇とは大和國大神、大倭葛木の嶋、出雲の大國主神等の類是なり。常典とは令條に載する所の四季の常祀を云ふなり、即ち仲春に行ふものを祈年祭トシヒコヒと云ひ、季春に行ふものを月次、鎮火、道饗、大祓と云ひ、孟秋に行ふものを大忌、風神と云ひ、季秋に行ふものを神衣、神嘗と云ひ、仲冬に行ふものを相嘗、大嘗、鎮魂等の諸祭とす。而して此等諸祭の時、神に供する調度、及び禮式、齋日等皆別式の定むる所に據り、その祈年月次祭の時には、朝廷の百官神祇官に集ひ、中臣氏祝詞を宣し、忌部氏幣帛を班つかつ、之を班幣といふ。斯の如く神祇に關しては、常に朝廷と消長を共にし、國家の整理完備するに伴ひて祭神の儀式制度も亦大に面目を改むるに至れり。

### 第六節 當代の祭祀及び儀式

前編にも説明したるが如く、天皇即位すれば總て天神地祇を祭りて大嘗の儀式を舉ぐ、先づ散齋一月、致齋三日、其幣物は三月の内に修理調成せしむ。大嘗は一世一度の大禮にして豫め悠紀ユキ、齋忌イハヒ、主基ヌキ、須岐スギの兩國を卜定ウラナヒして之を辨理せしめ、其の踐祚の日には中臣氏は天つ神の壽詞、即ち御祝ひの詞を奏し、忌部氏は神璽の劍鏡を上る、是れ即ち天皇即位の時、三種の神器を奉るの儀式なり、然るに劍鏡の二種を奉ると云ひて、八尺瓊曲玉の事をいはざるは、先哲の辯論あり。或説によれば曲玉のみは天皇龍體の守護として、常に御身に付け給ふ所なれば、臣下の手を経ずして直に皇太子に傳へ給ふによりて、令文に省けるなりといふ。

凡そ祭には致齋、散齋の別あり、致齋とは唯祭事を行ふ事を得、自餘の事は一切行ふことを得ず、散齋は祭事も他の事務も兼てするなり。故に散齋の間は諸司事務を理すること常の如くなれども、第一喪を弔ふべからず、第二病を問ふことを得ず、第三肉を食ふことを得ず。第四刑殺の判告をなさず、第五罪人を決罰せず、第六音樂歌舞をなさず、第七穢惡のことに預ることを得ずといふ。蓋し此七件を禁止するもの、心を清淨にして散亂せしめず。又神事を汚穢せざらんが爲に外ならず。又大祀には一月間齋し。中祀には三日、小祀には一日齋する制にて、祭祀の時は所司豫め神祇官に申

大祓と解

し、官の散齋の日、平旦に至りて之を諸役所に告ぐるなり、其幣帛飲食及び菓實の類は所司の長官親ら檢校して穢るゝ事なからしめ、若し此法令を犯す時は、其祭祀の種類によりて、大、上、中、下の祓を科せらるゝ者とす。而して此等常典の外に、幣帛を諸社に供するには、皆五位以上にて、卜食ウツケの人を用ひ、伊勢神宮の勅使のみ常典と雖前に同じ。六月十二月兩晦日の大祓には、中臣氏祓麻を上り、東西文部祓刀を上り、漢文音讀の祓詞を讀む、蓋し東文部とは應神天皇の時降化したる、阿知使主アチノミヌの子孫にして、世々倭に居るもの西文部とは王仁の子孫にして、世々河内に居る者、東西共に文字の事を掌る家なり。祓詞讀み終りて百官男女祓を行ふ、式場に集るや中臣氏祓詞を宣し、卜部ウツベ解除を行ふなり、又諸國に於て大祓を行ふには、毎郡刀一口、皮一張、鍬一口、及び雜物等を出し、戸別に麻一條を出す、其國造は馬一匹を出すべしと、是れ天武天皇の朝に制定せられしより以來永く襲用せるものなり。

四等の祓

後、桓武天皇延暦二十年五月、祓に大、上、中、下、四等の別を定め、大嘗祭の事を闕怠し、或は齋月の内に吊喪問病等前に示したる七禁忌を犯したる者は、大祓を科し、其料物を輸さしむ。官人にして之を犯さば、兼て其任を解く、又新嘗祭、鎮魂祭、神嘗祭、祈年祭、月次祭、神衣祭等の事を闕怠し、伊勢大神宮の禰宜内人を毆打し、及び御膳物を穢し、並に

祓の料物

新嘗以下諸祭の齋日に、吊喪問病等の諸伴の禁忌を犯したる者は、上祓を科し、其料物を輸さしむ。又大忌祭、風神祭、鎮花祭、三枝祭、鎮火祭、和管祭、道饗祭、平野祭、國韓神、春日等の諸祭の事を闕怠し、爲忌戸、座御火炬等神祭に奉仕するものを毆打し、物忌の女を奸し、及び穢惡の事に觸れながら、御膳所に與り、並に大忌等の諸祭の齋日に、祝部禰宜及び祭事に預る人を毆打し、弔喪問病等の禁忌を犯すものは、中祓を科し、其料物を輸せしむ。又凡て諸祭祀の事を闕怠し、及び齋日に祝部禰宜並に祭に預る神人等を毆打し、諸禁忌を犯すものは、下祓を科し、其料物を輸さしむ。今次に大上中下四等の祓の料物を掲ぐべし。

大祓の料物二十八種、即ち馬一疋、大刀二口、弓二張、矢二具、但し矢十隻を以て一具となす、以上三種は並に新舊に限らず。刀子六枚、木綿六斤、麻六斤、庸布六段、鍬六口、鹿皮六張、猪六皮、張酒六斗、米六斗、稻六束、鮫六斤、堅魚六斤、雜腊六斤、鹽六斤、海藻六斤、滑海藻六斤、食薦六枚、薦六領、坏六口、盤六口、柏十五把、匏四柄、檜四枝、但し長さ各一丈、席一領。  
上祓の料物二十六種、即ち大刀一口、弓一張、矢一具、刀子二枚、木綿三斤、麻三斤、庸布三段、鍬三口、鹿皮三張、酒三斗、米三斗、稻三束、鮫三斤、堅魚三斤、雜腊三斤、鹽三斤、滑海藻三

斤、食薦三枚、薦三領、坏四口、盤四口、柏十把、匏二柄、楛三枝、但し長さ各一丈、席一領。  
 中祓の料物二十種、即ち刀子一枚、木綿一斤、麻一斤、庸布一段、鍬一口、鹿皮一張、酒一  
 斗、米一斗、稻一束、鮫一斤、堅魚一斤、雜膳一斤、鹽一升、海藻一斤、滑海藻一斤、食薦二枚、薦  
 二領、坏四口、盤四口、匏一柄、柏五把、楛二枝、但し長さ各一丈。  
 下祓の料物二十二種、即ち刀子一枚、木綿六兩、麻六兩、庸布一段、鍬一口、鹿皮一張、酒四  
 升、米四升、稻四把、鮫六兩、堅魚六兩、雜膳六兩、鹽四合、海藻六兩、滑海藻六兩、食薦一枚、薦  
 六領、坏三口、盤二口、匏一柄、柏五把、楛二枝、但し長さ各一丈。

齋王卜定

此外重大なる儀式中先づ天皇即位し給ふや、前に説きたる儀禮により伊勢太神宮の  
 齋王を定むることにして、齋王には未だ嫁せざる内親王を簡びて之を卜定す、若し内  
 親王なければ世次により、女王を簡び儲けて之を卜定す、卜し訖れば即ち勅使を其家  
 に遣はし、事の由を告示す、是に於て神祇官の一人祐條以下を率ゐて勅使に従ひ共に  
 其家に到る、下部は解除を行ひ、神部は木綿を以て賢木に着け、殿の西面及び内外門に  
 立つ、其後吉日を撰び、百官大祓をなし、又勅使を伊勢に遣はして太神宮に奉幣し、齋王  
 卜定の狀を告げ奉るなり。又齋内親王定り畢れば、即ち宮城内の便殿を卜定して初  
 の齋院となし、禊祓して之に入り、明年七月に至る迄此院内に於て潔齋す、後ち更に城

外の淨野を卜して野宮を造り、八月上旬吉日を卜定して鴨河に臨み、禊祓して即ち野宮に入る。

齋宮群行

遷入の日より明年八月に到る迄、此宮内に於て潔齋す、九月上旬に至り、吉日を撰び、復た鴨河に臨て禊祓し、然る後に伊勢齋宮に參入す、其發送の時主上より櫛を贈る式あり、數十人の官人之を送る、仍て之を齋宮の群行と稱し、行裝極て壯麗なりといふ。  
 而して其伊勢に入るや、先づ河に臨て禊祓し、然る後に太神宮に其由を奏す、詞に曰く、  
 今進る齋内親王は、恒例によりて三年間齋清まはりて、御杖代と定め奉進り給ふ事は、皇御孫之尊(即ち天皇)を天地日月と共に常盤に堅石に平げく安らけく御座しまさしめんと、御杖代進り給ふ、御命(天皇の勅命)を大中臣茂し梓の中取り持ちて、恐みも申す云々。

齋宮寮

斯くて齋王伊勢に在すや、極めて壯嚴鄭重なる取扱ひをなし、是か爲に伊勢に齋宮寮と稱する役所を設け、頭助、大允、少允、大屬、小屬等の役員を遣はし、舍人司、藏部司、膳部司等の十三司を置き、數百人の屬官ありて皆齋王の用に供すと。以上醍醐天皇の延長五年に錄せられたる「延喜式」等に出ずる所なるが既に久しく行はれつゝ、ありし儀式を延喜の頃に至りて完全せしものなり。

第七節 民間宗教最初の衝突

上の如く神儒佛の三教は宮廷的宗教として互に相折衷し融和したりと雖も是れ宗教的基礎に於て根本的に調和したるものにあらずして唯分業的に三教併立したるに過ぎず而も教理上の調和を試みたるは奈良朝末より平安朝に至りて判然唱へられたるなり。故に奈良朝前より民間的宗教にありては神佛屢相衝突し以て後の神佛習合説の必要を感ぜしむるに到り却て佛教の萬有神教的性質を充分認識し遂に日本從來の神祇を凌駕するの端緒を開けり。蓋し此の如き衝突諍抗の勝利者として將た民間的宗教鼓吹者の代表として最初に紹介すべきは修驗道の祖と崇めらるる役行者小角その人たり。

役行者小角

小角は大和國葛城上郡苑原村の人にして姓賀茂役氏少にして聰敏長して該博年三十二にして家を捨て佛道を修す。斯くて葛城山に入り巖窟に居住すること三十餘歳藤葛を衣と爲し松果を食したる修行の功驗により遂に神通力を得能く五色の雲に乗して仙府に幽遊し鬼神を驅逐して之れを命令すと稱し海内の靈區を修驗歴行して殆と剩す所なし。時に小角金峯葛城間の行路を便せんと欲し一日山神に告げて兩山の間に石橋を架せしむ。衆神命を受けて日々其工事に従ふと雖も成功甚だ

一日

遅かりしかば小角神を呵して之を詰りしに衆神答へて曰く葛城峯一言主神祝委甚だ醜く晝出でて役することを欲せず夜出でて事に従ふ故に遅きのみと乃ち一言主を喚ひて晝も共に従事せしめんとす一言主これを肯んぜず小角怒て之を深谷に咒縛し大に一言主を苦む。是に於て一言主宮人に依りて小角呪術を以て國家を窺ふものなりと讒せしかば文武帝乃ち勅を下して小角を捕へしむ。

其時小角は空に騰つて飛行し官吏遂に捕ふるとを得ず仍て官小角の母を質とせしかば小角已むを得ずして自ら來りて縛に就き勅によりて伊豆大島に配流せらる。爾來小角大島に居ること三年晝は禁を守りて蟄居せるも夜は脱して遙かに富士山に登るその行道海を踏んで走ること陸を行くが如く疾踔飛鳥に似て黎明島に降るを常とす。斯の如く小角の行動は神秘的超人間的として民間に妄信せられその勢力侮るべからざるものありしかば大寶元年朝廷其罪を赦し縦ち去らしめたるに小角京都に近づくや直に空際に入り幾許もなくして其母を鐵鉢に載せ海を涉りて唐土に入ると傳ふ。是れ後世修驗道の徒輩が其元祖の威力廣大を吹聴せんが爲に宮人と行者との争を附會して傳したる所なるべけれ宗教的意識として當時此等の奇跡あるものと信ぜられたるや疑ふべきに非ず。而も民間宗教に於て神佛兩教がそ

宮人と行者の争

の力量の優劣を争はんとして屢々葛藤を招くことありたるは宗教の性質として免かれ能はざりし所なり。

### 第三章 古京六宗昌隆期の宗教

#### 第一節 佛教の判釋

佛教者は釋迦牟尼所説の教法を以て、八萬四千の法門ありとなし、人々各々其機に應じて施す所の教理も亦無數なること宛なから醫師の病者に投藥すること、千差萬別なるに似たりとせり。然り宇内の宗教少なからず、基督教あり、婆羅門教あり、回々教あり、猶太教あり、儒教あり、道教あり、或は其他無數の蠻教ありと雖も、佛教程廣潤にして諸種の宗教的意識を包容し、多岐にして入り難きものはあらず。然りと雖も其發達上より之を大別して大小二乗となすことを得、小乗教は釋迦自修の實行の方面に名け、後世釋迦證道の理論的方面を本とせる、大乘教徒の區別したるものなり。故に小乗教の要は生死の苦界を厭離して、自利の證果を目的として、己れの安樂のみを志求するを以て、之を觀苦得道の法と稱し、聲聞緣覺の修行を積み、灰身滅智の阿羅漢果を得るにあり。

大小二乗

次に大乘教は是と異に、馬鳴菩薩及び龍樹菩薩等西曆紀元前後印度に於ける佛教改革者が釋迦牟尼所説を演繹し、唱道したる教にして、生死即涅槃煩惱即菩提、絕對即相對、平等即差別と達觀して、敢て此世の差別界に失望せず、無碍の大智慧を開發して自利他圓滿なる慈悲の光明、即ち佛菩薩の大果を期するにあり、之を觀空得道の法といふ。斯の如く大小二乗の教旨不同なりと雖も、俱に轉迷開悟の法門、即ち吾人安心立命を得るの理想を假定し、之を目的として身と口と意との三惑業を打破し、以て智情意の苦を抜き、樂果に到達せんとするに外ならず。大小二乗の起源、蓋し是に存するを以て、小乗は大乘を知らざれども、大乘法には徧く、小乘法を包藏して餘す所なしと、是れ大乘諸宗即ち日本現存諸宗等の批評し、判釋する所なり。

大乘權實

眞俗二諦

又大乘に權實の二あり、權大乘とは假大乘といふ意にして、實大乘に入る門戸なり、今假りに大小二乗を分別し、我が邦に傳道せし各宗をその所屬に配すれば、俱舍成實の二宗は小乘に屬し、律は大小二部通宗にして、法相三論は權大乘、他は皆實大乘とす。又佛教各宗には眞諦俗諦の二法門ありて、眞諦門は絕對即ち佛果を證道する眞理を諦むる邊に名け、俗諦門は相對即ち心に緣し來る、諸現象は是れ迷誤なりと教ふる邊にいふ也。而して其教理の解釋修行の方法、信仰の對象相異によりて宗派を分つに

至る。眞言宗の如き秘密宗の判釋即ち判斷解釋によれば、佛教を顯教及び密教の二となす。顯教とは言語の上に顯はれ、愚者と雖も了解し得る教法にして、密教とは言外に意を存し、凡智の識量し能はざる深密の教なり、是れ佛の方より妙旨を秘するに非ず、凡夫が了解する能はざるが故に、自然秘密なるが如きのみ。而して此土に現はれたる釋迦佛の説法は、凡知能了とて、吾人淺智のものも領解し得る顯教にして、密教は大日如來法身所説の眞言を直傳すといひ、眞言即ち陀羅尼を身口意に表す。次に阿彌陀佛を念じ、其功德によりて極樂に往生すと教ふる淨土門の判釋によれば、佛教は聖道淨土の二門となる。聖道門とは解脫證入の正慧をいふ、蓋し此義先づ慧より講説せんか、慧に大凡そ四種あり、第一生得慧とは自己固有の知識により、六藝百科の學術を明にするが如き是れなり、又經律論の三藏を誦得するも、解脫を願樂せざるものゝ覺慧は皆之を生得慧と名く。第二聞所成慧とは善友良師に就き、或は經典に依り深信を發起して佛道に趣入し、慈愛の心もて萬善を策發する等なり。第三思所成慧とは、禪思一心にして、所觀の境、即ち外界が我が内界の慧と相應する觀智に名く。第四修所成慧とは、上の禪觀増明して、境と文義と兩つなから亡し、正觀相應するをいふ。而して己れが聞思修三慧の成績、即ち熏習の力に由り、人即ち我の本來空な

ることゝ、法即ち森羅萬象の空なること此一空唯心の理を覺了し、證智相應する正慧之を聖道と名くるなり。其中に於て我空一分の理に證入する正慧之を小乘とし、二空唯心の理に證入する正慧之を大乘となす、其大乘小乘を論ぜず、此娑婆國土に於て自力の行業熏習により、聖道の眞智を開發し、解脫を證得する教道、即ち之を名けて聖道門といふ。故に此教を自力門とも、顯理門とも、難行道とも稱し、佛陀自證の智慧及び證悟の方法を顯示して、以て衆生をして又己の如く修行し、證悟せしむる所の教門にて、淨土宗、時宗及び眞宗を除き、他の諸宗は凡て此に屬す。

淨土門とは娑婆國土に於て、解脫を證得するに堪能ならざるもの、信佛の因縁即ち絶對の大慈悲者を認めて之を信仰すれば、必ず是と冥合して極樂淨土に往生すとの、宗教的意識を把持するものなり。換言すれば、佛陀の大慈悲心と、及び其衆生を救済する權能力とを顯示し、以て衆生をして自力を捨て、偏に佛力に依憑せしむる所の教門なり、故に之を他力門とも、易行道とも、又は益物門ともいふ。

淨土門の中にも鎌倉時代に親鸞の開きたる淨土眞宗の見地より、方便眞實の二種を立つ、其義によれば、方便教とは半他力教なり、此教の行者は阿彌陀佛の救済權能力に依憑すると同時に、亦自身に於て修する所の善行、或は念佛の功力にも依賴するの



心あり眞實宗の行者は然らず、全く自力を抛棄て、専ら佛力を仰ぐ故に、此教は純他力の教にして眞宗のみ是に屬し、西山鎮西等の淨土宗及び時宗は、所謂半他力教なりといふ。眞宗の祖は天台宗より出て、而も淨土門に入り、一宗を開きたるが、之に少しく後れ、眞言宗より出て、天台宗に入り、別に一宗を開きたる日蓮は、本跡二門と云へる義を立て、前所掲の諸宗を悉く折伏罵倒して跡門となし、唯「妙法蓮華經」を信じて其題目を唱ふるを以て、本門となし、之を成佛の要旨となしたるあり。斯く佛教には種々の差別あり、雖も等しく是れ人世の苦界を解脱して、絶對安樂の眞域に己れと衆生即ち自他相携へて、到らんとするもの、唯其手段に主客兩觀よりするの差別あり、修行の果報によりて正覺を得んとするの教信仰の功德によりて佛果を證せんとする別途あるのみ。

第二節 五時所說諸經

佛教の所依經即ち修多羅は、宗派によりて異同ありと雖も、佛教諸宗中、内學即ち佛教神學ともふべき方面に於て、最も發達せしは平安朝以後の天台宗なり、此宗の祖支那天台大師が釋迦說法五十年(但し小乘佛教の說たる、釋迦二十九出家、三十五成道說によれば、四十五年の遊化年時となれども、大乘教にては十九出家、三十成道となすを以てなり、而も此等兩說何れが正なるや疑問に屬す)を分つに五時を以てし、諸經を此五

五時諸經

時に配して次の如く區別せり。

- 第一華嚴時は最初の三週間にして「大方廣佛華嚴經」は即ち其時の思惟に係り、大乘頓教とせらる支那譯に二種あり、一は六十卷、他は八十卷のもの是れなり。
- 第二鹿野時又は阿含時は、次十二年間の說法を結集したるものにして、小乘漸教に屬し「增一阿含經」五十一卷、「中阿含經」六十卷、「雜阿含經」五十卷、「長阿含經」二十二卷、「般舟經」三卷、「本起經」二卷、「觀佛三昧經」十卷等なりとす。
- 第三方等時は次八年間にして大乘漸教に屬し「維摩經」三卷、「思益梵天所問經」四卷、「楞伽經」二譯、一は十卷、他は七卷のもの是れなり。其他「金光明經」四卷、「勝鬘經」一卷、「大方等大乘經」三十卷、「首楞嚴經」十卷、「大無量壽經」二卷等を此時の部に入れたり。
- 第四般若時は、次二十二年間にして前と同教に屬し「大般若波羅密多經」六百卷等を説きたりとす。
- 第五法華涅槃時は、即ち最後六年間の說法にして、大乘非頓非漸の教なりとせられ

「無量壽經」一卷、「法華經」七卷、「觀無量壽經」一卷、「普賢菩薩行法經」一卷、「阿彌陀經」一卷及び「涅槃經」四十卷等是に屬せしむ。

右の外其所屬經は夥多ありと雖も、以上五時經と共に判然釋迦の正史上、此の如き順

序を以て獅子吼せしに非ずして、纂蒐者の附説、後世教徒の製作も、強ち是れなしとせ  
然れども吾人は佛學者の説により、此等全體を大様に佛經即ち修多羅と稱するな  
り。

### 第三節 五時修多羅要文

吾人若し著名なる修多羅の要文を少しく採萃して、如何に趣味の豊富、所説の明快、理  
義の通達なるかを見る時は、到底神儒道基等諸教典の及ばざるものあるを知らん。  
元來修多羅には三大段落第一序分、第二正宗分、第三流通分あるを普通とす、然れども  
經典により屢々第一第三を抄略せるものあり、又釋迦の經にあらざるもの迄、佛説若  
くは佛の本體、即ち法身直説など、信ぜられ傳ふるものあり。先づ『華嚴經』に佛敎諸  
宗出立の大眼目たる苦集滅道の四諦を説く文次の如し。

諸佛子。苦。聖諦。此娑婆世界中、或名罪、或名逼迫、或名變異、或名攀緣、或名繫縛、或名依根、或  
名虛誑、或名癡瘡、或名愚夫行。諸佛子。苦集。聖諦。此娑婆世界中、或名繫縛、或名滅壞、或名  
愛着、或名妄覺念、或名趣入、或名決定、或名網、或名戲論、或名隨行、或名顛倒根。諸佛子  
苦滅。聖諦。此娑婆世界中、或名無諍、或名離塵、或名寂靜、或名無相、或名無沒、或名無自性、  
或名無障礙、或名滅、或名體真實、或名住自性。諸佛子。苦滅道。聖諦。此娑婆世界中、或名一

修多羅の  
三大段落

四諦の文

乘、或名起寂、或名導引、或名究竟無分別、或名平等、或名捨擔、或名無所趣、或名隨聖意、或  
名仙人行、或名十藏。諸佛子。此娑婆世界中説四聖諦。爲如是等四百十千名隨衆生心悉  
令調伏。

四法印の  
文

次に佛敎の世界觀、人生觀、實體觀として、四法印を説ける文を『增一阿含經』に見る。  
今有四種本末、如來之所説云何。爲四。一切諸行無常、是謂初法本末、如來之所説。一切諸  
行苦、是謂第二法本末、如來之所説。一切諸行無我、是謂第三本末、如來之所説。涅槃爲永  
寂、是謂第四法本末、如來所説。

譬喩の文

佛敎の印度的にして想像に富み、且つ譬喩寓言に巧みなる『莊子』等の文に過ぐるもの  
少なからず、次に示す人身を得るの難さ、雜阿含經の譬喩文は其の一例なり。  
爾時世尊告諸比丘。譬如大地悉成大海、有盲龜壽無量劫、百年一出其頭海中、有浮木止  
有一孔、漂流海浪、隨風東西、盲龜百年一出其頭、當得遇此孔、不阿難、白佛不能、世尊所以  
者何。此盲龜若至海東、浮木隨風、或至海西南北、四維圍繞、亦爾、不必相得、佛告阿難、盲龜  
浮木雖復差違、或復相得、愚痴凡夫、漂流五趣、暫復人身、甚難於彼。

「維摩經」  
の文

釋迦佛と同時代、毘耶離城中に住せる長老、大悟の優婆塞、即ち居士として傳へられた  
る佛の權化、毘耶離詰、即ち維摩に擬して法を説けるものは、『維摩經』にして、後世居士の

一闍提と佛の誓願

愛讀する經なり、人且つ此により居士も比丘に向つて法を説くことを證するなり。維摩居士即入三昧、令比丘自識宿命、發菩提心、於是諸比丘稽首禮維摩結足。次に正法を誹謗し、其重業に於て改悔せず、慚愧するとなきもの、又四重禁殺盜婬妄語の四罪を犯し、五逆罪即ち害母、害父、害羅漢、破僧、出佛身血の五罪を造り、因果業報を信せず、善友に親まず、佛の教誡に隨順せざる者を一闍提と名け、『楞伽經』に説明して曰く、一闍提有二種、一者焚燒一切善根、二者憐愍一切衆生、作盡一切衆生界願。大慧云、何焚燒一切善根、謂謗菩薩、作如是言、彼非隨順修多羅、毘尼、解脫、捨諸善根、是故不得涅槃。大慧憐愍衆生、作盡衆生界願者、是菩薩方便、所願若諸衆生不入涅槃者、我亦不入涅槃。

無明六道と悟の文

右文中後部大慧憐愍衆生以下は、是れ佛の誓願を説けるなり、『金光明經』に無明と六道と悟りを次の如く示せり。  
無明幻出六道、依正(中略)如知藤本非蛇、則怖心不生。

末法の文

六道とは地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上にて輪廻する苦界に名くるものなり。『大集經』には末法とて、道德地に落ち、佛教も將に滅びなるとする時代の状態を豫言して左の如くいへり。

佛慈悲の文

我佛滅度後、初五百年、諸比丘等於我、正法解脫堅固、次五百年、禪定堅固、次五百年、造寺堅固、後五百年、闍提堅固、白法(善事)隱沒、諸佛の大慈悲を、『楞嚴經』に説く、十方如來憐愍衆生、如母應子。

念佛の文

淨土宗、眞宗等に、最も重要な所依經とせらる、『大無量壽經』には、絶對の阿彌陀佛を信仰し、念せよと教ふる文あり。  
一向專念無量壽佛。

善惡因果の文

又釋迦出世の本懷に關する次の文あり、さればにや、念佛即ち南無阿彌陀佛を稱念し唱ふるは、各宗に通じ、強ち淨土門に限らざる也。  
如來以無蓋大悲、矜哀三界、所以出興於世、光闍道教、欲拯群萌、惠以眞實之利、佛教の善惡因果説を見るに、最も適當なる句、同經に出づ。  
善人行善、從樂入樂、從明入明、惡人行惡、從苦入苦、從冥入冥。

仁慈博愛の文

孔子の所謂仁及び克己復禮と相似たる語、基督の博愛と等しき文あり。  
修己潔體、洗除心垢、言行忠信、表裏相應。  
尊聖敬善、仁慈博愛、佛語教誨、不敢虧負。

斯くて佛の教化よく行はるゝ國土は、幸福なることを説けり。  
佛所遊履國邑丘聚靡不蒙化、天下和順、日月清明、風雨以時、災厲不起、國豐民安、兵戈無用、崇德興仁、務修禮讓。

世界觀の文

「大般若經」摩訶般若波羅蜜多經を略していふに、萬象は皆是れ空に外ならざること

説く、一切性相皆是空寂。

六字名號の文

「觀無量壽經」には南無阿彌陀佛の六字名號を稱念すれば、其功德廣大なることをいへり。

稱南無阿彌陀佛稱佛名故於念念中除五十億劫生死之罪。

同經に佛の心を形容して曰く、

佛心者大慈悲是。

「法華經」の文

「妙法蓮華經」は天台日蓮等の所依とする所にして、是れ亦金句少なからず。

平等大慧、即是諸佛智慧、如前行步平正之義、耳平等有、二一者法等、即中道理、二者衆生等、即一切衆生同得佛慧也。

宗教的動機たる恐怖の念を消滅するには、吾人の自重即ち唯我獨尊主義にあり、故に

同じく「法華經」に次の如く説けり。

佛於十方而獨無所畏、又曰く、告衆人言、汝等勿怖、莫得退還。

佛性と煩惱

「涅槃經」に譬喩を以て吾人の佛性と煩惱との關係を説く文あり。

譬如王家有大力士、其人眉間有金剛珠、與餘力士角力相撲、而彼力士以頭、眩觸其額上珠、尋沒腦中、都不自知、是珠所在、其處有瘡、即命良醫、欲自療治、時有明醫善知方藥、即知是瘡、因珠入體、是珠入皮、即便停住、是時良醫尋問力士、卿額上珠、爲何所在、力士驚答、大師醫王、我額上珠、乃無去耶、憂然啼哭、是時良醫慰喻力士、汝今不應生大愁苦、汝因爾時寶珠入體、今在皮裏、影現於外、汝曹爾時噴毒、毒盛珠陷、入體、故不自知、時力士不信、醫言、汝今云何欺誑於我、時醫執鏡以照其面、珠在鏡中、明了顯現、力士見已、心懷驚怪、生奇特想、善男子、一切衆生亦復如是、不能親近善知識、故雖有佛性、皆不能見、而爲貪婬、嗔恚、愚癡之所覆蔽、故墮地獄、畜生、餓鬼。

### 第四節 五時修多羅要文の續

佛教所依の修多羅藏幾百卷、之を開きて行部の律藏、即ち戒律等を説きたるものと、識部の論藏、即ち理論を説きたるもの幾千卷の多きに達し、此三部を佛教の三藏と稱し、又は能詮の言教といふ。斯くの如く經律論の夥多なるが上に、此等三藏を註解し疏

三藏の

【大日經】  
の文

釋したるもの實に汗牛充棟も當ならざるは、是れ佛教の長所にして而も短所たり。佛者にしてよく論釋を知り、漢吳若くは唐音の經を讀み、或は誤傳の梵音陀羅尼、次章に説くを誦すと雖も直ちに經文を解し、陀羅尼の意を知るもの罕なり。否佛典の廣漠にして難駁なる到底全部に眼を通徹する能はざるのみならず、佛者の多くは論疏に甘んじて、それ以上陀羅尼の新舊經文の本旨を窺はんとせざるに因れり。眞言秘密宗の如き其最も甚だしきものにして其所依【大日經】は毘盧遮那佛、即法身佛の直説と信ぜらる、その文に大我を説いて曰く、  
汝獲無等利位同大我。

【四十二  
經】  
の文

又諸宗通經(但し二三宗の例外あり)とも見らるゝは【般若心經】、【四十二章經】、【佛遺教經】等にして、此等は皆佛教の極理を抄略し、拔萃したるに似たり。要するに諸經の所説或は重複するあり、或は敷衍せるあり、或は譬喩を以てせるあり、或は積極的に教へ、或は消極的に論ずるより、同一趣旨は千差萬別の形態を以て表示せらる。而して【四十二章經】の如き、印度より支那に入りたる最初のもの、と傳へられ、實に佛教の金句を能明に撰集せり。先づ佛教の他に勝れたる法門なることを説き、次に沙門即ち佛子とも、佛弟子とも稱せらるべき僧伽の本分を訓へたる後、佛教の本旨たる十善、十惡を左

の如くいへり。

悔過遷善

佛言、衆生以十事爲善、亦以十事爲惡、何等爲十、身三口四、意三、身三者殺、盜、淫、口四者兩舌、惡口、妄言、綺語、意三者嫉、恚、癡、如是十事、不順聖道、名十惡行、是惡若止、名十善行。次に悔過遷善、孔子の所謂過つて改むるに憚ること勿れといひ、基督の所謂改悔に類する思慮行爲の功德を説けり。

佛言、人有衆過、而不自悔、頓息其心、罪來赴身、如水歸海、漸成深廣、若人有過、自解、知非、改惡行善、罪自消滅、如病得汗、漸有痊損耳。

基督の所謂、人爾の頰を批たば、亦他の頰をも轉じて之に向けよといへるに等しく、惡人に逆はず、自ら其獨りを慎むことを勸めて曰く、

佛言、惡人聞善、故來擾亂者、汝自禁息、當無瞋責、彼來惡者、而自惡之。人間に二十の難あることを擧ぐ。

佛言、人有二十難、貧窮布施難、豪貴學道難、棄命必死難、得視佛經難、生値佛世難、忍色忍欲難、見好不求難、被辱不瞋難、有勞不隨難、觸事無心難、廣學博究難、除滅我慢難、不輕未學難、心行平等難、不說是非難、會善知識難、見性學道難、隨化度人難、觀境不動難、善解方便難。

次に世界観あり、解脱の道あり。

佛言、觀天地念非常、觀世界念非常、觀靈覺即菩提、如是知識得道疾矣。又人生觀に就ては、

佛言、當念身中四大各自有名、都無我者、我既都無、其如幻耳。

『八大人覺經』には八個條の人間社會に守るべき要旨を教へ、中に小欲知足にして、無爲ならんことを説く

第二、覺知多欲爲苦、生死疲勞、從貪欲起、小欲無爲、身心自在。

次に精進即ち勉強と、智慧を研磨すべきことを勸むる語を示さん。

第四、覺知懈怠墮落、常行精進、破煩惱惡、摧伏四魔、出陰界獄。

第五、覺悟愚癡、生死苦、薩常念、廣學多聞、增長智慧、成就辨才、教化一切、悉以大樂。

『心地觀經』に佛教の唯心説なることを表示せり。

善男子、三界之中、以心爲主、能觀心者、究竟解脱。

佛弟子は皆六波羅蜜を行すべきものにて、是れ實に宗教家の本分を標析したるものと云ふべし。六波羅蜜とは第一、檀波羅蜜即ち布施とは、僧侶は布教傳道して法施を行ひ、俗士は資財を法の爲に惜まざして施すなり。第二、尸羅波羅蜜即ち持戒は、是れ自己を修め、佛

戒を持するにあり。第三、羼提波羅蜜とは、忍辱にして忍耐なり。第四、毘梨耶波羅蜜とは、精進にして勉強に外ならず。第五、禪那波羅蜜は、靜慮にして、眞理を觀想し、信仰の基礎を定むるなり。第六、般若波羅蜜は、智慧にして、學問により諸教の智識を獲得することとなり、此等に關して『法華經』に精しく説かれたるが、佛遺教經にも持戒を中心として次の如くいへり。

戒是正順解脱之本、故名波羅提木、又依因此戒、得生諸禪定、及滅苦、智慧是故比丘當持淨戒、勿令毀缺。

忍辱に就ての徳を明示して曰く、

忍之爲徳、持戒苦行、所不能及、能行忍者、乃可名爲有力大人。

精進を説くこと次の如し。

汝等比丘、若勤精進、則事無難者、是故汝等當勤精進、譬如小水常流、則能穿石。

禪定に關しては、

汝等比丘、若攝心者、心則在定、心在定、故能知世間生滅法相、是故汝等當常精勤修習、諸定若得、定者心即不散。次に智慧の重んずべきことを説けり。

汝等比丘若<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>智慧則<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>貪著常<sup>レ</sup>自省察不<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>失是則於<sup>レ</sup>我法中<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>解脫若<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>爾者既<sup>レ</sup>非<sup>レ</sup>道人又<sup>レ</sup>非<sup>レ</sup>白衣(俗人)無<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>名也實<sup>レ</sup>智慧者則<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>度<sup>レ</sup>老病死海堅<sup>レ</sup>牢船也亦是<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>明黑暗大明燈也一切病者之良藥也伐<sup>レ</sup>煩惱樹之利斧也是故汝等當<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>聞思修慧而<sup>レ</sup>自<sup>レ</sup>增益

佛陀の布施たる遺教の大意は實に斯の如く釋迦一代の教能く人生觀世界觀に對して所有方向より解釋し以て究竟の理想を教へ絶對の神といふも我が心の外にあるなく相對差別の境も我が意識に過ぎず大我を知れば是れ悟りにして絶對と冥合するものなりとは諸經に一貫せる宗旨なり。而も此理に到達する道途の異なるより一佛教中に百千の法門宗派を生じ甚だしきに至りては彼此相掣排するの惡弊を演出するに至りしなり。

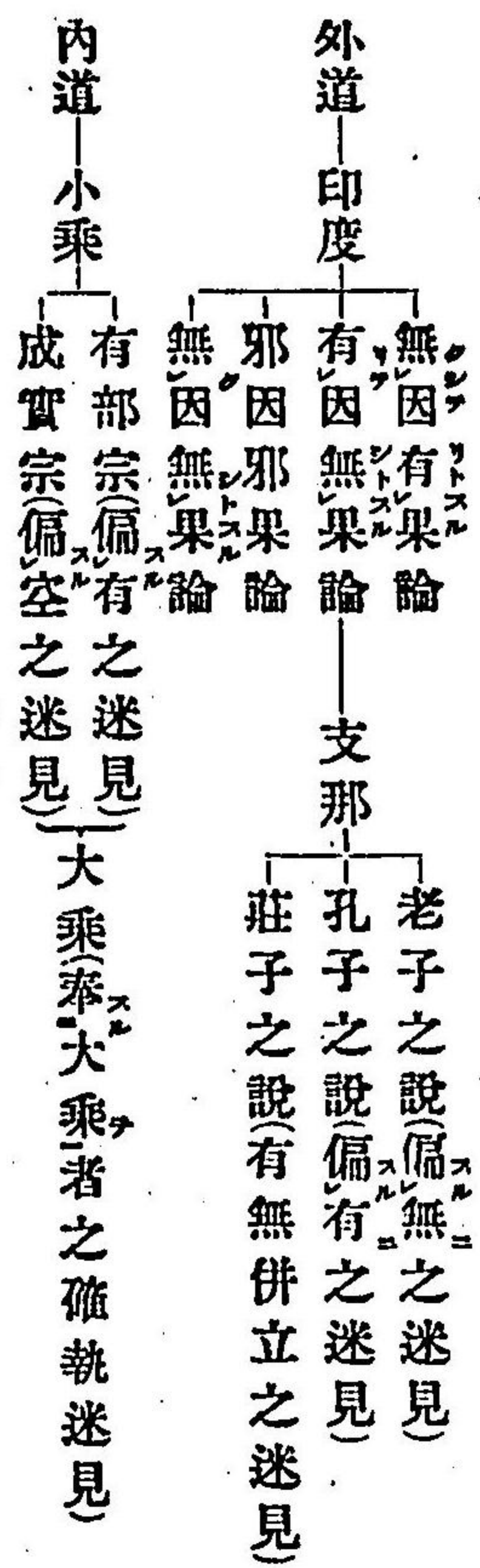
### 第五節 三論成實兩宗の教理及び發達

佛教總説に於て略説したるが如く三論成實の兩宗中前者權大乘後者は小乘なれども其教義に至りては彼此同轍の空宗を以て立ち支那本邦の傳來共に二宗相提携してよく他宗の先驅をなせり。三論宗の名稱は第一「中觀論」四卷第二「十二門論」一卷共に印度龍樹菩薩の所造にして鳩摩羅什之を譯したるものと第三「百論」三卷同提婆菩薩の造にして天親之を註釋し支那姚秦三藏鳩摩羅什之を翻譯したるものと三部の

諸宗の先

世邪顯正

論を所依とするより出づ。然り而して此等論部の傳譯せられし頃に當り成實宗の所依論たる印度阿梨跋摩即ち師子鎧の造にかゝる「成實論」も傳譯せられたり。三論は羅什より道生曇濟道朗僧詮法朗等次第に相承し隋の吉藏即ち嘉祥大師と稱せらるゝ僧に至りて宗義大に振張し本邦慧灌僧正此法を受けて我れに傳ふ。三論宗の教旨は破邪顯正の四字にして其破すべき迷妄邪見を「三論玄義」によれば左の如し。



右の中内道とは佛教にして外道は佛教以外の宗教學説に名け皆是れ邪道にして破すべきものなり。抑三論宗の吉藏は佛教の組織乃ち教相を聲聞藏及び菩薩藏の二藏と第一根本法輪第二枝末法輪第三攝末歸本法輪の三轉法輪に區別す。蓋し聲聞藏とは小乘にして菩薩藏とは大乘なり又三轉法輪の第一は即ち華嚴の如き一乘教即ち佛果を期する教にして第二は聲聞緣覺菩薩の三乘を開詮する阿含方等般若等

入不中道

の教をいふ第三は法華の一乘教にして如上皆是れ顯揚の方法により釋迦の説法に種々異様の説あるより斯く分類せらるゝなり。而して顯正すべき根本原理たる世界觀は不生不滅不一不異不去不來不斷不常の八不中道を實相なりと観ずる也。蓋し差別即絶對の意を生ぜず滅せず一にあらず異にあらず云々と消極的に絶對を表し此眞理を達悟せば解脱得道すと立する也。

成實宗の教理は支那に於て羅什より僧叡、僧淵、曇度、弘彌、僧柔、法雲、智嚴、慧晏等相傳へて發達し梁朝の頃には三論を凌駕するに至りしものなるか我が日本には唯三論宗に附屬して存したり。成實宗所説の**大旨先づ人法二空觀を掲ぐ即ち俗諦とて差別迷誤の見地より人我及び萬法ありと雖も眞諦即ち開悟の見地より過去未來は勿論體あるものにあらず現在一刹那のみ法住なり而も此一刹那に於ける法も假に在住すれども實は浮虛なり。斯の如くなるにも係らず凡夫は諸法に迷執して假有を眞有と思惟し生死に流轉して苦を受くること窮りなし若し此我法二空の旨を了解して而も修觀すれば則ち一切の煩惱自ら治せられ涅槃を得と教ふるものにして兩宗の宗教的意識は確かに汎神教唯心論に進むの初歩たること明かなり。**

### 第六節 三論成實兩宗の傳布

人法二空

官廷的宗教

三論宗の名稱

前章に於て既に叙したるが如く、神儒佛の融和は、各その支配する範圍を異にし、佛教は知識上に最も勢力を得たるより、宗教として他の二教は悉く佛教に及ばず、崇神思想に至りては漸く佛教の藥籠中に攝せられんとし、儒教の根本義亦佛者の傍學となりつゝありたるは、奈良朝に於てその先蹤を見、平安朝に跨りて大成せり。斯くて奈良朝の佛教は總説に示し置きたる如く、外觀の壯大美麗なるとは教義等内容の未だ充分消化せられざるに關せず。官廷的宗教の特色として朝廷の干涉により、弘教の利便を得、傳布の迅速と共に、驚くべき熾盛を呈せり。而して佛者の所謂**奈良朝即ち古京の六宗とは三論成實、法相、俱舍、華嚴及び律宗**なることは前にも舉示し置きたる所なるが就中三論宗は日本に傳來せし最初の宗旨にして、孝德天皇大化二年、慧灌僧正勅を奉じて**三論即ち「中觀論」「十二門論」及び「百論」**を講ぜしより三論宗あり。

其傳布に與りて力ありしものは慧灌門下の數甚だ多く、僧長、福亮、智藏、慧師、慧輪の諸僧正を始めとし、山城宇治橋を架設せし道登、及び慧雲、靈雲、慧妙、常安、慧隣、智圓等は皆該宗の徒にして入唐傳法したるもの也。就中福亮は吳の人にして、我邦に歸化し、初め白衣の人なりしが、後剃髮して教を慧灌の門に受けたるなり。其子も亦之を出家せしめ、慧灌に就いて學ばしめたるものは、則ち智藏にして、父子共に入唐傳法し、殊



に智藏は慧灌に亞いて學徳優れ、其門に道慈律師及び智光、禮光の三上足ありて、大に三論宗を發揮せしかば、慧灌、智藏并に道慈を以て三論宗の三傳と稱す。第三傳たる道慈は大和の人にして、俗姓額田氏、三論を智藏に受け、次て龍門寺義淵僧正に隨つて唯識の旨を傳ふ。大寶元年遣唐使に隨つて渡唐し、三論の祖、嘉祥大師の法孫、元康に就て空宗の秘奥を窮めたるのみならず、諸宗の高僧を歴訪して三論の外、法相律、成實、華嚴、真言總て六宗を窺ひたりと傳せらる。道慈歸朝の後、聖徳太子の遺請によりて建立したる大安寺に住す、性嚴峻にして高貴に媚びず、遂に深く竹溪山寺に隱棲し、時の僧尼等既に多く佛法の規律に違ふを慨し、「愚志」一卷を著はせり。智光、禮光兩僧の事蹟多く傳はらざるも、仙光院を建て、三論宗を弘め、道慈と稍見を異にして厚く阿彌陀佛に歸命し、極樂房を創設して智光、曇茶羅と稱せらる、安養淨土(極樂の別稱)の想像圖を安置せり。斯くて智光、禮光の門に靈睿、藥實あり、其流久しく元興寺に傳はりしかば、之を元興寺流の三論と稱し、道慈が其門善護、慶俊等に傳へ、後久しく大安寺に存する三論の解釋を大安寺流といへり。成實宗に關しては、天武天皇の朝、百濟の僧道藏我が邦に歸化し、始めて「成實論」の疏を製し、之を講演せしより、三論宗に附屬して傳承せられたるも、未だ嘗て獨立に一宗として存せざるが故に、其傳布も亦三論宗と消長を俱にし、特に叙すべき事蹟としては、嘗て是れあらざる也。

### 第七節 大化より奈良朝末に至る佛教の影響

奈良朝に於ける神儒佛三教の文學技藝若くは社會に影響したる事實は、漸く夥多となり、神祇に對する儀式を佛教の法式に取り、儒教の用器を以て佛に事へ、佛者にして儒を釋くの徒あり、就中佛教は出世間的なるが故に、兎角失意者の隱遁する所たり。天智天皇の病篤きに當りて、儲嗣に定まれる皇太弟大海人を召し、委ぬるに後事を以てするや、皇太弟は天皇の皇子大友を寵愛して讓位の意も實は皇子にあることを察し、病と稱して位を辭し、猶疑を避けんが爲に出家せんと請ふ。天皇之を許して袈裟を賜ひしかば、直に吉野に入りて剃髮し給ふ。然れども大海人皇子の出家は、佛道に志あるに非ず、殊に才智秀逸、人望亦頗る多かりしかば、當時の近江朝廷にては、竊に非常の用意をなせり。是を以て物議驟然、近江の軍將に吉野に到らんと傳へて其實證ありしかば、大海人皇子大に怒りて曰く。

我位を讓りて出家せしは、病を治して百年を終へんが爲なり、然れども今將に害せられんとす、何ぞ手を束ねて死を待たんや。

即ち東國に據りて天下を二分せんと意を決し、壬申の亂を惹起せしが如き佛教が世を厭ふもの若しくは政略上に利用するものゝ爲に、最も適當の機關と思惟せられし一例なり。又孝徳天皇大化興佛の勅ありてより、天武持統の兩朝を経て佛教諸國に傳布するに及び諸國の國府をして、毎年正月「金光明經」を講讀し、以て國家の平安を祈請せしめ、僧侶に對する布施は、當國の官物を以て之に充て、文武帝に至り諸國に國師を任命して其事に當らしむ、是れ前にも略叙したる國分寺の起源なりとす。聖武帝即位の後、「金光明最勝王經」六十四帙を寫して、每國各十卷を備へしめ、造佛像司を置き、諸國をして、丈六の釋迦佛像及び脇侍の菩薩を造る命を發せり。又國々に令して「法華經」十部を備へ、七重の塔を建てしむ。天平十三年三月に至り、諸國に金光明四天王護國寺及び法華滅罪之寺と稱する、國分二寺建立の勅を下し、此使用寺地としては特に國中の勝處を簡び、使を遣はして國司の修造を獎勵せり。大和國分寺たる東大寺は之を日本の總國分寺に充て、又盧舍那大佛は天平十五年十月奉造の勅を發せられ、改鑄凡そ八度十餘年の歲月を費やして奈良東山に造立せられたり。孝謙帝天平勝寶四年、天竺の僧菩提仙那を導師として、開眼の大供養會を設け、次の如き詔を下し給ふ。

國分寺の起源

東大寺と大佛

佛敎の極盛と其の極

道鏡大臣の亂

代々の國王を以て皆我寺の檀越となす、若し我寺興復せば天下興復せん、若し我寺衰弊せば天下衰弊せん。復た其後代不道の主、邪賊の臣あり、若しは犯觸し、若くは破障して行はずんば、此人必ず十方三世諸佛、一切賢聖を破辱するの罪を得て終に大地獄に墮し、永く出離することなかるべし。是の如く聖武孝謙の二朝は、奈良佛敎の極盛期にして、其弊害著しく、聖武の朝僧立助なるもの、内道場に入出して政治に參與し、當時鎌足以來世々の功績によりて、威權隆旺なりし藤原廣嗣と相争ひ、遂に謫せらるゝに至る。次に孝謙帝位を大炊王淳仁帝に譲り、上皇たる時に當り、僧道鏡は如意輪宿曜等の秘法を修し、上皇の爲に病氣平癒を祈りて効ありしかば、大に寵幸せられ、淳仁帝を擁立せし惠美押勝と相善らず、延いて上皇と天皇との罅隙を生じ、上皇法華寺に入らせ給ひ、鑒眞和尚によりて剃髮し、法號を法基と稱し、國家の大事賞罰の權は、自ら之を決行すべしとの詔勅を發し給ふ。是に於て押勝其身の危さを知り、遂に叛を謀り討伐せらる。上皇即ち天皇を廢して淡路公となし、再祚す、稱徳天皇是れなり。即位の後、道鏡を以て大臣、禪師となし、勅して曰く、

朕已に剃髮して袈裟を服すと雖も、國家の政は之を捨つるに忍びず、佛嘗て經に説

さ給はく、國王其位にある時は宜しく菩薩の淨戒を受くべしと、然らば出家にして政を行ふも、亦佛法に違へりといふべからず、既に出家の天子あり、豈出家の大臣なかるべけんや。

道鏡内道場禪師より、大臣禪師に榮進し、次いで太政大臣禪師となり、進んで法皇の位を授けられ、其の居を呼びて法皇宮と號し、勅して法皇宮職を置き、衣服飲食一に天皇に同す。又弟子圓興は法臣となり、其弟子基眞は法參議となり、其他道鏡の一族たる弓削氏朝に列し、顯官を得るもの甚だ多く、遂に皆て道鏡を陰に助けて、押勝を斥ける藤原百川、其兄良嗣等の黨心平かならざりしが、如何ともする能はざりき。偶ま神護景雲三年太宰の神主習宜、阿曾磨なるもの、道鏡に媚び天皇の常に宇佐八幡を敬し給ふを知り、其神教なりと詐り奏して曰く、

道鏡をして皇位に即かしめ給は、天下太平ならん。

天皇之を聞き大に惑ひ、和氣清磨を宇佐八幡宮に遣はし更に神託を請はしむ。清磨發するに臨み、道鏡目を瞑らし、劔を按して曰く、

大神我をして帝位に即かしめんと欲す、汝宇佐に詣り神教を奉じ、我をして欲する所を得せしめば、汝を以て太政大臣に任じ、國政を委ねん、若し我が言に違ふ時は則

和氣清磨の勳功

重刑に處せん。

清磨死を誓ひ神宮に詣り、神教を請ふ、神語を次の如く憑せ給ふと傳ふ。

我が國開闢以來、君臣の分已に定まれり、臣を以て君と爲すこと、未だ是れあらざるなり。天日嗣は必ず皇胤を立つべし、無道の人、是宜しく迅に掃蕩せよ。

清磨歸り奏すること具に神言の如くなりしかば、道鏡大に怒る。天皇亦清磨が神託と號して虚構を奏上するの罪を以て、姓名を別部磯磨と號し、大隅國に配す。藤原百川其忠烈を憐み、密に己が封戸二十を割きて之に給したりといふ。明年天皇道鏡の故郷たる河内弓削に由義宮を造り、西京と稱して病を養ひ、幾許ならずして寶龜元年八月崩す。是に於て藤原百川等光仁天皇を位に即け奉り、弓削氏の徒を斥け、且つ道鏡を貶して下野藥師寺の別當となせり。嗚呼、道鏡は佛教の行はるゝに乘じ、遂に萬乘の君を籠絡して、自ら名實共に國家の大權を掌握せんとす、彼は實に國體を穢かしたる逆賊にして、亦佛教を害したる獅虫といふべし。

#### 第八節 法相宗俱舍兩宗の教義及び發達

三論成實兩宗に次で起りたるものを法相俱舍の兩宗とす、而して教義は共に同轍なりと雖も、古來法相宗を大乘有宗と稱し、俱舍宗を小乘有宗と名く。即ち有宗の上に

法相宗の  
名義

於て互に相一致せる關係より、支那及び本邦には俱舍を法相に入るの初歩として附屬せしむ。法相宗は其名蓋し、解深密經の一切法相品によりて立つる所にして諸法の體相を決判するが故なり。抑法とは萬法即ち萬物なれども、略して之を百法に攝す、相とは是れ萬相即ち萬象なれども、要するに體性相狀の義なり。又此宗の主觀的なるより唯識宗と名く、而して所依經論は唯識論中に引ける六經十一論なり、其六經とは第一大方廣佛華嚴經第二解深密經第三如來出現功德莊嚴經第四阿毘達磨經第五入楞伽經第六厚嚴經是也。又十一論とは「瑜伽」「顯揚」「莊嚴」「集量」「攝論」「十地」「分別瑜伽」「辨中邊」「二十唯識」「觀所緣」「雜集論」にして、就中「瑜伽論」「唯識論」を以て指南とす。

法相宗の  
教理

法相宗は唯識所變の理を觀じ、中道の眞理を證見し、菩提涅槃の大果を得るを以て要旨となす、所謂五位百法は皆是能變の識即ち眼耳鼻舌身意、末那阿賴耶の八識の顯現に非ざるはなきと「深密經」には諸識所緣唯識所現と云ひ「唯識論」には是諸識轉變分別所分別、由此彼皆無故一切唯識と説くが如し。而して法相宗の教相判釋によれば釋迦一代の説教に第一時有教、第二時は空教、第三時は中教の三時を立て、遍依圓の三性を以て教理を辨明するなり。遍依圓の三性とは萬有を三段に解釋し、即ち一を遍計

五位百法

所執性、二を依他起性、三を圓成實性と各くるもの是なり。抑萬有多なりと雖も、之を約するに五位百法に外ならず、五位とは一切諸法即ち萬物を五種に類別せしものにして第一色、第二心、第三心所、第四不相應行、第五無爲の五なり、又その本性により百種の別を立つるもの是れ百法なり、而して此百法に對し凡夫人の見る所之を皆遍計所執とし、其眞實體を圓成實性とし、其差別的現象を依他起性とし、此依他起性につきて八種の心王、五十一種の心所ありとし、而も此心王心所には相見、自證、證自證の四分ありといひ、以て萬法唯識の旨を立し、依つて以て眞如の妙理に臻達し、轉迷開悟すべしと論ずるなり。俱舍宗の教義は成實宗と等しく小乗教なるが故に、四諦三法印に外ならずと雖も、兩宗相異せる要點は、我法二空論と我空法有論の別あるに過ぎず。其所依たる「俱舍論」は釋迦牟尼佛鹿野苑に於て説きたる四阿含經を基本とし、「發智論」「婆沙論」等の論部によりて、我空法有の論を立てたり。故に俱舍宗は三世實有法體恒有と觀じ、萬有を客觀的に分析して五位とし、又之を細別して七十五法となせり。又主觀的に分析して五蘊、色、受、想、行、識十二處、眼根處、耳根處、鼻根處、舌根處、身根處、意根處、色境處、聲境處、香境處、味境處、觸境處、法境處十八界、眼、耳、鼻、舌、身、意の六根と色、聲、香、味、觸法の六境と、眼識、耳識、鼻識、舌識、身識、意識の六識の三科となし、此等諸法の因縁により

心王心所

四諦三法  
印

七十五法

て業を造り、因果の理によりて三界の火宅に生死輪廻し、出離解脱とて悟りを開く能はざるものなるが故に、須く之を達觀して四生百劫といふ長時の修行を積み、無明煩惱の繫縛を断除し、以て涅槃の眞如海に入るべしと教ふ、是れ俱舍宗の大意なり。蓋し法相宗我が邦傳來前の發達は支那玄奘印度に留學すると前後十七年、貞觀十九年法相俱舍二宗を傳へて歸東す。是より前眞諦三藏既に之を傳へたりと雖も、玄奘以後に至りて大に傳布したるより、二宗弘通の効を玄奘に歸せり。而して玄奘は法相の教義を慈恩大師(名は窺基)に傳へ、俱舍の教義を普光、神泰の二人に授けたり。故に支那法相宗の開祖を慈恩とし、第二祖慧沼、第三祖智周を経て我が國に傳來せり。

### 第九節 法相俱舍兩宗の傳布

奈良朝六宗中微々たりと雖も、今日猶我が邦法燈の繼續せるは法相宗と華嚴宗とのみ。而して法相宗は現存佛教宗派中最古のものにして、その唯心説は各宗の最初門とせらるゝ處にして、俱舍宗は宛も三論に於ける成實の關係に等しく、法相宗の附宗たり。而して法相俱舍共に第一傳は三論宗傳來の後三十餘年、齊明天皇の朝に當りて道昭の傳ふる所、道昭は俗姓船連、河内丹比の人、白雉四年五月入唐、玄奘三藏に就て教を受け、傍禪宗の義をも傳へたり。在唐七年にして歸朝し、元興寺に住し、法筵を開

法相俱舍  
兩宗と道

本邦火葬  
の遺俗

行基と磯  
淵

大僧正と  
菩薩號

き、鑿井を教へ、渡船を設け、衆庶の裨益頗る多し。道照寂して火葬したるは本邦火葬の濫賜とし、天皇にては持統文武相繼で火葬の遺命あり。第二傳は齊明天皇四年七月智達智達の兩人西航して、法相を玄奘及び慈恩大師に受け、第一傳と共に南寺傳といふ、越えて大寶三年智鳳、智鸞、智雄等勅を奉じて入唐し、智周大師によりて唯識の義を傳へたるを第三傳とし、之を北寺傳、或は興福寺傳といふ。南寺道昭、智達の門下に、行基菩薩あり、北寺智鳳の門下に、義淵僧正あり、行基は猶教を義淵に受け、法相宗の全盛を極む、義淵僧正の門弟行基の外、玄昉、宣教、良敏、行達、隆尊、良辨あり、之を七上足と呼び、各宗教と社會と政治界とに雄飛せり。就中行基は俗姓高志氏和泉の人なり、年十五にして出家し、卅五にして一旦郷里に歸り、爾來諸國を巡化するに、常に自ら南無阿彌陀佛を口唱して、殆ど六十餘州足跡の及ばざる所なく、到處荒蕪を開き、橋梁を架し、池塘を掘り、道路を修し、港灣を築き、貧民を恤はし、疾病を救ひ、寺院を建立す。聖武の朝、天皇を助けて國分寺及び東大寺建立の大成を遂げ、天平十七年正月大僧正の官を受く、大僧正の官此に始まり、時人その徳を尊びて菩薩と呼び、智慧を代表する文珠の化生となす、天皇、皇后、皇太后亦皆行基を戒師として出家す。始め東大寺を立て給はんとす、るや、天皇神明の祟を恐れ、行基を太神に遣はして祈禱せしむ、是に於て行基、天照太神

は是れ盧舍那佛即ち法身理體の權化なりとの太神宮の神託を奏し以て造寺の議を決す。蓋し本地垂迹神佛同體の論茲に明にせられたり。抑佛教は萬有神教なるが故に次の『悲華經』の文に於ける如き神佛同體を經文に基きて立唱せらる。

我釋迦滅度後於惡世中現大明神廣度衆生。

斯くて行基は天平感寶元年二月遣誠を書して其弟子に與へ八十歳にして菅原寺に寂す。次に有名なるは玄昉僧正にして俗姓阿刀氏養老元年三月遣唐使と同船入唐し法相の義を智周大師に學び在唐十八年玄宗皇帝大に其才學を愛し位三品に准じ紫袈裟を賜ふ。天平十六年十一月藏經を齎らして歸朝し興福寺に住す。古來道昭智通智鳳并に玄昉を以て法相宗の四傳と稱す天平九年勅して紫袈裟を賜ひ内道場に入し政治に與りて權勢を専らにし稍沙門の行に背きたること既に前節講じたるが如し蓋し當時の朝廷は最初外交内治の政略として佛教を盛大にし政教混同して漸次毒毒を醸生するに至れり。天平十七年玄昉筑紫觀世音寺の別當に任せられ太宰府に赴きて其造營を司り明年六月竣功供養の日を以て變死す。玄昉の弟子善珠僧正は北傳行基の門下勝處僧都は南傳を承け遂に傳承二派を出せりといふ。

第十節 華嚴宗の教義發達及び傳布

五教宗の

華嚴宗は實大乘教に屬し『華嚴經』を正所依として一宗を立つ故に經律論の三藏に約すれば前四宗は論部に依るを以て論宗とし後の律宗は律部に憑るを以て律宗と稱し此宗を經宗となす。

先づ此宗の判釋は五教を立て一切の佛教を攝す第一小乘教は阿含諸小乘經の意なり第二始教深密等の諸大乘經並に瑜伽唯識等の諸大乘論の意なり第三終教涅槃經等の意なり第四頓教此は別の部なし唯諸大乘經中の即心是佛の頓說是なり第五圓教華嚴法華の意なり。此第五教中頓圓教を以て一乘究竟の教とす其教の意は三界唯心染淨同體なる事々無礙法界を以て本とす是れ即ち彼の經文に或は一切法即ち心の自性なりと知る慧の具足する身は他より悟らずと説き或は若し人三世一切の佛を了知せんとせば應に法界の性にして一切唯心造なるを觀すべしといひ或は三界唯一心心外無別法或は心佛及衆生是三無差別と説けるは其意なり是皆佛界衆生界をの體性同體にして唯一心の所作なるを明せる文なり。

此一心を尋ねるにその體無性にして而も染淨の體となる所謂緣生の諸法は衆緣の他によりて生ずればその體無性なり眞智又了緣によりて顯現するが故にその體無性なり共に緣より生ずるによりて緣性同體にして無性を體とす『法華經』に諸佛兩足

三界唯一

無明と生死

尊法は恒に無性なりと知る、佛種は縁より發る、此故に一乘と説くといへるは即ち其の意なり。故に此心自ら無性と知らざるを無明といひ、又は惑と名く、衆生は此惑によりて業を作り、業によりて報を受くる故に、久しく生死に流轉す、然るに始めて了縁に遇して、此心自ら無性なりと知るを眞智といひ、又は覺と名く、此覺に依止して作る所の業を菩薩の行と名く。此行終に功を積みて無始の妄執忽につきぬれば、本覺圓明の體に契ふを、妙覺果滿の位と名くるなりと説く。

本宗の發達は初支那覺賢三藏『華嚴經』を晋に翻譯し隋末唐初の頃に至り、杜順禪師始めてその教綱を立つ、杜順の門下に智儼大師あり、其下に賢首大師法藏ありて華嚴宗を大成し、澄觀宗密の二人に至り再興せり。是を以て順儼藏觀密を支那の五祖と稱し、本邦の初祖審祥は賢首に就て學び、歸りて之を第二祖良辨に傳ふ。良辨は聖武天皇に歸依せられ、金鐘寺に於て該宗を弘通し、東大寺の別當に任ぜられ僧正に至る。寶龜四年閏十一月十六日壽八十五にして入寂、爾後實忠等定、正進等相續きたりと雖も、良辨在世の時を以て全盛期となす。

第十一節 律宗の教義發達及び傳布

律宗具には戒律宗といふ、蓋し經律論三藏中、此宗獨り律藏によりて立つるに由れり。

支那の五祖と我が

律宗の特

傳説の所

抑釋迦在世五十年間、隨機戒律を立つ。滅後佛弟子八十誦律大毘尼藏を結集す、以後百年間未だ異見なかりしが、一百年の後經律論の所傳皆分れ、律は二部五部及び二十部となる、二十部の律中支那に傳はれるもの、唯だ惣じて四律五論あるのみ、四律中『四分律』六十一卷は、本宗の所依にして曇無德羅漢の誦出するものなり。又之を解釋したる支那激照大師の鈔疏あり、初め曹魏の代に當りて印度僧曇摩訶羅及び曇詭によりて支那に傳へられ、其後姚秦の時佛陀耶舍『四分律』全體を譯し、北魏の孝文帝以後法聰、道覆、慧光、道雲、道洪、智首の律師輩出し、唐朝の道宣、法礪、懷素の三人に至りて分派、南山、相部、東塔の三宗となり、我邦に歸化したる鑒眞は、三宗兼學なりしと雖も、もと道宣の南山宗に出てたれば、本邦の律宗は之に屬せり。

律宗日本流傳は聖武天皇の朝、永弼普照の二師入唐して、揚州の大明寺に詣り、鑒眞和尚に謁し、請ふに戒律を我國に弘傳せんを以てす、和尚之を諾し、遂に孝謙天皇の御代に渡來して東大寺に居り、上一人より下道俗に至る迄、師に就て受戒するもの夥しかりき。然れども今日我が國に一宗としては存せず、唯眞言天台の一分として殘れるのみ。此宗の大意は遮惡持善を本とし、滅罪生善を以て宗とす、其教理は大乗にして、其戒律は小乘なり。斯くの如くなるを以て小乗の戒を大乘戒となさんか爲め、教

相判釋を化教と制教、即ち經論等の精神的と、律藏の儀式的に大別し更に前者を性空相空、唯我の三觀に後者を實法、假名、圓教の三宗に小分し、而して佛の小乘戒も、圓教の深旨を以て見るが故に大乘の戒律となることを説くなり。而して大乘と雖も、此戒律を重んずるは「菩薩本業瓔珞經」に次の如く云へるを以ても知るべし。  
住、在、佛、家、以、戒、爲、宗。

是に於て此宗には五戒、不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不飲酒、六法、殺畜生、盜三錢、摩觸、小妄語、飲酒、非時食、十戒、二百五十戒を法の如く受持せしめ、受戒の多少と前後によりて、佛教徒の等級を定むるにあり。即ち男子にして五戒若しくは六法を受持せし者は、優婆塞(信男)と名づけ、女子にして五戒若しくは六法を受持せる者は、優婆夷(信女)と名くるが如し。

### 第十二節 本迹説と大佛國分寺及忌詞

佛教は汎神教なるより三教一致説漸く旺盛を極むるに至りたれば、本章第九節略説の如く、僧行基は本地垂迹説を唱へ、奈良大佛造立の業を奏したる、亦偶然にあらず、之に關し「元亨釋書」が「神宮雜事」によりて叙したるものあり、其大要に伊勢大神宮は、天照太神の廟なり。初め垂武天皇東大寺を創せんと欲す、即ち思慮すらく我か國家

歷代神に奉ず、今佛宇を營むこと、知らず神慮に戻るや否やと、機宜を試みんと欲す、天平十三年僧行基に勅して佛舍利一粒を授け、伊勢國に詣て、皇太神宮に獻せしむ、行基内宮南門大杉の下に於て、廬を縛して居り、一七日を期して持念天皇の旨を告ぐ、第七日の夜神殿自ら開け大聲に唱へて曰く、

實相眞如之日輪破、生死長夜之暗、本有常住之月輪、拂無明煩惱之雲、吾逢難遇、本願如、開夜得燈、稟難受之寶珠、若渡海得船師、其持舍利藏、理飯高郷、以賴邦家。

と、行基舍利を持して彼所に藏め、都に還りて事を奏す、天皇大に悦び給ふと雖も、更に謂へらく、朕行基を以て朝使となす、恐くは朝議に協はずと、十一月三日重ねて持進右僕射橘公に勅して、勢州に詣てしむ。十五日僕射復た奏す、其夜天皇夢みらく、皇太神宮告げて曰ふ、日輪は是れ毘盧遮那なり、帝其意を得て、營興を爲せよと、言ひ已りて日輪の相を現す、其光赫如たり、帝覺めて感激す、故を以て東大寺の佛像高さ一十六丈、蓋し、廬舍那佛に擬すと、而して廬舍那佛とは「翻譯名義集」に此云、光明遍照とも、又翻爲淨滿とも見え、通貫諸佛とありて佛の本地を表したるものといふべし。大佛の脇士左に觀世音菩薩、右に虚空藏菩薩を崇め、以て中央大佛は天照大神の本地、左は天兒屋根命、右は太玉命となすに至れり。佛教傳來より大佛造立に至る既に百八十餘年



佛教漸く上下に行はると雖も、日本固有の神道依然として勢力を逞うせしかば、佛者は勢ひ替て支那に於て老子、孔子、顔回を釋迦、迦葉、阿難等の垂迹なりと稱せし如く、佛教の融通無碍なる化身を以て諸神を解釋せんとせり。即ち神託を借りて以て神佛兩教一致の信仰を鼓吹したるは、行基が當代の宗教的意識を表したるに外ならず。是れより前天平十三年、五穀豐稔を禱らんが爲、天下諸國に令して各二の國分寺を立て、塔を造り、經を置かしめ給ふ。其僧寺を、金光明四天王護國之寺といひ、二十僧を居らしめて封五十戸、水田十町を給し、其尼寺を法華滅罪之寺と云ひ、水田十町を給せらる。後七年又勅して諸國司等の怠慢を責め、從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小島布施朝臣宅主等を諸道に發遣して、寺地を檢定し、并びに作狀を察せしめ、國司等に命じて使及び國師と與に勝地を簡定して、營繕を急がしめ、郡司の勇幹にして諸事を濟すに堪へたるものを擧げて、専ら造寺を主當せしめ、三年以内にして塔、金堂、僧房を造り了へたらん者は、子孫永年郡領司に任ずることとし、僧寺、尼寺の水田の前入敷の外更に僧寺に九十町、尼寺に四十町を加へ、所司に命じて開墾施入せしめられたり。

次に孝謙天皇の天平寶字中には、僧滿願始めて鹿島神社に神宮寺を建立せしより、遂

國分寺造立

寺地檢定

神宮寺

忌詞

に伊勢加茂、石清水、春日、氣比等諸國の大社には、皆社側に神宮寺を建て別當と稱する僧官を置き、佛像、經典を安じ、朝夕其神社に奉祀することとなりしかば、從來神道と佛道と全く隔離して神道は生々清淨の道、佛教は死者汚穢の道と思考し、伊勢神宮の如きにありては、嚴に神佛を區別し、次の如き忌詞さへありしが、茲に至り神道却つて佛教中に收容せらるゝ状態となれり。

佛を中子 中子とは心の借字にして、人心即佛性と云ふより、佛を心と云ひかへたるなり、今俗間に眼瞠をほとけといふも、皆中心の義なり。

經を染紙 佛經は必ず染紙に寫す、故に斯く稱するなり、蓋し經文多くは黃柏の染紙に寫す例なり、又紺紙を用ひ、金銀泥にて寫したるものあり。

塔を阿良々岐 アラ、ヤとは蘭葱の一種なり、葱花の形狀塔に似たるより、塔婆をアラ、ギと云ひかへたる也。

法師を髮長 法師は髮なきにより其反對をいひたりとぞ。

尼を女髮長 蓋し前と同義に出づ。

優婆塞を角波須 優婆塞とは梵語にして俗人の佛法に歸依する者、善士又は居士と翻譯す、角波須は白布を以て頭髮を包みたる形狀なるによりて斯く云ひかへた

るなり。  
 寺を瓦葺カマツキ 我邦古代は屋根を葺くに草或は板を以てし、瓦葺は専ら寺塔を葺くに用ひしを以てなり。  
 齋食トカシを片食カマシ 僧家戒ありて午前に食するを齋食といひ、午後トカシに食するを非時といふ。片食とは我か朝夕二食するに對し、齋食は片食にあたるを以てかく云ひかへたるなり。

### 第十三節 敬神の詔勅及び氏神崇拜

古來神祇を祭ることは朝廷の政治的儀式なりしが、印度の祈禱支那の卜占等相混入するにつれて、漸く宗教的色彩を添ふるに至り、祭神カミノカミの上に變化カヘリを來せり。嘗て聖武天皇の神龜二年、諸國の神社狼りに雜畜を放ち、また穢臭ありと傳へらるゝや、國司長官等宜しく幣帛を執り、慎みて清め掃ふことを常とすべき旨の詔勅あり、尋て天平元年秋詔して諸國の天神地祇は長官之を祭り、伊勢神關總三百疋を割きて、毎年神祇官の中臣朝臣に賜ひ、又同年に於ける祝部の田租を免さる。斯くて二年夏神祇官に雷火の災ありしを以て、幣を諸國の諸社に奉じ、爾後伊勢太神宮の奉幣使は五位已上卜食の者を宛て、六位已下を用ひざらしめ、秋齋宮供給の年料は爾後官物を用ひて神戶

祭神の變  
 化

の調庸を用ふることなからしむ。三年神祇官の奏に依り庭火御寇神を四時の祭祀に預からしむ、四年七月詔して曰く、  
 春を経て亢旱し、夏に至りて雨ふらず、百川水を減じ、五穀稍凋む、實に朕が不徳の致す所を以てなり、百姓何の罪かあらん、煇萎これ甚だし、宜しく京及び諸國の天神地祇、名山大川に幣帛を致さしむべきなり。

諸社造幣  
 及幣帛

越て九年夏使を伊勢神宮大神社、筑紫の住吉八幡の二社及び香椎宮に遣じ、幣を奉て新羅無禮の狀を告げ、同年秋災疾遽に起りて民間死者多く、諸國風雨頻なりしを以て、從來國有驗の神にして幣帛に預り給はぬを悉く供幣の列に入れ、冬使を畿内及び七道に遣して諸社を造らしむ。十二年藤原廣嗣の亂に依て幣帛を伊勢神宮に奉り、又大將軍大野東人をして八幡神を禱らしめ、天皇伊勢に幸し給ひ、少納言大井王及び中臣忌部をして、幣帛を大神宮に奉らしむ。斯くて後淳仁天皇位に即き給ふや、河内王中臣朝臣池守、忌部宿禰人成等を伊勢に遣して幣帛を大神宮に奉らしめ、又使を諸國に遣して幣を諸國の神社に奉し、以て即位を告げしむ。尋て三年冬神祇大副中臣毛人、少副忌部皆磨をして、幣帛を神宮に奉せしめたり。六年幣を伊勢及び香椎廟に奉し、又諸國神社に奉幣して征韓の軍旅を調ふことを告げしむ。稱徳天皇に至り使を

諸國に遣して、神社を修理し、尋て天平神護元年十一月大嘗會を行ひ給ふや、次の如く宣へり。

今勅久今日方大新嘗乃猶良比乃豐明開行日仁在然此遍能常利別仁在故方朕方佛能御弟子等之善薩乃戒乎受賜天在此仁依天上都方波三寶仁供奉次方天社國社乃神等乎為夜都利末次方仁供奉留親王知多臣多百官能人等天下能人民諸乎感賜慈賜乎念毛奈還天復天下乎治賜故汝等毛安久於多比仁侍天由紀須岐二國乃獻留黑紀白紀乃御酒乎赤丹乃保仁多末倍惠良俊常毛賜酒幣乃物乎賜方以天退止為毛奈御物賜方久宣彼勅久神等方三寶利離天不觸物奈毛止人能念天在然經乎見禮方佛能御法乎護末都尊流方諸乃神仁多知伊末利志家故是以出家人毛白衣毛相雜天供奉仁豈障事波不在止念毛奈本息可之如不思天此乃大嘗方開行止宣御命乎諸聞食止宣。

之を要するに奈良朝以前の敬神は、主として祖先の徳を讃歎し、現世の守護を神に祈りたるも、佛教の傳來したるが爲、過現未の三世を立て、漸く冥福を神佛に祈願するに至り、又諸家の祖先を氏神として崇拜せらるゝに至れり。

抑氏神の山來は垂仁天皇の朝、物部連祖が石上神社を祭り、仁徳天皇の朝、竹田川邊連が竹田神社を祭りし如き、皆これ氏神なりしが、當時祭祀の事表面大に貴はるゝに至

りて、漸く氏神の數を増すに至れり。仁明天皇承和元年正月山城國葛野郡上林郷を伴宿禰等に賜ひて氏神を祭る所とし給ひ、二月勅して小野氏五位已上は春秋の祭毎に官符を待たずして、近江國滋賀郡小野氏神社に往き還ふことを聽し、同四年二月には大春日布瑠栗田の三氏五位已上の者、小野氏に進んで近江氏神社に往くことを聽されたり。又當時大后橘氏の氏神梅宮神を葛野川頭に遷し祭り、藤原氏に至りて不比等鹿島神を氏神として奈良京の傍春日に奉移せしより以來、大に氏神の崇拜を願著ならしめたり。元來我國諸神の裔には各氏あり、而して其氏中に各族あり、之を氏人といひ、其氏人を統治するものを氏上といふ、故に祭事を行ふ時は、氏上必一其氏人を集めて祖神を祭る、是れ氏神祭の由來なり、後世に至りては其本居に祭る所の神を氏神とし、其地に生るゝ者を其神の氏子とするに及べり。氏上は後に氏長者と稱す

### 第十四節 修史事業と神道の經典

我が邦の宗教、祖先崇拜より轉して神道なる成立的宗教を脱化せしむるに至りたる、最初の動機は修史事業にあり、而して其史籍はやがて神道の經典たるに至れり。我が古代歴史は和銅五年正月廿八日、正五位勳五等太朝臣安麻呂が元明帝の勅を奉じ、舍人稗田阿禮が誦す所の勅語舊辭を撰錄して之を進獻せし『古事記』を第一とし、更に

元正天皇の朝一品舍人親王及び安麿等勅を奉し「古事記」を本として他の参考傳説記  
録により「日本書紀」を修撰し、養老四年五月廿一日に至りて成功せし、上神代より下  
持統天皇に終る書紀二十卷、帝王系圖一卷是れなり。

平安朝の初政に至りて修史事業一段の進歩を見、延暦十六年には藤原繼繩、眞道の勅  
撰せし「續日本紀」成り、大同三年には「大同類聚方」成り、忌部廣成の「古語拾遺」成り、弘仁  
五年には藤原緒嗣「日本後紀」を上れり。就中忌部廣成の「古語拾遺」は全く神祇の道  
衰頹して古代の眞を失へるを憤慨し、爲に此書を著して進獻以て神道の復興を計り  
たるものなり。又太神宮を初め重なる神宮儀式帳は、奈良朝末より平安朝の始に記  
せられたるもの少なからず、而も是れ皆神道の成立の宗教をなす材料たるに外なら  
ず。吾人の神代に於ける神話の如き、亦實に此等史籍に憑りたること、既に叙し置き  
たるが如し。

### 第十五節 儒教と吉備眞備

儒教の傳來は佛教に先立つと雖も、其勢力未だ普及せざりしが阿部仲麿及び吉備眞  
備が唐に渡りて儒學を修むるに至り、大に其面目を改めたり。當時唐の都は長安に  
して絶世の學士文人星の如く聚りしかば、上道朝臣眞吉備も年廿四歳にして、元正帝

「古語拾遺」と神宮儀式帳

仲麿と眞備

の靈龜二年遣唐留學生となり、諸儒に従ひ經業を受けんと請ふ、唐主四門助教趙去賦  
に命じ、鴻臚寺に就きて之を教へしむ、眞吉備唐に居ること二十年、聖武天皇の天平七  
年に歸朝し「唐禮」百三十卷、「大衍曆經」一卷、「大衍曆立成」十二卷、測影鐵尺一枚、銅律管一  
部、鐵如方響寫律管聲十二條、「樂書要錄」十卷、絃經淡角弓一張、馬上飲水漆角弓一張、露  
面漆四節角弓一張、射甲箭二十隻、平射箭十隻を齎らし來りて之を獻ず。斯くて眞吉  
備眞備の傳學せし所は、三史、五經、刑律、算術、陰陽、曆道、天文、漏刻、漢音、書道、秘術、雜占の諸  
藝に涉りしかば、唐人も之を愛惜して容易に歸朝を諾せざりきといふ。是を以て歸  
朝の後は大に文運の進歩を資けたること擧げて數ふべからず、就中律令を正し、孔子、  
子思、孟子を祭りて釋奠の儀を定め、儒學の普及を圖りしかば、大に旺隆の緒端を啓さ  
たり。

然れども吉備眞備は傍佛教を敬しは、其著「私教類聚目錄」に五戒と五常とを以て道德  
の要となしたるを以ても知らるゝなり。文武天皇の頃より大學、國學、私學は次第に  
増設せられ、又明經博士、明法博士、文章博士等諸種の學官を置くに至れり。殊に大學  
の明經博士は重要なる地位を占めて、専ら清原、中原の二氏が之に任ぜられ、儒學を教  
授し、釋奠の儀式を執行し、漸く儒學が宗教的形體を構成するに至れり。而も所謂明

傳學の諸

官學校と學

經道の教科とする經書にては「孝經」「論語」を必修なるものとし、更に「禮記」「左傳」以上大經「毛詩」「周禮」「儀禮」以上中經「周易」「尚書」以上小經中二經乃至五經を通涉せしめたり。是を以て儒教は學者に行はれたりと雖も、皆暗誦外儀を事として、佛教の如く其義理を味はれざりしは、後世儒教の隆盛を來す潜伏期たりしに過ぎず。

### 第十六節 民間宗教と修驗道

聖武孝謙等歷代の天皇が、佛法を興隆せられてより、佛教が奈良の都の人心を風靡する時に當り、地方民間に於ては高妙なる佛理を悟らず、却つて怪異の迷信に耽るもの多かりき。されば天平元年の勅にも異端を學習し、幻術を蓄積し、魘魅咒咀して百姓を害ひ傷る者は首は斬、從は流に所せん、若山林に停住し、詐りて佛法を道ひ自作して他を教へ傳習して業を授け、印を封じ符を書し、藥を合せ毒を造り、萬方恠を作し、勅禁に違犯する者も罪亦此の如しとあり。又翌年九月の勅にも安藝周防の國人等、妄に禍福を説き、多く人衆を集め、死魂を妖祠して云に祈る所あり、又近京左側の山原に多人を聚集し、妖言して衆を惑はす多きは則萬人、少なきは乃ち數千人、此の如き徒深く憲法に違へり、若は更に因修して害を爲すこと滋甚し、自今以後然らしむること勿れとありしに徴しても、其一斑を知るに足らん。

怪異の感  
信

聖賢と大  
峯

山伏の起  
源

五明と六  
度と戒律

此時に當りて既に叙したる役小角を祖とせる修驗者山伏は、此等迷信中の最なるものなり。抑小角が大和國大峯山を始め外三十六の名山を開きて他界せし後、毒蛇出沒して人を害するにより、一百八十年間人跡を絶つに至る、時に奈良東大寺に強力の僧あり、聖賢といふ時の帝より天國の御劔を受けて、毒蛇猛獸を退治し、大峰を再開す。是に於て諸山の參籠者舊に倍して多く、歲月を経るに従ひ、自然是が先達者生じ、信者を案内して吉野より熊野に至る横貫入峰の事行はれ、參詣年毎に盛に、二回三回と入峰する者自ら先達と稱して他を誘引入峯す。時に病人に加持する者あり、是れ即ち山伏の起源なりとす、以下平安朝に屬すれども、聖賢後に眞言宗に入りしと、天台の智證大師入峯せし事ありしにより、信者も多くは天台眞言の者のみなりしが、愚痴蒙昧者の常として入峯の先達等天台眞言兩宗の優劣を諍ひ、入峰列式の前後を争ふなど、年々の公事訴訟絶ゆる事なきに至れり。豈又以て民間宗教が教理の奈何よりも所謂雷同的迷信に出づるもの多きを證するに足らんか。(聖賢は論理源大師、京都醍醐寺の開祖也)

### 第十七節 奈良佛教の道德文學に及ぼせる影響

儒教に六藝を重んずるが如く、佛教には内明、因明、聲明、工巧、明醫、方明等の五明を以て學問の部を分ち、儒教が五倫五常を道德の要とするが如く、佛教には六波羅密、即ち六

放生會

度を説き、又律部には五戒十戒乃至二百五十戒等の道徳を規定し、就中儒教の仁義に比すべき慈悲を以て佛教道徳の根本とせり。是に於てか聖武天皇以後に至りて、天皇の政を行ひ給ふも、畢竟は此旨を布演して民を安からしむるに外ならずとせられ、天武天皇以後屢大赦を行はせ給ひしが如き、亦此意に存するならんか。孝謙天皇以後は一種の放生會とて生物を放つこと慈善の行事として之を行はしめ給へり。されば天皇詔したまはく、

竊以放生之中、莫若救人、宜依茲教、可大赦天下。

光仁天皇の勅にも次の如く宣へり。

經云、應放雜類衆生、朕以雜類之中、人最爲貴、中略可大赦天下。

人命を重んじ、生物を殺害することを戒むるは佛戒中の第一位にあればなり。五戒とは即ち不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不飲酒にして十善戒とは之に此中の不飲酒を除きて不惡口、不兩舌、不綺語、不貪慾、不瞋恚、不邪見を加へたるものなり。

又「俱舍論」及び「八宗綱要」に依るに前の五戒に六、香油塗身戒、七、歌舞觀聽戒、八、高廣大床戒、九、非時食戒、十、捉金銀寶戒とありて、全く出家の持つものとす、今の分類は何れに依るや審かならず。此等の戒殺生、禁斷は最も嚴に行はれ甚だしきに至りては肉食を

殺生禁斷

停止する起因をなせり。元正天皇養老五年六月勅して放生司を廢し、大膳職の長上を止め、之に使役せる品部は悉く之をやめて公戸に同うせしめ給ひしは、又不殺生戒に出でしなり。天平二年九月の詔勅中に宣く、

又造法、又陸捕禽獸者、先朝禁斷、擅發兵馬人衆者、當今不聽、中略而諸國仍作法、雖擅發人兵、殺害猪鹿、計無頭數、非直多害生命、實亦違犯程章、宜頒諸道、並須禁斷。

天平十七年には三年間天下一切の宍を殺すことを禁じ、天皇の不豫平癒を祈られたることあり、其後天平寶字八年にも嚴に殺生禁斷の詔勅下りて、大に慈悲の徳を普及したるに似たりと雖も、他の不邪淫、不飲酒等は極めて等閑に附せられたるに似たり。勿論僧侶は戒法を秉持し酒肉を斷し、女色を遠け、修道練行すべきものなれども、當時果して僧尼令の如き能く行はれたるや否、疑なきにあらず。現に天武天皇朱雀元年正月に、三綱律師及び大官大寺の知事、佐官等九人の僧を召し、俗の供養を以て饜したることあり。且つや佛教盛なるに乗じ浮浪の徒課役を脱れんが爲に僧風をなすもの少なからざりしかば、其風儀頽然として紊れ、奈良朝末に至りては殆ど其極に達し、肉食妻帯の如きも亦人の怪まざる所となりしならむ。次に文學に及ぼしたる佛教の影響は、未だ平安鎌倉時代に比すべからずと雖も、漢文には自由に佛語を使用せら

僧尼令と

【萬葉集】  
中の佛歌

れ「紀」記等も明に神佛混ざるなきやを疑ふ所なきに非ず、無論佛典としては聖徳太子以後の高僧大徳が著はしたるもの、汗牛充棟も管ならざるなり。韻文にして漢詩和歌にあらはれ「懷風藻」及び「萬葉集」等に載せらるゝもの、獨り僧侶の作にあらずして佛意を詠じたるものあり、而も多くは無常輪廻、來世等の觀念を表せる、又以て佛歌の影響如何を推測するに足らんか、「萬葉集」に次の歌あり。

十一年巳卯朔而後悲嘆秋風 家持

虛蟬之代者無常跡知物乎、秋風寒思努妣都流可毛

滿誓沙彌歌

世間乎何物爾將覺且開榜去師船之跡無如

傷惜寧樂京荒墟作歌 山上憶良

世間乎常無物跡今曾知平城京師之移徒見者

### 第四章 台密最盛期の宗教

#### 第一節 神儒佛道の四教

奈良朝末より平安朝藤原氏政權を掌握するに至りて政教漸く分離し、且桓武天皇平

「孝經」の  
傳播

修驗道の  
二派

安奠都により宗教の中心に移動を生ぜり。初め奈良朝の佛教全盛期に當り、儒教稱その曙光を示したる端緒は我が聖武天皇の御宇、支那にありて唐の玄宗皇帝の代なれば、唐朝の最盛に當り、儒教は佛教とその雌雄を争へり。而して前章所述の如く是より前元正天皇の代、吉備眞備、阿部仲磨二人をして入唐留學せしめ、仲磨は唐にあること三十八年、才名を彼の地に擧げ官位を授かり、有名なる詩人李白の如き、其の友たりしが、不幸遂に學を齎し歸るの機を失して、唐國に卒したるが、吉備眞備に至りては、後世儒教の祖と稱せられたり。孝謙天皇の御代には、毎戸「孝經」二本を藏すべき命を下され、又孝子、貞婦、旌表等の制をも施かれ、弘文院、勸學院等の私學なるもの、尠からず建てられたり。奈良朝の文學には、神明に告白する祝詞ありと雖も、儒佛兩教をも相並べて題目とせる文學少かりき、平安朝に至りて始めて此等を文學に調和し、別して滿廷の公卿は文弱に流るゝの弊風を醸成し、花月に耽りて、誤謬の佛教に惑溺し、物の怪、生靈等の祟りを畏れ、加持祈禱盛に行はるゝに至りしかば、役小角が大峯山に入りて悟得したりといへる修驗道の末流山伏は、過當の優待を受けたり。蓋し前に叙述したる如く、小角の後入峰絶ゆること一百八十餘年なりしが、聖實僧正始めて吉野より入峯せしを後世吉野より入峰の始とし、後白河天皇參籠の時に當り、天台宗三井の増譽

僧正その先達たりし故、其賞として熊野三山の檢校を命ぜられしより以來、修驗道に前者の當山派と後者の本山派との二派を生ぜり。聖寶は醍醐三寶院の祖たりしより當院を本寺とし行者の入峯を當峯修行といふ。又本山派は三井聖護院の所管に屬し、行者を本覺の山伏と稱す、毎年前派は三度、後派は一度山上奥院に於て太平安全の祈禱を修する例とし、徳川の世本山派の役寺、水川大乘院、當山派の役寺、湯島風閣寺は總べて公事を辨せり。然れども從來神儒佛の三教は鼎立をなして未だ全く調和したるに非ざりしかば、平安朝の僧侶は先づ此融和を大成せずんば神儒佛の衝突絶えず、隨つて佛教弘道の爲に不利なるを悟り、僧空海の如き眞言秘密宗の祖にして、兩部習合神道を唱道せしのみならず、三教指歸三卷を著はして、儒佛道の三教一致を論じ、天台宗の祖たる僧最澄は「山王一實神道」「鎮護國家章」「顯戒論」等により神佛調和論を主張し、印度思想も支那思想も日本の祖先崇拜と相融合する状態に趨きたり、故に又儒教の朝廷に用ひらるゝと共に陰陽道行はれ、宇多天皇の朝に賀茂忠行なる者あり、陰陽推歩の術を善くし、吉凶を判じ、善惡を占ふ、其子保憲能く其術を傳ふ。こゝに於てこれを陰陽頭オンヤウカウに任じ、天文博士を兼ね、曆日によつて年の豊凶を卜し、天災地妖を前知す。保憲の子光榮曆術に達し、弟子安部晴明天文に通ず、殊に晴明天文雜占

三教指  
歸と山  
神

陰陽道と  
曆術

儒佛道  
の混和

鬼門庚申  
待等の迷

を事とし鬼神を使役して諸種奇術を演ずと稱せらるゝに至れり。斯くて漸次儒佛道教など混和して、九星を分ちこれに縁佛を付し、辰年の者は文珠菩薩巳年の者は地藏菩薩、申年は觀音菩薩なりといひ、又曆の上にも明かに其忌むべき日を書きなどして申の日には嫁入に悪しく、腹帯は戌の日に限るといふが如きことも信ぜられ、諸種の迷信行はれたり。「源氏物語」等にも知らるゝ如く、病氣ありとも醫藥を用ふるこゝとなく、卜占禁厭を信じ、支那陰陽道より來れる迷信には鬼門クイモンとて北東即ち丑寅に當れる方向を忌み、庚申待とて庚申の夜には人身中の三尸といへる鬼神天に上りて司命とて人の生命を司る星に、人の過失罪惡を訴ふと信ず。是を以て其神の司命を待つとて、内裏の御遊を初め、下流社會に至る迄詩歌管絃に夜を更かしたり。又佛教より來れる信仰には輪廻リンエ轉生テウシヤウ説あり、三條上皇の眼病を羅ひたまひ、殆ど盲目となりたるは、朝家に御怨あるもの、死して天狗と變じ、上皇の御頭に乗り、翼を以て御眼を覆ふなりとか、比叡山に經卷を嚙むの鼠は、頼豪阿闍梨の變生なりとかいへる俗信行はれ、天災地妖を皆な加持祈禱か、若くは卜占禁厭を以て治し得べしとなし、平將門下總に叛き藤原純友伊豫に叛きしも、之を討つの前先づ祈禱を以て平ぐべしと信ぜられ、又都大路にも鬼棲めりとして恐悸せざるものなきに至れり。



### 第二節 天台宗の教義及び發達

天台の所  
依と智者  
大師

神儒道の柱石として吉備真備或は菅原道真の如き學徳兼備の大儒ありしに拘らず  
 宗教若くは學問は悉く僧侶の壓倒する所たりしは亂世に於ける自然の勢にして佛  
 教は比叡山に天台あり、高野山に眞言宗あり、平安にも亦各その本據ありて當代の宗  
 教は實に此二宗を以て中心とし、神儒道亦前節所述の如く、兩宗の内容として攝取せ  
 られたり、天台宗正所依經典は「妙法蓮華經」にして「大智度論」を以て指南となし、「涅槃  
 經」を扶疏即ち補助の經とし、「小品經」を以て觀法の所依となす、而して天台宗と名く  
 るは支那天台山に出づ、天台山は本宗の高祖智者大師棲身入寂の地たるのみならず、  
 斯法を弘通せられたる所なればなり。故に又智者大師を天台大師とも云ふ。夫れ  
 我國の天台宗は支那の天台宗に、密禪の二宗及び菩薩圓戒を加へたる者にして、僧安  
 然の如き自ら華天即ち支那、印度にも見ざる所と稱せり抑天台宗にては教相止觀の  
 二部より成り、教相は前所述の如く五時教に外ならざるが、止觀とは、教相によりて研  
 究せし結果を客觀的に認識して吾人の一心に應用し以て佛果を得る實行的方面な  
 り。教相に關しては第三章第一節に講ぜし如く、華嚴、阿含、方等、般若、法華涅槃の五時  
 教を出てず、又之を化儀の四教即ち頓、漸、秘密、不定の四種に、化法の四教即ち藏、通、別、圓

我國特殊  
の天台

五時四教

一念三千

の四種合して八教に分かれ、八教中無論天台は一切の教を包めども、正しく第八の  
 圓頓圓融の妙法に屬す。今その意を略説せん、一念三千三諦圓融の觀をこらして  
 煩惱即菩提、生死即涅槃の妙境に達するを以て宗旨となす、その一念三千とは、染淨の  
 諸法即ち森羅萬象たる三千に過ぎず、此の三千の諸法宛然衆生の心性に居すといふ  
 ことなり、即ち「法華經」の方便品に、

唯佛與佛、乃能究盡諸法實相、

(天台宗にては本宗の教義を止觀業といひ其密教を遮那業といふ、而して)  
朝廷の勅諭は常に後者にありしを以て自ら密教を以て表面に置けり。

十界十如

と説ける是れなり、三千の諸法とは凡聖合論するに地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天、聲聞、緣  
 覺、菩薩、佛の十界なり、此の中初めの六を六凡、後の四を四聖と稱す、而して此十界は一  
 界毎に所謂諸法如是相、如是性、如是體、如是力、如是作、如是因、如是緣、如是果、如是報、如是  
 本末究竟の十如是を各具足せり。如是といふは所謂相、性、體、力、作、因、緣、果報も本來法  
 爾として動せざるの義なり、此の如く十界の衆生各十如是を具すれば、十界百如なり、  
 然るに十界に互に十界を具足して、地獄にも餘の九界を具し、餓鬼にも亦餘の九界を  
 具し、乃至佛界にも餘の九界を具すれば百界となる、故に百界に千の如是あり、此を百  
 界千如といふ、此の百界千如を三種の世間に約すれば三千となるなり、三種の世間と  
 は五陰世間、衆生世間、國土世間なり、而して五陰は俱舍宗に精叙したる五蘊にして、世

「摩訶止觀」の觀

間は間隔の義なり、衆生世間といふは、彼の五陰が造作する所の有情なり、國土世間といふはかの有情の依止する所の依報なり、是を總じて三千の諸法と云ふ、此三千の諸法衆生一念の心性に具して本來不動なるを、一念三千の法門といふなり、智者大師所説「摩訶止觀」第五に曰く、

此三千在一念心、若無心而已、介爾有心、即具三千。

支那智者大師の法孫湛然の「摩訶止觀、輔行傳弘決」第五に此を受けていはく、

言介爾者、謂刹那心無間相續、未曾斷絕、緣一刹那三千具足。

此三千の觀を修するに空假中の三諦の觀あり、空諦は三千の諸法を空なりと觀じ、假諦は之を有なりと觀じ、中諦は之を非有非空と觀するなり、而して此三諦互に雙非雙照の用あり、雙非とは空は有を破し、有は空を破す、中道は有空を破するなり。雙照とは此の三諦互に破すれども、而も宛然として存すれば破すべき處もなく、取るべき處もなく、圓融無碍にして不可思議なり、之を圓融の三諦といひ、三諦一如、非三非一と稱す、衆生此の三諦の理を知らざるが故に、無始已來生死に輪廻せり。三諦の理とは即ち眞如法界の一體なり、眞如とは佛性なり、又は之を法性とも、法身とも、第一義諦とも、如來藏ともいへる者にして、此一念三千の理を達觀すれば、煩惱即菩提、生死即涅槃な

空假中の三諦一如

三諦一如

(即とは即佛の尊也)

六即の次位

即身成佛

最近略傳

而して圓頓の行者此三諦の觀を修行するを十乘の觀法に分つ、而して立宗の要は結極妄念動亂して止まざる吾心をして、四教の旨を達觀悟了せしむるにありて、其進歩の階級海地の凡夫より、妙覺の極位に至る迄、理即、名字即、相似即、分眞即、究竟即といふ六即の次位を立つ。斯く教門に約して修入の道を論ずる時は、六即の次位ありと雖も、觀道の心を以て一念頓成を談ずる時は、一一に此階級を経るとは、五はざるなり。上にいふ處の三千の諸法は衆生にあるときも、其性を尋ねれば平等にして異なし、湛然の「法華玄義釋籤」の第六に三千の理にあるをば同じく無明と名く、三千の果成ずるをば悉く常樂と稱す、三千あらたむることなければ無明即明なりといへるは此意なり。されば無明即明なるが故に、煩惱即菩提なりと達し、煩惱即菩提なるが故に衆生是佛なりと知るを本來成佛といふ、本來成佛の義を了するを即身成佛ともいふなり。元來天台宗は支那南北朝時代北齊に生れたる慧文に端緒を開き、慧思禪師を経て天台大師に至り大成せられたるが、我邦に天台を傳へたる僧最澄は俗姓三津氏、幼名廣野、江州滋賀の人、其先は後漢の孝獻帝に出づ、稱徳天皇神護景雲元年八月十八日を以て生る、少くして近江の國師行表に隨ひ、更に空海等と共に性相の學を南都に研磨し、後東大寺鑒眞和尚の門下において天台の教籍を得、深く此教義に歸し、年二十

叡山に草庵を結びて此に住し、獨り三觀の理を究めしが遂に其妙旨を發揮し、年三十八歳其徒義真と入唐す、義真は相州の人俗姓九子連幼にして出家法相を傳へしが天台に歸し漢語に通ぜしを以て最澄に從つて譯語の任を受けたるなり、最澄在唐一年にして歸朝天台の經釋を求め、叡山を本據として開宗、三諦一如の妙教を宣流す、是に於て義真、圓澄等其後を襲ふ。次て慈覺智證二大師の入唐歸朝後盛に戒壇を設立して上一人より朝野の道俗に至る迄大乘戒を授け、以て南都從來の小乘戒に對して獨立を計れり。初め傳教大師は南都小乘戒壇の徒に妨げられしかば、其理由として第一天台の大乘は鎮護國家の利益あり、第二戒定慧の三學は一具の法、即ち三者不離なる關係あるが故に、天台の如き定慧大乘なれば、戒亦大乘圓頓ならざるべからず、是れ南都六宗の依れる小乘戒壇に獨立すべき所以なりと、遂に弘仁十一年、「願戒論」及び「血脈譜」を製作して奈良學僧を反駁し、同十三年六月四日五十六歳にして、後事を義真に托し志を全うせずして寂す。天長三年に至りて從來僧侶僧官を取扱ひつゝありし僧綱所管以外叡山に於て授戒の式を公開するの允許を得、清和天皇貞觀八年傳教大師の號を贈らる、是れ實に本邦大師號の初めなり。因に戒定慧の三學中戒は過を止め非を勸ぐの制にして、三歸戒、五戒、八戒、十善戒、二百五十戒、十無盡戒等あり、定は禪にし

戒定慧の  
三學

て心を一境所に止め散亂せざるに名け、慧は惑を破りて真證を得るものなり。

### 第三節 天台宗の傳布と其影響

傳教大師一度叡山を開きて南都小乘の戒定慧は下劣なり、須く大乘圓頓の戒定慧を修すべしとの誓願を發し、此が爲に身命を惜まざると、或は論疏を著はし、或は奏文を上達し、遂にその遺志空しからず、新戒壇の勅許を蒙りしより、俄然天台宗の昌盛を來し、後別れて三派となれり、即ち一には單稱の天台宗、本寺は延曆寺にして傳教の開く所なるが慈覺大師に至りて座主の公稱あり、慈覺大師諱は圓仁、下野國都賀郡壬生の人、佛像の彫刻に巧みに、承和五年より入唐十四年歸來天台座主たりしが、貞觀六年一月七十一歳にして寂し、同八年に至りて大師號を贈らる。

天台宗  
慈覺大師

抑我が邦の密教は古來眞言宗の特有なる如く傳ふれども、決して然らず、弘法大師が齋らせしに先ちて、傳教大師も亦已に之を傳へたり。然れども天台密のよく東寺の眞言密と相競ふに至りしは慈覺以後のことにして之を台密といふ所謂此台密にては天台の教義を根本として圓密一致を説くと雖も、時勢の趨向は却つて密教を圓教の上に置き、理論を旨と説く天台の理密は、行事を實踐するに重きを置く眞言の事密と、歸する所相一致せりといへども、眞言にては漸く天台を評して理同事勝なりと

台密

寺門派と  
知照大師

眞盛派と  
眞盛上人

入幡大菩  
薩と結界

判し従つて叡山も密教に化し南都も亦之と同等なる傾向を見るに及べり。二に天台寺門派は是れ傳教の法孫智證大師の開く所たり智證の諱は圓珍俗姓和氣氏讃岐國那珂郡の人弘法の姪なり文徳天皇仁壽三年八月入唐し圓密二教を學び在唐四年にして歸朝貞觀元年大友氏の請により近江國三井寺を傳法灌頂の道場となす圓珍は天台第五の座主となり宇多天皇寛平三年七月七十八歳にして寂す。三に眞盛派は是れ後土御門帝文明中眞盛上人叡山を出て、江州坂本の西教寺に住し持戒と稱名念佛とを勤めたるに起り室町時代念佛宗の盛時に同化せられたるものなり。斯の如く天台宗碩徳多きに従つて其威化の事實に顯はれたるもの擧げて數ふるに追あらず而して其最も行はれ尊重せられたるは皇家にあり。今略其主なるものを示さん。桓武天皇延暦元年五月八幡大神を自在大菩薩と稱し比叡山根本中堂たる一乘止觀院を創するや四方三十六町を限りて淨界を結ぶ是れ結界の始めにして、不淨のものは決して此結界内に入ること能はず別して女人は固く登山を禁ぜられたり。嵯峨天皇弘仁十三年六月最澄寂するや帝之を宸悼し初七日に至りて特に右大臣藤原冬嗣を遣はして戒壇允許の詔勅を賜はりたるのみならず御製の詩六首を賜ふ。最澄曾て入唐の時筑前三笠郡四方寺の峯に寓せし時盲人某に一心三觀の法及

地神官僧  
灌頂と天島の

空海時傳

び地神經陀羅尼等を授く蓋し陀羅尼は又陀羅那といひ總持と譯す衆徳を具包する名號にて又能持能遮或は遮持と譯す種々の善法を集めて能く持し惡不善根の心を遮斷して之を生ぜざらしむるを義とす即ち支那の禁咒に當り殆ど不可説の奧義を有せる文なり。盲人其教によりて有縁の人を化し門流稍九州中國に蔓延す是れ地神官僧の始にして後に粟田青蓮院に於て統轄せるものなり。文徳帝三年三月帝圓仁に従つて灌頂を禀け貞觀六年七月清和帝仁壽殿に於て圓珍に灌頂を受けさせられ光孝帝仁和二年圓珍紫宸殿に於て護摩の法を修するが如き是れ平安朝に於ける天台宗旺盛の反影なり。

#### 第四節 眞言宗の教義及び發達

天台の祖と並肩して平安朝宗教の牛耳を把りしは我邦伊呂波假名の普及者たる僧空海即ち後の弘法大師にして寶龜五年讃岐國多度に生る俗姓佐伯氏少くして儒教を外舅阿部大足に學び稍長じて京都に學び大學明經科に入りしも意に滿たず終に志を佛教に傾け「求聞持法」二部を得て諸國の名山大川を跋渉し寂寞無人の境を求めて精進練行したる後京都に歸りて「三教指歸」三卷を著はし儒佛道の大要を述べたり。延暦十七年二十五にして出家し三論を奈良大安寺に學ぶ次て延暦二十三年最澄と

共に入唐し青龍寺の慧果阿闍梨に遇うて金剛界胎藏界兩部の大法秘密の奧義を傳授し兼ねて般若三藏等より悉曇を傳ふ。滯留すること凡そ二年大同元年内外の典籍數百冊を賣らして歸朝し高雄山寺に於て「仁王經」の大法を勤修し鎮護國家の祈禱をなしてより名聲頓に四方に傳はり秘密灌頂を受くるもの道俗夥し弘仁七年遂に嵯峨天皇の勅許を蒙りて高野山に金剛峯寺を創し眞言秘密宗を弘通せり。眞言宗の所依經典は「大日經」或は「摩訶毘遮那神變加持經」と言へる者と「金剛頂經」なり之を眞言宗正所依兩部の大經と稱す。而して「大日經」には三本の不同あり「金剛頂經」にも亦四本の不同あり論藏には龍猛菩薩の「菩提心論」二卷及「釋摩訶衍論」十卷是なり而して眞言宗の名は教主法身如來が「大日經」には入眞言門と云ひ「金剛頂經」には眞言陀羅尼といひて自ら其宗名を擧ぐる者に依れりといふ。抑眞言宗は印度支那等の單なる秘密教と異なれども初め密教は印度の龍猛龍智の二論師によりて創唱せられ支那には善無畏金剛智不空等相承け唐朝の中頃盛大となり我が奈良朝にも隱然行はれしが弘法大師は地水火風空識の六大と大三昧耶法羯磨の四曼荼羅と身業口業意業三密法門に基き機教相應と教益甚深の二門に依りて遂に成佛するの理を明にせり。而して其法門を他の諸教に比して優劣を明さん爲佛身論を立つ曰く佛に

眞言所依經典

六大四曼  
三密

法報應の三身ありとすれば教も三類に分れざるべからず應身説を小乗教とし報身説を大乘教となし法身説を秘密教となす此法身説の秘密教に對すれば報應二身の説なる大乘小乗は合して之を顯教といふべし故に横に顯密二教を以て分ち顯教は淺近なり秘密教は深遠なりとす更に顯密二教の深淺等差を知らしめんが爲め十住心を立つ。第一に異生羝羊心とは最も下劣なる凡夫にして恰も羝羊の如く我に迷ひ獸心に住する機なり。第二恐重持齋心とは愚昧にして童蒙の如しと雖も世間普通の道心に住す第三嬰童無畏心とは總じて第二住心の如きものにして稍宗教心を發し安心無畏に住すれども未だ眞解脱を得ず以上の三住心は是れ世間教に於ける機類にして佛法を信ぜざる三惡道入天の止住する所なり。第四唯蘊無我心とは是れ始めて因果の理を悟れども聲聞鈍根なるものが唯だ我が身を觀するに色受想行識の五蘊ありて我なしと體達するものなり。第五拔業因種心とは獨り自ら道理を考察して獨覺する緣覺地のもの因果應報の理を悟り無明煩惱の業因種を除く心に住す而して其因果により生死流轉する有機を十二因縁といふ。其業の初は無明にして之を除けば自ら開悟す今十二因縁を説かば先づ過去因は無明及び行にして現在果は識名色六處觸及び受なり。而して次に現在因は愛取有にして未來果は即ち

生及び老死なりとするもの以上二住心は是れ小乗教に於ける機類なり。第六他縁大乘心とは法相宗の教意にして利他の大乗に進みたる心なり。第七覺心不住心とは三論宗の教意にして一切非有非空と觀じ、不常不斷不來不去不異不一不滅不生の八不に安住する心なり。第八如實一道心とは天台宗の教意にして煩惱即菩提生死即涅槃の平等一如の見地に住する心なり。第九極無自性心とは華嚴宗の教意を指すものにして、顯教中最極教にして事事無碍法界圓融の心に住す。此等九住心迄は則皆顯教の住心なり。次に第十住心たる秘密莊嚴心とは眞言密教の教意にて即事而眞當相即道を説く深蘊の教なれば顯教の能く知る所にあらず、是れ即ち秘密教たる所以にして、其眞理には種々雜多の萬徳を莊嚴具足し、六大四曼三密を以て即身成佛するを宗旨とせり。斯の如く善人は善に心を止め、惡人は惡に心を住むるより、十住心を區別したるものにして、住は安住法即ち心の止まる所なり。如上十住心は是れ弘法が「大日經」住心品の意を得て當時の各外道各佛教を十段に分ち、以て其深淺高下の等差を知らしむるものにして、眞言密教の顯教各種に最上なる所以たり。此最頂點の秘密臺に上らんとするには、顯教九心の楷梯を經由せざるべからざるものとす。而も此秘密莊嚴心に達する修行に、教相と事相と二途あり、教相とは覺の所在を知

教相と事相

大日如來

ることにして、事相とは修すべきの道を示すものなり。先づ事相とは大日如來金剛薩埵より相承せる修行の次第を、師資相承して印契誦咒以下、その作法一事として述せず、之を學びて修行するなり。斯の如く其義理を解了せざれども、軌則に任せて法の如く勤行すれば、必ず悉地成就して現世及び當來の益を得るなり、「大日經」に曰く、  
 欲於此生入悉地隨其所應思念之親於尊所受明法觀察相應作成就。  
 と是れ其意なり、蓋し大日如來とは梵語に毘盧遮那といひ、最高顯廣眼藏等と譯す、又毘盧遮那是日の別名なり、即ち除暗遍照の義なり、又遍一切處と言ふ、眞如平等、性相常然、身土無碍にして如來の法身に心く、亦一切法性常住不變なるを大日と名く、一切衆生の心性も諸佛如來の心性も皆此一に歸し、无始无終にして、恒に一切衆生の心々に本來本有として具す、故に法界體性智身なりと解せり。金剛とは梵語に跋折羅、折迦羅、越罔縛、左羅、燦迦羅、又は伐羅罔と云ふ、其色紫石英の如く、形狀蕎麥の如し、百鍊すれども消せず、玉を截ると泥の如し、方寸ならば数十里内所有の萬物を此に現すべしと、仍て希有にして眞光あるもの、譬喩に用ひたるなり。薩埵は具さに菩提薩埵、摩訶薩埵といひ、三の釋義あり、一に菩提は是れ所求の佛果、薩埵は是れ所化の衆生にして、即ち悲智所緣の境なれば、其境に従つて斯く名づけたり。二に菩提は是れ所求の果

報にして薩埵は是れ能求の人なり、此能所合するが故に菩薩と名づく。三に薩埵此には勇猛と云ふ、謂く大菩提に向つて勇猛に求むるが故なりと、又以て大日如來金剛薩埵とは、是れ眞言宗の理想とせる眞理を具體的に見たるものに外ならざるを知るに足らんか。次に事相に對し教相といふは此教に立つる所の宗旨を了知せんが爲、前舉ぐる所の三部妙典の深奥を解し、かの疏已下の教義を學びて秘訣を受くるなり。凡そ此事教二相を修し即身成佛を以て宗致とすれども、直に即身成佛の説を談ずる文もあり、また即身に佛果の地に入る資格を備ふる益ありと明かせる説もあり。而して即身成佛に三種あり、理具加持顯得にして理具の即身成佛とは一切衆生の自身の中に金剛界胎藏界兩部の曼陀羅法然として具するなり。加持の即身成佛とは、三密の加持によりてかの身中の諸尊顯現するなり。顯得の即身成佛とは三密の修行成就しぬれば、即身に萬行を具へて、實の如く自心を知りて眞實の證悟にかなふなり。弘法は此法弘通の爲に弘仁七年高野山を開きし後、東南海の諸國を巡錫して名山荒野を開墾し、同十四年に至りて朝廷東寺を弘法に賜ひ、鎮護國家の道場とし、號を教王護國寺と云ふ。是に於て眞言僧五十餘人を置かしめ、以て唐の内道場の制に模す、次て承和元年宮中にて眞言院を建て、明年一月八日より一七日の間國家の爲に兩部の

理具、加持、顯得

教王護國寺

眞言院

大法を修行し、三月廿一日行年六十二歳を以て山中眞言堂に於て寂す、醍醐天皇延喜二十一年、勅して弘法大師の諡號を賜ふ。大師の所著『即身成佛義』、『十住心論』、『秘藏寶鑰』、『般若心經秘鍵』、『二教論』、『聲字實相義』、『吽字義』其他事相に關するもの少なからず、『性靈集』は弟子眞濟の集成する所なり。弘法の滅後密教愈盛に實慧眞雅眞紹を経て宗叡僧正に至れり、宗叡は清和天皇の崇重する所となり、東寺に於て灌頂壇を開き、密教を教授せしかば四方の學徒群を列ね、貞觀十六年、天皇に金剛三摩耶戒を授け奉り、國家鎮護の爲に金胎兩部の大曼荼羅を宮中に安置す。又陽成天皇は僧正によりて落飾受灌し給ひ、僧正を伴ひて畿内の名刹を遊覽せられ、是に至りて天台初め、奈良朝六宗皆密教の下に伏し、平安朝三百有餘年間、佛敎は眞言によりて支配せられ、佛敎によりて、日本宗敎は支配せられたり。

灌頂壇

十大弟子

### 第五節 眞言宗の傳布と其影響

弘法の密教を闡揚せしより、その門弟尠少ならざりしが、就中大師附法の十大弟子眞濟眞雅實慧道雄圓明眞如泉隣泰範智泉忠延あり。實慧僧都は姓佐伯氏、讃州の人、日本第二の阿闍梨たり、東寺に弘法の遺業を繼紹し、長者となり、一切の法會等政府の治部省を經ずして專行すること、叡山延曆寺に準ずるに至る、承和十年十一月始めて灌

道興と眞

頂院に春秋二季の兩部灌頂を置き之より年々灌頂を行ふ。晩年河内杵尾の側に法禪寺を構へて之に居り、同十四年十一月六十二歳にして寂し、私に稱して道興大師といふ。次に眞濟僧正は姓紀氏山城の人、眞言宗にして僧正に任ぜられたる最初の人なり。眞濟神護寺の後を受け、後東寺に住す、貞觀二年六十一歳を以て寂す、著はす所『曼荼羅次第』『高雄口訣』『金剛胎藏總行五部肝心記』等頗る多し。

眞雅僧正

實慧眞濟の寂後眞雅僧正長者の職を襲ふ、僧正は姓佐伯氏讃岐の人、空海の族弟なり、聲明法即ち讀經に節を加ふる梵唄を大師に受け、天台の慈覺と相並び聞くものをして隨喜渴仰せしめ、天皇の歸依特に深く、法印大和尚位に補せられ、轡車宮に入るを許さる、斯くて觀勒以降斷續常なかりし法務の職に就き、元慶三年享年七十有九を以て寂す。其弟子眞然源仁眞如、載資、慧宿等あり、就中眞如上人は平城天皇の第一子、嵯峨天皇の廢太子たりしが、出家の後七十餘歳にして單身印度に渡せんと企てられ、途にして薨じ給ふと傳ふ。而して淳和天皇の御子仁明天皇の廢太子、恒寂親王も亦眞如上人の弟子たり、かくの如くにして寺院に門跡なるものあるに至れる、又以て眞言が天台宗と共に皇族公卿の歸依、淺からざりしを推知するに足らんか。源仁は東寺第二の長者として世に南池院僧都といひ、光孝天皇仁和三年十一月七十三歳を以て入

眞如上人

門跡の起

廣澤小野の二流

寂す。仁の門下二傑あり、第一を益信といふ、姓品治氏備後の人、仁和寺を開き廣澤流の始祖、宇多天皇の戒師たり、後圓城寺に住し、延喜六年八十歳を以て寂す。第二を聖實といふ、姓不詳、生地讃岐又は大和の二説あり、醍醐寺を開き、小野流の始祖なり、東西二寺并に東大、興福の諸寺を管す、即ち眞言宗修驗道の祖なり。斯の如く一宗漸く分岐して後廣澤流六派となり、小野亦分れて六となる之を眞言の十二派と名く。然れども是れ只事相即ち儀式方術上の區別にして、教相義理の分派に非ず、但し教相上の分派は近衛天皇康治二年享壽四十九を以て寂したる肥前の人、興教大師覺鑠に始まり。覺は廣澤六派中より出て、紀州根來寺即ち傳法院に於て、高野山の古義に對し、新義の別立を唱ふるもの是れなり、後根來寺豐臣秀吉に亡され、智積院、長谷寺の兩山其後を繼ぎ、遂に現今の如く新古對立するに至れり。

新義古義の別

天台眞言の争

斯くて眞言の我が邦人心に及ぼせる影響は、天台の比に非ず、而して天台眞言の秘密事相の功力優劣を争ひ、甚だしきは互に僧兵を構ふる城府たり。現に淳和帝天長元年三月、空海守敏各請雨法を神泉苑に修して優劣を争ひ、或は仁明帝承和元年正月空海奏して眞言院を宮中に置き、七日の修法を行ひ、立て、永式となし、又別に仁壽元年諸國に命じて吉祥悔過を行はしめ、或は天皇即位の初めに於て、必ず百座仁王會を營



加持祈禱

祈禱の種類

み之を一代仁王會と名け、毎年二三月と七八月の中、臨時仁王會を營み、春秋二期には季の御讀經を修し、四月八日には灌佛會(佛生會)七月十五日には孟蘭盆會(盂蘭盆會)益盛に行はれたり。或は清和天皇位を禪りて落飾受灌し給ひ、元慶三年宗叡僧正東寺長者に任じたる翌年、帝僧正を伴ひて畿内の名刹を遊覽せられたる如き、蓋し其顯著なるものたり。又朝野舉つて護摩を焚き、加持祈禱により冥福を祈らんことを時の高僧に請へり、是を以て東寺は勿論天台に屬する山門、寺門も各大法、準大法、秘法、通途法の別を立て、祈禱の種類甚だ多く、天變地妖、降賊治病等時に臨み事に當りて、法の如く修行せり。東寺に於ける弘法大師流の祈禱大法には、第一息災增益一切に通じて修する孔雀明王法あり、第二鎮護國家の大法、仁王法あり、第三請雨法あり、次に準大法には、第一敬愛の法たる如法、愛染法あり、第二增益一切に通じて修する如法、尊勝法あり、第三天變地妖等の息災一切に通じて修する大北斗法あり、第四增益法及び壽命延長の爲に修する普賢延命法ありといふ。

叡山に於ける慈覺大師流の大法には、第一大熾盛光法、鎮護國家の爲に修す、第二七佛藥師法、息災增益に通じて修す、第三普賢延命法、東寺に同じ、第四大安鎮法、御所築造の時必ず之を修するなり。次に準大法には、第一法華法あり、息災の法にして、就中懺悔滅罪の爲に修す、第二六字河臨法とは六觀音の法なり、第三如法北斗法、息災の法にして、天變地妖の際に修す、第四如法佛眼法も、息災一切に通じて修するなり。圓城寺に於ける智證大師流には、大法中第一尊星法とて、天變地妖の際等に修す、第二法華法は、叡山に等し。次に準大法、一あり、大北斗法とて、叡山の如法北斗法に相當するものなり。以上の外、一字金輪佛眼降三世軍荼利大威德金剛夜叉五壇法等、其數幾十なるかを知らず、而して此等の法を隨時に修行すること、日夜殆ど間斷なきに至れり。又寺院建立の工事四方に興りて、斧鋸丁々の聲絶ゆることなく、僧位僧官徒に高く、紫紺京洛に跋扈する状態、次節に於てその一斑を窺ひ得べし。

### 第六節 僧侶の階級及び功罪

天台真言の最盛期に當りて、僧侶の階級複雑となり、僧官は總て僧尼を統轄し、其法に背き、戒律を破り、佛道を亂すものを監督し、寺院を検し、寺田を校べ、之を班給する等のことを主宰するものにして、又之を僧綱と稱す。中に僧正、僧都、律師を置き、更に行基菩薩の大僧正、任官より、僧正の上に大僧正、下に權僧正あり、僧都に大少を別ち、又は大正權官を置く、一切佛教のとは、皆僧綱の手を経て、治部省に屬せしむ、而も密教旺盛時代に至りては、此等僧官濫授の極に達し、弘仁中の定によれば、僧正及び大少僧都各一

僧官

僧位

人律師四人なりしが終には大少僧都律師の數各十餘人に及び正員總べて廿五人或は四十人を數へしかば後勅して正員三十人を超ゆべからずと命ぜられしも實際行はれざりきとぞ。天平寶字年間僧綱良辨僧正等の請により始めて僧位を定め僧侶の勳功を賞し褒貶の旨を明にせんとし、大法師位、法師位、滿位、修行位の四を師位とし之を勅授となし、更に以下十三階の區別ありしといふ。斯くて其後眞雅僧正更に請うて別に僧綱に賜ふべき僧位を置き以て一般僧位と區別せり、其第一たる法印、大和尚位は大正權の別なく僧正に賜はり、第二法眼和尚位は僧都に賜はり、第三法橋上人位は律師正權俱に之を賜はりたり。此等の僧位も最初は嚴正に行はれしが漸く亂れて僧綱以外に授くるの例を生じ、又僧位の爲に僧綱に準ぜらるゝが如き奇態を生ぜり、故に僧綱の官も虛名となり、佛師、繪師、經師等にも多く之を有するものあるに至れり。

僧職

斯く僧位は眞雅によりて大成したるが法會に周旋する僧職も亦眞雅が東寺の法務となるや奈良以前より存せし威儀師、從儀師の上に、正法務、權法務を置き、僧正僧都之を兼任し、以下大威儀師、威儀師は法師位の僧之に補し、從儀師には法師位の僧之に補せり。又有職三綱として己講内供、阿闍梨の別あり、諸寺には一寺の僧徒を綱領する

思想の發展

三綱あり、上座、寺衆を領す、寺主、寺事を統ぶ、都維那、寺規を正すといふ、又以て佛教隆盛の結果、僧侶の階級に拘泥し、其裏面には厭惡すべき俗臭紛々たりしを想像するに足るべし。斯の如くなるを以て各宗共、必ずしも學徳によりて僧官僧位の高下あるにあらず、却つて閥族を以て之を上下する弊風さへ醸出し、甚だしきは政權武力を以て宗教上に抑壓を加ふるに至れり。斯くて一方には形式的に流れつゝありしが、他方には思想上の發達も亦頗る此間に開展したり。

五十音圖

眞言宗に屬する東寺には、宗叡の後に益信、聖寶、寬朝、仁海等出て、密教の奧義を開闢し、天台宗に屬する叡山には、慈覺、智證出て、天台の妙理を興し、慈惠、安然、源信、覺運、禪、性空等の學僧は、孜々として教義理論の研鑽に努め、或は訓詁的に、或は開發的に、或は通俗的に宗教上の述作を専らとせり。又僧侶にして神儒に通ずるものあり、文學書畫彫刻に巧なるものあり、就中弘法の百藝一世に冠たりしと、今日に至るも誰かその技倆に驚かざるものあらん。天台慈覺大師亦聲明の外、彫刻を以て稱せられ、安然是梵語に通じて日本五十音圖を創めたりと傳へられ、眞雅僧正も亦聲明を傳へ、梵唄盛に行はれたりといふ。若し夫れ當代の宮中の宗教を知らんと欲せば、和歌集たる『古今集』『新選和歌集』『後選集』『金葉集』等に神佛儒の意を抒べたる和歌漸く多く、僧

侶の作も亦夥しきを以ても知るべし。和歌の外に和漢文中平安 初葉に製作せられたりと信ぜらるる『實語教』は、無論僧侶によりて民間に傳播せられたるものにして、其庶民に及ぼせる宗教道徳上の感化や迅速に、且大なりしこと、推測するに餘りあり、『實語教』に曰く、

山高故不貴、以有樹爲貴、

人肥故不貴、以有智爲貴、

富是一生財、身滅即共滅、

智是萬代財、命終即隨行、

『文藝類纂』には五十音圖も亦空海

の作に係るといふ、兎に角五十音

圖の創作は不明なり。

右の文に初めて九十六句、勸學、弘道、人倫の道を教へたり。又歴史傳記其他の書にして、佛徒になれるもの少なからず。加之當代に有名なる紫式部の『源氏物語』或は清少納言の『枕草紙』等は、當代宗教が如何に日本の文學思想を深奥ならしめ、又その儀式及び之に伴ふ弊害は、僧侶僧官の組織複雑を極めて、種々の階級情實を醸出し、是と同時に武人の類出家するもの多く、僧兵漸く構成せられて、僧侶神人相携へて朝廷に迫り、腹巻を着けて法衣を被り、袈裟に頭を裹みて大刀を提げ、叫喚呼號して人を殺し火を放つに至りしは、宗教が其精神を失ひて、形式に陥りたる罪に外ならざる也。

### 第七節 僧徒の軋轢

僧兵の起源

學匠と堂衆

南都北嶺の僧

上來所説の如く僧侶の俗權を把持する結果延いて軋轢となり、軋轢の究極は遂に白河天皇時代より兵力に訴へ、以て神聖なるべき道場を、修羅の巷と化し去りたり。抑僧兵の起源たる判然せずと雖も、要するに藤原氏の盛時に當り、朝廷の公卿其子弟を以て僧侶となすもの多かりしかば、その附従たる武人の族、亦來りて出家するもの多く、而も漸く學匠と堂衆、若くは行人と稱するがごとき區別自ら其間に生じて、自然に僧兵の成立する一因となり、次に諸大寺の莊園増加は、よく此等の人々を養ふに足る餘裕あらしめたることは是れなり。嘗て佛寺の莊園増加するに當り、令して官人百姓の田地園地を、諸寺に施捨することを禁ぜしに係らず、藤原氏の如きは興福寺の爲に封戸墾田を寄附し、仲厓に至りて先祖の功田一百町を寺田とし、其莊園凡五十餘所に及び、子孫其利を占めて氏長者世々之を傳領したり。其他榮山寺、法成寺、平等院等の所領擧げて數ふるに追あらず。斯の如く莊園の益多きに隨ひて、庄毎に兵士を課して寺家に交番せしむる習となりしかば、後には延暦、興福、園城等の諸寺數千の兵を擁し、其反服向背によりて朝家の盛衰にも關する勢となれり。是を以て僧兵跋扈の甚だしかりしは、叡山延暦寺及び奈良興福寺にして、所謂山法師及び奈良法師なるもの

是れなり。

此等の法師等は往々諸國の國司郡司と相争ひ、若し些少の過失あるを見れば、忽ち神佛の威に藉り、之を朝廷に訴へ、多くは此等の國司郡司を流罪の刑に處せしめ、若し聽かれざるとき、山徒は山王七社の神輿を中堂に振ひ、或は之を奉じて皇城に迫り、南都の衆僧は神木を捧げて京師に進入し、勸學院に於て藤原氏により、朝廷の裁斷を促すを以て常としたり。一條天皇の頃、天台宗中慈覺の流に慈惠僧正あり、其門叡山横川にありて、智證の門流を壓するの勢あり、偶、智證門徒餘慶僧正、筑前早良の人、一條天皇正曆二年七十三歳を以て寂す、天台座主の命を拜するや、慈惠の徒異議を挟み、勅使を山上より追却し、餘慶をして事務を行はしめず、斯の如きこと、獨り餘慶僧正に止まらず、智證門より座主の定まる毎に、妨害を企てしかば、正曆四年八月、智證門徒一千餘人、相率ゐて叡山を下り、三井園城寺及び其他の諸寺に轉じたりしかば、茲に山寺の二門相分るゝに至れり。斯く別立してより、園城寺門の徒は山門の戒壇に登ること能はず、已むなく南都大寺に受戒することとなりしも、是れ固より大乘戒壇にあらざるが故に、後三條天皇の時、寺門は新に戒壇を建てんことを請ひ、山門の徒は常に之を妨げて、志を遂げしめざりしを以て、二者の嫉視結んで解けず。然れども寺門は規模大な

山寺二門

僧徒の暴

らず、衆徒亦遙に山門の下にありしかば、衆寡常に敵せざるのみならず、白河天皇、永保元年四月より十月に至るまで、山徒三たび火を三井に放ち、數萬の佛堂、經藏、鐘樓、僧房並に神社、舍宅等、悉く灰燼に歸したり。是に於て天皇檢非違使及び源義家、義綱に命じて凶徒を逮捕せしめ給ひ、纒に鎮定に歸す。

又同年は興福寺の僧徒數千人、多武峯に入り、民家三百戸を焼き、寛治七年(紀元千七百五十三年)には春日の神木を奉じて京に入り、強訴に及びたり、此後に至り、賀茂の神人等も亦屢禁闕に迫りたるが如きあり、以上の外、天台真言の諸寺、諸山の争鬭、尠少にあらず、真言宗覺鑊上人の大傳法院を創して、其座主となり、兼ねて高野山の座主となるや、金剛峰寺の衆僧は之を惡み、蜂起して覺を追ひたりしかば、覺は之を避けて根來に去り、遂に前説く所の如く、真言宗新古二義の分立を見るに至れり。斯く僧兵跋扈せしかば、朝廷は僧徒の兵器を帶ぶるを禁ぜられしかども、熄まず、却つて惡僧等常に盜賊に雜りて市中を擾亂せり、白河法皇平、忠盛に命じて、日吉の神人を逮捕せしめ給ふや、僧徒怒り神輿を擁して京師に迫る、忠盛、源、爲義と共に撃ちて之を却く。後又忠盛、子清盛と共に祇園の神人を撃ち、箭を神殿に注ぐ、山法師等神輿を擁して法皇に迫り、忠盛父子を配流せんと請ふ、法皇清盛を流に問ひ、律條に依りて贖銅を出さしめ給へ

り。興福寺亦神木を奉じて京師に向ひしに、武臣の爲却けらる、是より平氏は南都即ち興福寺と、北嶺即ち延暦寺の爲に怨まれて、常に相敵視するに至れりといふ。

### 第八節 官社の選定

佛教の教理に興味多きより之を弄し、盛に讚誦祈禱等の儀式を行ひ、従つて僧侶の權力益暴横なる時に當りて、我が邦古代の宗教に屬する神社の狀態を顧みるに、嘗て傳教、弘法等の本地垂迹説により、崇神の事に至る迄も、僧侶の手中に歸し、而も其敬虔の念は神明佛陀毫も異ならざりしもの、如し。文武天皇の朝大寶令を選定せられし時、全國の神社を大中小の三等に區別し、伊勢大神宮の如き皇親の神を以て大社とし、賀茂住吉等の如き傍親の神を以て中社とし、自餘の諸神を以て小社とせしが醍醐天皇の朝廷喜式制定の時に及び、朝廷の祀奠に預る神社、三千一百三十二座を式内の神社と稱し、其内四百九十二座を大社となし、二千六百四十座を小社となし、中社の號は廢せられたり。

此神社の中にて祈年、月次、新嘗、神嘗等の官祭には、共に幣帛に預る神社あり、或は祈年、新嘗の二祭にのみ官幣に預るあり、或は祈年祭にのみ官幣を奉るもあり、然るに實際かゝる數多の神社に一々幣帛を奉るは、到底永く行はれ難き所なれば、村上天皇の

神社の區別

式内の神社

二十二社と社格

朝より後朱雀天皇の長暦三年迄に京都近傍に於て靈驗顯著なる神社二十二社を點定して官社と定め祈雨祈晴を始め、凡て此二十二社に奉幣祈念せらるゝ事となりたり。其社格を上中下の三等に分ち、順次左の如くなりきといふ

- 上 伊勢兩太神宮、石清水八幡宮、賀茂下上、松尾、平野、稻荷、春日、
- 中 大原野、大神、石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、
- 下 日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、木船、

右二十二社の内、伊勢兩太神宮、大神、大和、龍田等は已に上世に於て著名に、又賀茂下上、春日等も已に屢敘述したるを以て、左に此等以外の諸社に就て、其祭神及び來歴を略叙すべし。

石清水八幡宮

第一、石清水八幡宮は山城國綴喜郡八幡村、即ち男山にありて、當今官幣大社、清和天皇の貞觀二年、大安寺の僧行教なる者、豐前國宇佐八幡宮を分祀せるものにて、祭神は應神天皇、神功皇后、姫大神なり。行教は紀氏にして、武内宿禰の後裔なるを以て、祖先の緣故により、八幡宮を信仰すること甚だ厚かりき、是れ八幡宮を男山に移し奉りし所以にして、爾後男山の神官には紀氏を以て補任する例たり、清和天皇以後、勅使を差遣して、春秋の祭祀を鄭重に行はれ、圓融天皇以後は世々石清水行幸とて、概ね一代一度

松尾神社

二七二

平野神社

稻荷神社

づゝ行はせられたり。第二松尾神社は山城國葛城郡上山田村にありて、當今官幣大社大山咋神市杵島姫を合祀し、大寶元年に創建せられたりと傳ふれども詳かならず。第三平野神社は同郡小北村にありて、當今官幣大社源氏平氏高階大枝中原清原菅原秋篠等數氏の祖神を合祀せりといふ、清和天皇の貞觀年中創建せられたりと傳ふれども確かならず。第四稻荷神社は山城國紀伊郡稻荷山にありて、當今官幣大社たり。倉稻魂命を祭る、即ち五穀を守る神なり、而して其創建時代前と同じく不詳なり、然れども所傳の一説に、僧空海東寺の門前に於て稻を負へる老人に逢ふ、空海其神人なるを知り、祭りて以て東寺の鎮守とす、其稻を擔へるを以て稻荷と號すと、是れ蓋し稻荷といふ文字に就き附會したる説ならん。又國史神道家の説に、稻荷は「日本紀」に保食神(倉稻魂命)と同神の腹には稻を生ずとあるより起りたる説にて、イナリは稻生の義なるべし、故に古く稻生と書したる例も多かりき、されば稻荷の荷は生の字なりと蓋し後説は眞に近し、又稻荷には狐を以て其附屬とし、俗間往々狐其ものを直に御稻荷と云へり、是に關して『鎮座傳記』に宇賀之御魂神亦名專女三狐神とある、專女三狐を誤讀して、三疋の狐とせしより起れりと云ふ。專女とは老女の稱なりしを、後に狐の事をも專女と稱することゝなれりとぞ。

大原野神社

石上神社

廣瀬神社

住吉神社

日吉神社

梅宮と吉田

第五大原野神社は山城國乙訓郡大原野村にあり、當今官幣中社大和春日神社と同體にして、武甕槌神、經津主神、天兒屋命、姫太神を合祀し、文德天皇の御宇仁壽元年、春日神社の帝闕に遠きを以て、皇太后勅してこゝに鎮座せしめ給ひしと、又『神祇正宗』には仁明天皇の御宇、嘉祥三年、閑院左大臣冬嗣上奏して平安城守護の爲之を勸請したりと、其何れか正なるかを知らず。第六石上神社は大和國山邊郡丹波市町にありて、官幣大社石上都御魂神を祭る、『神宮御抄』に石上社は素盞鳴尊の持つ所の十握の御劍なり、人皇十代崇神天皇の御宇を以て、之を祭るとあり。第七廣瀬神社は同じく大和國廣瀬郡河合村にありて、現今官幣大社和賀宇賀乃賣神とて、伊弉諾伊弉册の御子を祭れりといふ。第八住吉神社は攝津國住吉郡住吉村にありて、現時官幣大社底筒男命、中筒男命、表筒命の三神を合祀し、海上を守る神として神功皇后三韓征伐の時も船中に奉祭せしが、後神功皇后の攝政中、今の地に遷し、其後神功皇后をも合祀せり。第九日吉神社は近江國滋賀郡比叡山の麓にありて、當今官幣大社大年神の御子大山咋神を祭る、後朱雀天皇長久四年、二十二社の内に加へられたり。第十梅宮神社は山城國葛野郡西梅津村にありて、官幣中社酒解神を祭り、橘諸兄を合祀し、橘氏の氏神たり。第十一吉田神社は山城國愛宕郡吉田村にありて、官幣中社春

廣田と感

北野と丹

貴船神社

日神社と同神にて、清和天皇の貞觀中、中納言山蔭卿の建立する所なりといふ。第十  
 二廣田神社は攝津國武庫郡廣田村にありて官幣大社神功皇后攝政元年創建にして、  
 天照大神の荒魂を祭れり。第十三祇園神社は京都府下京祇園社にて、明治元年八坂  
 神社と改稱し、官幣中社素盞鳴尊を祭り、清和天皇の貞觀十一年託宣により、播磨國廣  
 峰より今の地に移したるものなりといふ。第十四北野神社は京都府右近の馬場に  
 ありて、官幣中社村上天皇天曆元年の創建にかゝり、菅原道真を祭る。第十五丹生神  
 社は、大和國吉野郡丹生村にありて、當今官幣大社水波之賣神を祭り、天武天皇白鳳四  
 年創建せりと云ふ。第十六貴船神社は山城國愛宕郡貴船村にありて、官幣中社創建  
 年月不詳なれども前と同じく水神たる水波之賣神を祭れり。  
 以上の二十二社は、當時京都近傍に於て、顯著なりし神社を選定して、殊に崇敬したる  
 ものなるが、諸國に於ても一國中大社を一の宮と稱し、最も厚く祭れりといふ。勿論  
 一の宮、二の宮等の社格を定めたる時代は不明なれども、徳川時代平田篤胤が「延喜神  
 名式」により、精細に諸國の社格祭神等を配せるものあり、されど繁雜なれば此處に之  
 を叙せず。兎に角上來掲げたるが如く、神社の數多しと雖も、源平時代争亂の間に於  
 ける宗教は、沈滞して殆ど習慣的に行はれ、眞の信仰なるものなく、現世の平安未來の

嚴島神社

幸福を祈願する形式に留まれり。その一例として、平清盛が遺跡たる嚴島明神に就  
 て一言すべし。清盛嘗て安藝守たりし時、詔を奉じて高野山の塔を作る、竣功に及  
 び夢に老僧あり告げて曰く、嚴島は金剛胎藏兩曼荼羅相應地なり、而も荒廢に屬す、汝之を  
 修葺せば、子孫必福祿を享けんと、後權勢を得るに及び、數々朝廷に請ひて嚴島を修し、  
 壯麗を極め、若し事あれば即ち之に禱る、法皇亦幸し給ふこと、前後三回、以て清盛の歡  
 心を買ひ給へり。又清盛の武邊驕傲なる性を以て、而も自ら紺紙金泥の經卷を書し、  
 蒔繪の函に入れて奉納せるもの、今尙同社に存するを以ても、如何に神佛を畏敬せし  
 かを追想するに足り、且つ如何なる罪惡も、形式の祈願により消滅し得べしと思惟し  
 たる迷信ありしことを見るべし。

### 第三編 近古史

## 第一章 近古史總說

### 第一節 近古史の三期

近古史の  
界限

近古史とは源頼朝の幕府を鎌倉に創せしより、紀元二千二百六十年(西曆紀元千六百年)即ち後陽成天皇即位第十四年に當れる慶長五年九月十五日、徳川家康が豊臣氏の陪臣石田三成等の軍勢を關ヶ原の一戦に破り、更に慶長八年に至り、征夷大將軍に任ぜられて幕府を江戸に開き、遂に天下の覇權をその掌中に握りたる迄、凡そ四百餘年間なりとす。此間天下は方に武家争權の禍亂絶ゆることなく、有爲轉變殆ど人生は修羅の老と化して、悲惨を極められたれば、さらても佛教の感化熾盛なりしに加へて、斯土の無常を觀じ、死後の冥福を祈るもの上下擧つて其風をなせり。随つてその教法には眞摯敬虔なるあり、近古史は實に宗教的意識の高潮を顯はし、數多の新宗教勃興し、又は新に基督教の渡來する等、その進歩は最早理論的より實行的となり、宮廷的より其範圍を擴めて武人的或は民間的たるに至れり。故に日本宗教の研究に於て最も

新宗教の  
興隆

第一新宗  
教勃興期

第二平民  
宗教普及  
期

興味あるは恐く近古史に若くものなかるべし。

中古史にありて佛教を中心とせる宗教、決して壯觀ならざるに非ず、然れどもその全盛や外觀の壯大にして、眞の宗教的活動をなし、偉大なる教化を日本國民に普及したるは、近古に於いて僧侶的宗教を顛覆して新に興りたる平民的若くは通俗的宗教の確立なりとす。時は方に鎌倉時代にありて法然、道元、及親鸞の如き、日蓮の如き、皆天台若くは眞言より出て、而も新教義を唱道し、遂に支那傳來の舊宗教を壓倒せり。又是と同時に近古史の武士的思想に影響顯著なる禪宗は、支那より傳來したるあり、之を近古史最初の時期第一新宗教勃興期となす。

斯くて鎌倉時代より南北朝及び室町時代にかけて、從來多くは高貴縉紳の間に行はれたる宗教は、その教理の簡易となり、儀式の單純となるにつれ、普く民間に傳布し、僧侶等亦南都洛陽に限らず、盛に地方を行化して禪宗と日蓮とは鎌倉を中心として關東奥州に弘布し、淨土と一向(眞宗)とは東海北陸の兩道に派及し、武士は坐禪を喜び、人民は念佛を專修せり。されば美術風俗の上にもその感化を興へ、僧侶は天下戰亂の間にありて、能く學術文藝を維持し、苟も新智識を得、不審を問はんと欲するものは、乃ち佛門に入らざるべからざる状態たりしもの、是れ近古史の第二平民宗教普及期なり。



第三基督  
教渡來期

此時に當りて東西交通の發達に伴ひ、西班牙、葡萄牙等の基督教宣教師が齎らせる天主教、先づ九州の諸侯を介して輸入せられ、先入主となれる佛教と拮抗する形勢、一時は破竹の勢を呈せしとあり、時は室町時代の末葉に起りて、戰國時代中織田信長の覇權を握りたる頃迄にして、その絶頂に達したる折は、雖て歐洲の侵略的精神の基督教徒間に存せるを看破せられ、遂に桃山時代豊臣太閤の爲に禁令を施かれ、遂に明治維新に至るまで中絶の不幸を見たる第三基督教渡來期を以て近古史の宗教を限らんとす。

### 第二節 新宗教の勃興

東西兩洋  
の宗教

吾れ嘗て鎌倉時代の文學を論じ、其緒論に於て宗教を概説し、世界東西の當時代は一貫して、宗教的高潮を示せることを叙したるが、實に西曆第十二世紀の頃、歐洲文明の曙光既に顯はれ、秩序漸く整備し、自由の精神と新宗教的觀念は徐々に其歩武を進め、佛教の感化、東半球の極東に、光明を放つ、の時、基督教はその西部に福音を傳へぬ。而して羅馬法皇の權力は國王を凌駕し、宗教的文學は處々に生産したる。此同時期支那亦南宗孝宗皇帝の頃、宋朝の形勢は全國の諸侯日に盛にして、朝政常に甚だ重視せられず、國步艱難を極めたる時に當りて、儒生朱熹なるもの之を慷慨して封事を上り、儒

道をして終に今日まで支那日本の思想を感化せしむる基を置きたり。今夫れ當代我が邦の宗教界を精細に觀察する時は、源平争亂の頃より、新宗教勃興の氣運既に隱然南都北嶺の間に起れり。

念佛門の  
源起

元來念佛即ち南無阿彌陀佛を稱念して、安心立命の眞因とするとは、各宗に通じて行はれしが、未だ獨立して存せず、村上天皇の頃に至り、空也念佛とて佛前に於ける一種の儀式流行し、其後花山天皇寛和二年正月に至り、天台宗の源信僧都「往生要集」を著して、佛教の本旨たる往生極樂の業は念佛爲本なりと説きしより、法然上人は保元元年の頃之を讀みて、廓然大悟する所あり、遂に平民的宗教なる念佛門淨土宗を開き、後堀川天皇元仁元年に至りて、其弟子親鸞上人は淨土門より出て、更に一步之を平民的となし、眞宗なる僧俗無差別の見地より、從來の所謂形式的宗教を喝破し、以て自ら肉食妻帯の大英斷を敢てし、宗教的眞面目は無限絶對の阿彌陀佛に歸する信仰にして、他の雜行雜修は往生極樂の眞因に非ずとの教理を創唱し、後ち宇多天皇建治元年に至りて、一遍上人亦念佛門の一派時宗を開けり。

是より前榮西は天台宗慈覺大師門下に出て、支那に留錫し、後鳥羽天皇建久二年に當りて歸朝禪宗を傳へ、直指人心見性成佛の法を廣む、是臨濟禪なり。此時より多年

禪宗の傳  
來

ならず支那は宋末に當り、其宗の高僧亂を避けて本邦に歸化するもの尠ならず、北條氏頗る之に歸依せしかば、廣く上流に行はれ、南北兩朝より足利氏に至る迄、愈々隆盛を極め、其間本邦武士道の養成に、少なからざる影響を與へ、足利の末應仁の亂以後、典籍地を拂ふの時に當り、文學の命脈を後代に持續し得たるもの、亦鎌倉五山禪僧の功なりといふ。然れども其行はれたる所は、主として鎌倉京都及び其附近の地にして、未だ普きに至らず。道元禪師は最初天台の學徒なりしが、後ち榮西門下に入りて禪に參し、支那に留學して安貞二年歸朝。曹洞禪の一派を開き、遠く東北及び關東より、西は中國四國其他各地の武人を教化したり。又日蓮上人は眞言宗の學徒なりしが、後天台に轉じ、遂に天應元年四個格言によりて他宗破折の旗幟を樹て、法華の題目を稱へて、成佛の道となす。一新機軸を宗教上に立て以て關東の地を動かせり。

### 第三節 五宗教と政治文物

南北朝を過ぎて足利氏に至り、將軍逸樂の境を帝都に求め、禪宗其陪伴となり、武士的宗教となりて一時五山十刹の虛名に醉ひしが、華洛再び兵馬の蹂躪に遭ひてより、寺院類廢僧侶住せず、織田豊臣二氏の世、戰雲猶騰々たる時、宮庭的天台眞言と武將的の臨濟は衰へ、淨土日蓮眞言の如き民間的宗教と、地方豪族教化を主とせし曹洞とは却つて基礎を此間に

四個格言

迷信の流

立川流眞言

鎌倉以後の文學と宗教

得たり。凡そ鎌倉武將の政を執りてより、徳川氏の江戸幕府にいたる迄、其間四百餘年政治上最も複雑の歴史を成し、世變甚だしかりしかば、南北二京の古宗は空しく名藍の影を留め、特に織豊二氏に至りては大寺巨刹一朝にして灰燼に付せられ、眞に宗教的遺物として見るべきもの殆ど殘存するなし。翻つて崇神の有様を見るに、其勢力大に衰へ、神社は悉く天台眞言等佛教僧の手中に歸し、儀式祭禮は尙盛なりと雖も、神佛混淆して、田樂、猿樂、能樂等の如き、種々の舞樂を奏して半ば神儒道を交へ、俗間の迷信は愈々甚だしく、夢想を妄信し、妖怪を畏敬し、變怪を構説し、從て卜占禁厭の法も行はれ、陰陽道も旺隆となれり。平安朝に於て神道と調和して兩部神道となりたる眞言密教は、漸次此陰陽道と接近し來り、眞言宗の加持祈禱は、陰陽道の卜占禁厭と相容れて一變體を生じ、終に此時代に至つて一種の妖教となり了したるもの、是を立川流眞言となす。

元來眞言宗の所謂金胎二部の教は、婆羅門に出づとの説あるも、要するに我が邦にては佛教として行はれ、金剛胎藏の兩部を立つ、是れ理智の二を表す然も立川流創唱者文觀此二を曲解して陰陽の二となし、更に之を男女に配し、卑猥を演ずるに至れり。此外宗教の當代社會に及ぼしつゝありし状態を窺ふに足るもの源隆國の「今昔物語」

を初めとし、數多の詩歌集、就中西行法師の歌集等あり、歴史にては、藤原爲業の「大鏡」、中山忠親の「水鏡」、其他日記、傳記及び物語にては、鴨明の「方丈記」、信濃前司行長の作ならんと想像せらるゝ、「平家物語」、葉室時長の「保元物語」、平治物語、橘成季の「古今著聞集」、僧虎關の「元亨釋書」、兼好法師の「徒然草」等の文學によりて、今も猶よく推知せらるゝ也。最後後村上天皇に至り、北畠親房は「神皇正統記」を著はして、崇神の道を明にし、徳川時代神道興起の胚胎をなせり。

斯の如く、源平以後宗教界の複雑なる、殆ど名状すべからざるものありたれども、儒教の如き全く佛教の爲めに壓倒せられ、徳川時代に至りて漸く挽回するに至りたる程なれば、支那文學も皆佛者によりて維持せられたり。豊臣時代天文年間に至りて、西洋より溢流し來りたる新宗教、切支丹即ち基督教九州に入り、我が邦宗教は茲に神儒佛道基の五教となり、其分派數多相錯雜して、徳川時代三百年間政治上に於ける太平に引換へ、獨り宗教界のみ言語、文字を以て互に是非曲直、正邪優劣を争ふ基礎を置けり。又以て宗教的意識の形に於て各時代各所在、各個人に於て大に異なることを知るに足らん歟。

基督教傳

## 第二章 新宗教勃興期の宗教

### 第一節 當代の宗教と文藝

鎌倉時代より南北朝に至る間、宗教の一般國民に及ぼせる狀況は、當代の文藝に待つて思ひ半に過ぐるものあらん。殊に建長年間作物「十訓抄」<sup>と「古今著聞集」</sup>の如き前者は宗教的倫理道德の標準として出で、第一可施入惠事には佛教の布施、儒教の仁義を説き、第二可離憍慢事には無我、恭謙讓を教へたるを初めとし、第三不侮人倫事、第四不誠入上事、第五可選朋友事、第六可存忠直事、第七可專思慮事、第八可堪忍于諸事事、第九可停惡望事、第十可庶幾才藝事の十個條を述ぶ。悉く是れ儒佛兩教の道德を平易に説明したるものにして、其比喻等頗る奇怪に失するものあり、倫理道德書としては嫌焉たることなきに非ずと雖も、宗教道德が實際如何に世間を感化しつゝありしかを窺ふに足れり。橘成季の著作にかゝる「古今著聞集」十卷に至りては、其第一に神祇第二に釋教を擧げて、日本創世記本地垂迹の事より、種々の儀式及び怪異變怪の迷信に至るまで漏らさず記せり。智識若くは信仰上に關しては、佛教の道理を主とし、忠孝仁義の道は孔孟に源り、無爲自足をいふ時は老莊を本とせり。此外平安朝末

「十訓抄」と「古今著聞集」

文藝と僧侶

より西行寂蓮、長明の如き歌仙、文人、史家、少ならず。而して神儒佛三教中、宗教として佛教の勢力、他の二教を駕御し、京都關東共に其文藝は僧侶的なりしが別して鎌倉に於ては北條泰時、時頼、時宗深く佛法を信じ、諸方に寺院を建て、宋元より渡來せし禪僧を以て此に居らしめしに因り、自然一種の文藝を生ずるに至れり。本邦美術の今日に傳はれるものにして、其始めを鎌倉の禪院に開きしもの亦少ならず。武門の世固より文事の社會一般に行はるべきに非ざるが故に、多く僧徒の玩びし所にして、後に精説せる鎌倉五山、關東十刹など稱する寺院を其中心とせしかば、今も猶其寺塔に至りては巍然として形跡を存し、文藝の遺物少ならず。五山の隨一たる建長寺は時頼の精誠を凝らし、建長三年十一月八日工を起し、五年十一月二十五日竣功せしものなり。開山は宋の大覺禪師、道隆となす。道隆は西蜀の人、無準、癡絕、北磬、無明の諸師に參し、明州の天童山に寄寓す。日本教法蕃榮すと雖も、禪宗は尙草昧に屬すと聞き、常に遊化を志す。淳祐六年往きて日本の商船を見んとするや、途上偉人に逢ふ師に言つて曰く、東方の化縁、時已に至れりと、言訖へて隱る。乃ち錢翁、龍江等の號を從へて、太宰府に來ると傳ふ。次に京都南禪寺開山一山、一軍國師は宋台州に生れ、後元に屬す。北條貞時の時來朝して、先づ建長寺に住し、文事に高名なり。又建長寺の庭園は一軍國

五山十刹

大覺禪師

佛光禪師

師の意匠に出で、本邦庭園に幽邃なる山水を擬せし始と傳ふ。鎌倉五山の第二たる圓覺寺は、弘安五年時宗の建立に屬し、宋の佛光禪師祖元を開山とす。初め時宗、疏幣を具へ海に航して名宿を聘せんとし、入宋の僧詮藏主及び英典主に托し、彼の國に至りて名僧を迎へしむ。其時自筆せし書狀、今尙圓覺寺に藏せり。文に曰く、時宗意を宗乘に留むること、積みて年序あり、梵苑を建營し、緇流を安止す。但し時宗毎に懷ふ、水は其源あり、樹は其根あり、是を以て宋朝の名勝を請し、其道を助行せんと欲す。詮英二兄を煩はす、鯨波險阻を避くることなく、俊傑を誘引して、本國に歸來せんことを望と爲すのみ、不宣。(原漢文)

弘安元年戊寅十二月二十三日

時宗和南

詮藏主禪師 英典主禪師

又建長四年鎌倉長谷に三丈五尺の大佛像を鑄て之を安立したるが如き、皆其建築彫刻鑄造等に發達を興へたるは、宗教の力に憑らざるなし。

### 第二節 融通念佛宗の教義發達及び傳布

平安朝に於て宮廷的宗教の極盛は武門に天下の權を移す一遠因となり、保元平治の亂を経て、治承四年源頼朝幕府を鎌倉に創してより、佛教亦一新氣運を熟し來り、天台

念佛宗の  
人 師 忍 上

眞言の隆盛、僧侶の墮落及び戦亂の反動として、平民的なる念佛諸宗と、武士的なる禪唱題成佛等の諸宗新に開かれ、或は傳へられたり。蓋し念佛も禪もその起源遠く奈良朝にありて、如何なる宗派と雖も、觀法には禪を以てし、修行の間には南無阿彌陀佛を念せざるものなかりしなり。而も念佛宗の先鋒として院政時代に於ける鳥羽天皇永久五年夙に良忍上人融通念佛宗を開けり。良忍は後に聖應大師と謚號を賜はり、尾張國知多郡島田郷の人、夢想により本佛彌陀より直授せるものなりと稱して、他の淨土宗等の三國傳來相承の宗派と、其旨趣を異にすと稱せり。正依本經は『法華經』、『法華經』なり、又淨土の三部經即ち『大無量壽經』、『觀無量壽經』、『阿彌陀經』を以て傍依經となすは、他の淨土諸宗所立と最も其義趣を異にする處、而して此傍正諸經の義意を解釋するには、華嚴の『五教章』、天台の三大部、天台大師述作『法華玄義』、『摩訶止觀』、『法華文句』と、『釋籤』、『輔行』、『弘決』以上三は唐の湛然が三大部を釋義せしものにて、釋籤は玄義、輔行は止觀、弘決は文句を釋せしものなり等、及び淨土の『往生淨土論』を以て指南とせり。所謂融通とは互融通徹の義にして、今彼が夢想により佛の告げたまへりとする語意によれば、我が稱ふる所の一念を以て十界の衆生に回向すれば、十界の功德亦我に融通する此を圓頓往生融通他力大乘念佛と名く、その功德獨り稱する念佛に勝ること

彌陀直說

無量無邊なりと。其宗旨は口稱の念佛を正因として、往生成佛の妙果を證得するを以て所詮とす、融通念佛とは即ち彌陀直說と稱する偈文に、

十界一念融通念佛、億百萬遍功德遍滿。

とある如く、我が唱ふる處を廻して衆人に融通し、衆人の唱ふる所又我に融通す、故に一人の稱名を以て衆人の功とし、衆人の念佛を以て一人の徳とす、念佛の一行を以て萬行に通じ、萬行を以て念佛に通攝すと説くなり。元來天台にては常行三昧とて、不斷念佛を修すること天台大師の四種三昧に濫觴し、傳教慈覺之を完成したるが、其徒源信僧都『往生要集』を著はして之を述べ、覺超僧都繼て彌陀願力の不思議を讚し、後代念佛門興隆の基礎を置き、空也上人に至り更に一異彩を放てり。空也上人、名は光勝、俗姓を詳にせず、或は醍醐天皇の子なりといひ、或は仁明天皇の皇子常康親王の子なりと傳ふれども明ならず、尾張國分寺に於て剃髮して沙彌となり、自ら稱して空也といふ、天下に周遊して利濟を事とし、或は橋梁を架し、或は道路を修し、井を穿ち、廢寺を興す等、枚擧すべからず、天慶元年京に入りて専ら彌陀の佛號南無阿彌陀佛を唱へ、市鄆を巡化す、人呼びて市聖、或は彌陀聖といへり。天曆二年叡山に登り、慈念座主に侍す、座主之を喜び命じて得度せしむ、其五年京中大疫死するもの甚だ多し、上人之を悲

空也上人

し、金色一丈の十一面大悲觀世音菩薩の像を刻み、金泥にて「大般若經」を書寫し祈禱す。後四衆を勸進し、一寺を創して此像を安置し西方寺と號す。天祿三年九月齡七十にして寂せしが、良忍上人も空也上人と等しく、其源頭は天台の常行三昧にありしや疑ふべきにあらず。而して良忍の勅を奉し、宗を開きたるは崇徳帝天治元年なり。

### 第三節 淨土宗の教義發達及び傳布

淨土宗は高倉天皇承安五年三月法然上人(東山)天皇元祿十年圓光大師と諡號を賜はるの開創する所なり。上人は美作國南條の人、世々其地の土豪たり、父嘗て敵の爲に殺され、遺命によりて剃髮し、叡山に登り、源光、叡空等に隨ひ天台の學を研究す。上人諱を源空といふ、後南都に赴き諸宗の學を受け、淨土に歸して法然房と號す。開宗の後南都北嶺等の僧徒に曉せられ、流罪に處せられたりしが、赦免の後、順徳天皇建曆二年正月廿五日、八十二歳にして寂す。嘗て上人は良忍の徒、叡空に隨ひ「往生要集」を受け、既にして善導の「觀經散善義」を讀むに及び深く悟る所あり、之より専ら心を念佛に寄せ、高倉天皇の安元元年上人四十三歳の時全く餘行を捨て、專修念佛の一門によれり。又上人嘗て關白兼實の請によりて、「選擇集」を著はし、聖淨二門、難易二道、自力他力の區別を判じ、以て往生の業は念佛を先と爲すの旨を示す。蓋し彌陀の本願は深

法然上人

專修念佛

淨土三部

くして廣し、智慧を擇ばず善惡を漏さずといふにありしかば、其教意平易にして入り易く、且つ上人の學徳兼備なるより、南都北嶺の名僧、叡山三井の學匠、或は高貴卑賤を問はず、その門に集り來るもの甚だ多し、是れ實にかの怨憎嫉妬を招きたる原因にして、偶々後鳥羽上皇の怒に觸れしことあり、終に土御門天皇承元元年土佐に配せられたり。而して此時住蓮安樂の二弟子は死刑に處せられ、幸西善信親鸞の罪名等も亦流罪の命を受く。然れども幸に上人兼實の救解によりて讃岐に留り、居ること十個月にして赦免せられたり。抑淨土宗にては淨土三部經、及び天親菩薩所造たる「往生淨土論」一卷を所依論經とす。此宗専ら極樂淨土に往生せんことを期するが故に、所期の處に従ひて名を立てたるなり。又其教意を窺ふに難易二道を立て、釋迦一代の教を分別することは既に叙せし所の如くなるが、此宗の主旨は淨土に往生する正因たる偏に專修念佛にありとす。その專修念佛とは心を他諸教の出離法にかけず、専ら念佛の一行に向けて只深く本願即ち光明無量壽命無量なる絶對の眞如阿彌陀佛の衆生を漏さず濟はんとすの誓願を信じ、一心に名號を稱して一念も疑心を交へざるなり。斯く上人の教義確立するや、其傳布頗る迅速に聖光、隆寛以下俊才雲の如く、其下に聚り中川の實範上人、笠置の解脱上人、其他叡山の顯眞、慈圓、良快、證眞、靜嚴

明惠上人  
の論議

鎮西派

西山派

長樂九品  
兩派

一念義

澄憲并に高野の明遍三井の公胤等の法匠悉く彌陀本誓願の義を上人より傳ふ。時に拇尾の明惠上人(高懸)碩徳を以て「排邪輪」を著はし、上人の義を撃つ、實に彼此の對立當時宗教界の盛觀なりき。然も其法廣く行はれ、門下多きを以て自然上人所説の上に義釋異流出て、先づ第一に今日の單稱淨土宗たる鎮西派あり、上人の高足中其首座たる辨阿聖光上人に起る、初め辨阿天台の學匠なりしが、後法然上人の門に入り、隨侍すること七年、土御門天皇元久元年辭して故國筑紫に歸り、善導寺を開き之に居りしより、鎮西派の名あり。其弟子良忠、然阿上人、善導寺に於て傳法の脈譜を受け、京都より東鎌倉を巡化し、法然上人の門下勢觀房源智の弟子たる蓮寂と、同心弘法に盡力したり。第二西山派は法然の徒、體空善慧上人の一派なりとす。上人初め西山善峯寺に住し、後三鈇寺に退きしといふ。第三長樂寺派は隆寛律師の唱ふる所、世別に多念義と名く、蓋し後の一念義に比するなり。第四九品寺派は覺明長西が獨り念佛のみに限らず、他の諸行と雖も亦彌陀誓願の極樂に往生することを得と説き、淨土宗としては最も異色あれども、法然上人邪義として擯斥せられたりと傳ふ。第五一念義は成覺幸西の説にして、凡夫一念の信心決定する時は、必ず淨土に往生するを得となす、眞宗に類するものなり。第六に至りては即ち他の諸派と根本的に異なるより遂

に別宗として立ちたる親鸞の淨土眞宗是れなり(而して此中第三より第五に至るの三派は後來繼承中に於て良忠の門下に白旗の親鸞と、名越の隆寛との二上足あり、知恩院増上寺等は、其法脈遂に斷絶して傳はらず、鎮西派の流に屬し名越派は岩城の專稱寺と下野の圓通寺を以て本山となす、其教義多少異なるなり、其自旗)

#### 第四節 禪宗の教義及び發達

榮西と臨濟

淨土念佛門の平民的宗教行はる、時に當りて、専ら武士の思想に適したる禪宗は、新たなる面目を以て傳來せり。即ち法然の開宗に後ること僅かに十六年、即ち建久二年榮西禪師宋より歸り、始めて臨濟禪を唱へ、建仁二年京都に建仁寺を創立して之に住し、四方の僧俗を參せしむ。斯くて南北諸宗の間に介立し、其辯難の術に當りて「興禪護國論」を著はし、且つ天台の圓眞言の密及び禪の並立を説き、京都鎌倉の間に往來して大に不立文字教外別傳の意を演べたり。禪師は明菴と號し、備中吉備津の人、俗姓は賀陽氏なり、叡山にありて顯密の學を究め、入宋歸朝の後筑前博多に聖福寺を開く、紫衣を賜ひ僧正に任せられ、順徳天皇建保三年六月七十五歳にして建仁寺に寂す。禪師滅後十餘年にして道元禪師の曹洞宗起る、思ふに榮西所詮の禪宗は、未だ悉く從來佛教の餘習を脱すること能はず、圓密兼ね、弘めて三宗全く分離せず、其禪宗の純なるものは道元禪師を始めとす。道元號を希玄といふ、内大臣久我通親の子、幼にして叡山に登り、後建仁寺の門下に入り、同門の明全と共に宋國に到り、天童山の如淨

道元と曹洞

禪宗の教

より法を傳へて歸朝す、永平寺にあるや、北條時頼の請に應じて鎌倉の殿中に留ると  
 半歳、遂に辭して山に歸る。其著はす所（フシキウハクケンゾウ）「正法眼藏」「永平廣錄」「大清規」等甚だ多し、後  
 深草天皇建長五年八月五十四歳にして寂す、今上の明治十四年勅して承陽大師の諡  
 號を賜ふ。抑禪宗は又佛心宗とも名く、禪とは梵語なり、「禪源都序」に具には禪那にし  
 て此に靜慮或は定或は正思惟と譯す、乃ち禪を修して心性を悟得するが故に禪宗と  
 名く、而して禪定に四禪八定等無相の觀に漸入する空如來禪と、達磨大師直指の上禪  
 たる學問知解を用ひず直下（チカゲ）に本心を領悟する祖師禪の二あり。而して又佛心宗と  
 名くるは八萬四千の教綱を透脱し大小顯密の外に超出して、如來心地の要門を單傳  
 するを以てなり。されば該宗特に一經一論を以て所依とせず、直ちに人心を指して  
 立地に成佛の眞面目を現前せしむるの宗義にして、即ち自己の心地に佛の心印を漏  
 瓶して修證不二染淨一如に履踐すべしとの示するなり。然るに不立文字教外別傳  
 を誤認して文字言句を假らずと云ふ者、禪宗の底意を知らざる者なり、即ち階級に墮  
 せずして、自心現の眞理を活潑受用せしむるを宗とせり。而して臨濟とは元來開宗  
 祖師所住の地名にして祖師は諱を義玄といひ唐の懿宗の時に生れ師黃蘗の印可を  
 得て潭陀河の側に臨める小院に住す、臨濟と稱する所以なり。次に曹洞宗所詮の法

曹洞の宗

亦臨濟に異なることなく、佛々授受祖々慕承佛心を單傳して、八萬の聖教を包括し、西  
 天の初祖摩訶迦葉より本邦道元禪師に至る迄會て宗門の名稱を存するの要なかり  
 き、後之を曹洞宗と稱するは、支那六祖大鑑慧能、曹谿山にありて法を傳へ、其六世の孫  
 良介禪師は洞山に在りて道を弘むるに依り曹谿洞山の冠字を合して曹洞と名くる  
 なり。佛々祖々嫡々相承する處唯是れ坐禪辨道にして、坐禪辨道は即ち是れ正法眼  
 藏、涅槃妙心なり。斯の如く四六時中三昧王三昧に住して、見性成佛を本となす、勿論  
 不立文字直指人心を宗致とすれども、高祖承陽大師「普勸坐禪儀」を著はし、大祖圓明國  
 師は「坐禪用心記」を述べ、以て宗意の要領を明かにせり、蓋し皆實義を悟らしむる方便  
 なりといふ。

### 第五節 禪宗の傳布と其影響

禪宗の本邦に傳播したる時代は、恰も支那宋末我が邦との交通頻繁なりしより、自然  
 當時支那に隆盛なりし禪宗の新教義は、上下の人心を動かし、鎌倉にては北條氏先づ  
 之を擁護し、執權時頼の如き自ら入道して最明寺を創立して之に居り、諸國を巡行す、  
 其死に臨み偈を作つて曰く、

業鏡高懸、三十七年、一槌破碎、大道坦然。

時頼の入



京都にては朝廷の崇奉極めて篤く、後鳥羽順徳を初め、累代の天皇みな寺院を建立し、就中龜山法皇の如き福地の離宮を更めて寺となし、無開禪師を居らしめ、太平興國南禪寺と稱したるが如き、其顯著なる事實にして、鎌倉幕府も僧侶を重んじ寺院を建立するもの多く、地方豪族も之に倣ひ、禪寺諸國に建立せられたり。鎌倉には建長圓覺に壽福、淨智淨妙を加へて五山あり、更に京都には南北朝室町時代に於て建仁、東福、萬壽、天龍、相國の五山あり、而して南禪寺をば其上に位せしめ、朝廷及び武門の歸依頗る盛なりき。我が國の武士道たる、不惜身命思想フシキクシムイの如き禪宗の感化蓋し與つて力あり、又制度文物にも直接間接に影響し、繪畫の如き率直淡泊の致を主とせる唐宋風となり、彫刻にも康慶、運慶、快慶、湛慶、四慶等出で、雄健剛強の風となり、家屋建築も宋の佛寺に模し、玄關を設くる等、多くは禪宗に伴つて宋より齎らしたるものなり。又後世の虛無僧たる普化宗は蓋禪宗の僧覺心に起因せりと云ふ附會の説あり、但し覺心は信濃の人、建長の始め入宋し、普化禪師の風を聞きて大に悟る所あり、歸朝の後城東の東勝寺に住せしが、後屢潛匿し、紀伊國由良に興國寺を創す、永仁六年を以て示寂し、法燈國師の謚號を贈らる。然れども近世笛を吹て佛事を修せしより遂に其徒皆かの尺八を吹き、又武士の浪人となれる者入道して虛無僧となり、武者修行にも此を倣ふ風習

普化宗

を蕭致せるは徳川氏以後の事なれば覺心を普化宗祖なりとするが如き信ずべからず。

### 第六節 眞宗の教祖及び教義

眞宗教祖

眞宗の教祖親鸞○聖人○（明治十二年勅して見眞大師の謚號を贈らる）は俗姓藤原氏にして皇太后宮の大進、日野有範卿の長子たり。高倉天皇承安三年四月朔日京都に生る、養和元年の春年初めて九歳、天台座主慈鎮○和尚○の門に入りて得度し、圓教の宗義を究め、又屢々南都に遊び、大小二乗に眼を晒したるも、遂に彼の宗教的意識は是等の中に信仰すべき法を認めざりしかば、年二十九歳、去つて法然の門に投じ、他力念佛の宗風に歸せり。而して彼自ら舊佛教の貴族的に流れ、假面を被りて裏面の腐敗せるを見、断然眞摯なる通俗的宗教を創唱し、信心以外一切の形式を打破し、身に法衣を着けて、而も關白兼實の女を娶り、又敢て肉食をも禁ぜず、自ら謙遜して愚禿と稱し、非僧非俗の相をなし、僧行を修せず、戒律を持せず。初め親鸞の法然に従ふ時、承久元年南都北嶺の僧徒法然を誣奏せしかば、親鸞上足の故を以て越後國國府に左遷せらる、建曆元年十一月七日赦命あり、爾後去つて關東の諸國を巡化すること、殆ど三十年、五十二歳の時常陸國、稻田に在りて『教行信證文類』を著はし、茲に淨土眞宗を開く、實に後堀河天皇元仁元年甲申なり。爾來諸宗の僧にして之に歸依するもの多く、遂に其の法を傳

本願寺と

三門徒と  
佛光寺

覺如上人

二雙四重  
教行信證

へたる下野の眞佛上人は、同國專修寺に住し、親鸞自身は晩年京都に還りて寂し墓を  
 東山大谷に修す、女覺信尼之を守る、是れ本願寺の起源なり。斯くて眞宗は自ら二流  
 となり、眞佛上人の後には專空、顯智の二上人相續いて專修寺に住す、所謂現今の高田  
 派たり、又眞佛上人門下の徒、北越前の地を化し、三門徒其他數派の如きは、大抵之より  
 出て、又京都佛光寺も上人の弟子荒木の源海を以て法嗣とす。然るに覺信尼嘗て日  
 野廣綱に嫁せり、親鸞の墓地守護の後を其子覺惠に譲り之に居らしむ、覺惠はもと天  
 台の學徒なり。是より前親鸞の長子善鸞故ありて、撥出せられ、奥州大綱に居る、其子  
 如信、覺信尼の召に應じて京師に來り、大谷に住し、宗祖の法燈を嗣ぐ、即ち本願寺第二  
 世たり。後如信任を覺惠の子たる第三世覺如上人に譲る、覺如英俊極めて他力の深  
 義に精通す、時に覺如の長子存覺上人故ありて、撥出せらるると雖も、亦「六要鈔」等の著あ  
 りて、特に宗義に達したり。覺如上人の北陸を化するや、三門徒等靡然として皆其下  
 に屬し、佛光、錦織等の諸寺亦上人に服せり。上人又三門徒の本寺として別に越前に  
 毫攝寺を建てたり、此に於て本願寺の基礎始めて成る。抑眞宗の教義たるその判釋  
 によれば、獨り眞宗を絶對門として絶對不二の他力一乘法なることを明斷し、他の諸  
 教を相對門として二雙四重の別を立つ、而して眞宗の教旨には、教行信證の四法を立

「教行信  
證文類」

南無阿彌  
陀佛

て之を規模として一宗を開けり。教とは何ぞや曰く「大無量壽經」所説の眞實教なり、  
 前説に陳べたるが如く、淨土門の所依經は三經なりと雖も、眞宗には「觀無量壽經」及び  
 「阿彌陀經」の如きを猶方便を帶べるものとなし、唯獨り大經を眞實經なりとす、故に釋  
 迦如來此經を宣説する時に當りて、釋迦牟尼世尊世に出興する所以をのべて言く、惡  
 ひに眞實の利を以てせんと欲してなりと、豈彌陀弘誓の船を我等が爲に齎らすもの  
 に非ずして何ぞや。而して此經の宗義を弘布せしもの印度に在りては、龍樹、天親の  
 二菩薩、支那に於ては曇鸞、道綽、善導の三師、吾邦に在りては、源信、源空の兩聖人なり、此  
 の如く三國七高僧の所傳を祖述して要文を類聚するもの之を「教行信證文類」六卷と  
 なす、眞宗の宗致は如來の一切衆生を濟はんとの本願にして、而も其本願の體は即ち  
 佛の名號南無阿彌陀佛なり。行とは蓋し上來所説の本願名號たる南無阿彌陀佛が  
 萬德圓備衆生往生の行體となるの邊より、之を大行と名く、所謂是れ實に眞宗根本の  
 原理にして、吾人生死の苦界に沈淪する衆生を救はんといふ大願を發し、吾等に代り  
 て無量永劫の難行苦難を受け遂に絶對の無上正覺を成就し、その果徳を衆生に廻施  
 して因果の理に背かず、而も罪惡深重の吾等なれども、その果徳を信ずる一念極樂の  
 妙果を得るといふなり。信とは前いふ如く絶對無碍の光明たる彌陀悲願の大行即

無上正覺

ち本願名號を聞きて疑なく信受愛樂する是れ此信にして而も信ずると同時に彌陀の光明に攝取せらるその果徳妙用を信ずるも亦彌陀の衆生に廻施したるものなれば是に於てかその純他力救たるを知るべきなり。證とは彌陀成就の本願を信受する正因に依り極樂に往生して得る所の證果即ち彌陀同體の覺果無上正等正覺しやうとうしやうかくに外ならず。

### 第七節 眞宗の傳布と其影響

親鸞開宗の當時叡山高野三井東寺を初めとし南都に於ける法相華嚴の僧都等は權勢に誇り情實に羈束せられ毫も眞の宗教的活動なく外面に布施忍辱精進持戒を標榜して朝廷に舊慣古例の佛事を行ふと雖も此等は皆虛儀虛飾に過ぎず。其裏面を窺へば殘忍墮落を極め祈禱の迷妄卜占の詐語に上下を惑はすこと尠少にあらず。又鎌倉にては鶴岡八幡宮に法華堂を建築し社僧を置きて専ら平安息災を祈り榮西其他の禪僧も大抵直指人心見性成佛といひつゝ猶眞言の事相にあらずんば台密の餘臭を帯び淨土宗亦漸く祖意を誤りて舊套を脱する能はざりき。是に於てか眞宗の開祖は此等の迷信虛儀偽善の状態を慨し決して儀式祈禱なるものが宗教的眞面目にあらざるとを喝破し以て宗教の本旨は絶對と吾人との融合たる信心唯一に歸

當代僧侶

することを唱道し上人の著「和讃」に當代僧侶の狀を次の如くいへり。

五濁増のしるしにはこの世の道俗ことごとく外儀は佛教のすがたにて内心外道を歸敬せり。

かなしきかなや此頃の和國の道俗みなともに佛教の威儀をもととして天地の鬼神を尊敬す。

末法惡世のかなしみは南都北嶺の佛法者の輿かく僧達力者法師高位をもてなす名としたり。

佛法あなづるしるしには比丘比丘尼を奴婢として法師僧徒のたうとさも僕従もの名としたり。

體圖の語

斯くて自ら是非知らず邪正もわかぬこの身なり小慈小悲もなければ名利に人師を好むなりと謙遜し全く當時の時代的思想に投合せしかば親鸞の越後配所にありし時より其宗義に同意し天台眞言淨土等より轉ずる僧俗甚だ多く東北關東の土豪等は大に其平民的にして形式に拘泥せず信心を正因とし稱名を報恩とし以て阿彌陀佛に歸する宗義の傾解し易きより之に歸依するもの大に増加せり。然れども朝廷若くは幕府は既に舊宗教の情性殆ど動かす可らざりしなり。而して本願寺第三

世覺如上人は、宗學に長じ、其著書は大抵通俗を旨とし、『報恩講式』、『親鸞聖人傳繪』の外、『口傳鈔』、『改邪鈔』、『執持鈔』、『本願鈔』、『願々鈔』、『最要鈔』、『出世元意』、『拾遺古德傳』等少なからず。覺如觀應二年八十二歳を以て寂し、其長子存覺も亦内外の學に通じ、京都常樂臺に別居して著作に従事し、其宗の教義を顯揚せり。是に於て其宗の特長は益世人に認めらるゝに至り、遂に佛教中の最大勢力となる起源を置けり。而して其宗傳布の影響たる要するに現世利益の祈禱を廢して、尊る幸福なる人道の實踐を勧め、阿彌陀如來以外の諸神諸佛を崇めず、而して諸種の儀式を主とせず、教義を説法して以て領解せしむるに力めたるは、洵に是れ從來の佛教に一大刷新を加へたるものといふべし。

### 第八節 日蓮宗の教義及び傳布

日蓮宗は後深草天皇建長五年四月、日蓮上人が創めて、『妙法蓮華經』を所依として開く處の教法なり。日蓮宗は妙法蓮華宗といふ此宗固と天台宗より出て、其所依の經典『法華經』により宗名をとる、又此法を開きたるは日蓮なるを以て日蓮宗とも名くる也。其依憑の經論は、『妙法蓮華經』八卷、『無量義經』二卷を開經とし、『觀普賢經』を結經とす、而も註疏は、『註法華經』十卷、『御義口傳鈔』二卷、『遺文錄』三十卷等なり。本宗に二大派あり、

【法華經】

【口傳成儀】

【五綱、三秘、本迹】

一を一致派といひ、一を勝劣派といふ、前者五派あり、多少其説を異にすべしといへども大體の上に在りて其教義を略説せんに、要は『妙法蓮華經』に依り、唱題成佛を本旨とす、末法澆季の今日天台法華の如く歸理を修學すること難きが故に、唯信心肝要なりと餘行をなさず、『妙法蓮華經』の題目を能詮とし、心念口唱の所顯は即身成佛せざるなく、我身は本來本有、無作三身の佛體にして、娑婆即寂光土なり、故に全體周遍法界亦真如實相なり、唯此理に迷ひては凡夫となり、悟れば佛となる、而して其教義を辨ずるに五綱、三秘、本迹、攝折、三軌、五種、三益の七科を立つ。先づ其宗教たる五綱、中第一教とは宗を立つる所以、第二機とは人を察する所以、第三時とは世に應ずる所以、第四國とは方を立つる所以、第五序とは變に應じ宜に適ふ所以なり。次に宗教たる三秘、或は三大秘法といふは、一に本門の本尊、二に本門の題目、三に本門の戒壇にして、心と慧と身と研整する所以なりと。又日蓮宗には本迹、兩門あり、法華一部中前十四品を迹門とし、後十四品を本門といふ。本とは本地又は本體といひ、迹とは垂迹又は足跡といふ、例せば、足跡を尋ねて、本家に到り本人を見るが如く、迹佛の教門に依て本佛實體を知るが故に、本門迹門を別ち、迹門は諸法實相を説きて九界の成佛を顯はし、本門は久遠實成を明して佛界の常住を示す、天台已に法華に依りて宗を立つと雖も、迹門を表とし本

攝折二門

門を裏として未だ本門の實義を顯はさず、是れ日蓮の別宗として天台に獨立せし處なり。而して攝折二門とは一に曰く攝受門或は悲門といふ、拔苦の義なり、二に曰く折伏門又は慈門といふ、與樂の義なり、此宗にては布施、愛語、利行、同事の四法を以て衆生を攝受し、又妙法を説て下種を結縁折伏すといふ七科中、以下三軌五種三益のことは之を略す。本宗祖日蓮上人は俗姓貫名氏貞應元年二月十六日を以て安房の小湊に生る幼にして同國清澄山寺に投じて出家し、眞言の學徒たりしが、偶々天台の學已に衰へて榻生の末流纔に存し、其の徒東國に來り居るものあり、上人隨て天台を學び、後叡山に登り、深く其の學の衰頹したることを嘆じ、講習十餘年始めて傳教大師の遺風を發揮し、當時の天台がその祖意にあらざるを觀破し、『開目鈔』『觀心本尊鈔』『撰時鈔』『立正安國論』及び『報恩鈔』の五大鈔を著はす、建長五年安房に歸り、清澄山寺に留錫するや、同年四月法席を張り大衆の前に於て淨土、禪、眞言、律の諸宗を周りたり、是れ即ち日蓮の四個格言なるものにして次の如し。

四個格言

念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊。

時に日蓮の住地東條の邑主たる東條景信素より深く念佛の教を信ぜしかば、大に怒りて日蓮の師道善と共に之を逐ふ。上人逃れて鎌倉に赴き松葉ヶ谷に一草菴を營

日昭と日

造して日夕法華經を讀誦し、時に出て、街頭に立ち法華の題目を高唱し、其功德を説て通行の男女を勸誘し、見聞する者間々指して狂僧となす、然れども日蓮の所信鞏固なりしかば漸次に其感化を蒙るもの多く、上足日昭、日朗等皆此年間に其門下に歸せり。斯くて日蓮は大難に遭ふこと四度、幕府に諫書を出すこと三度、最後に佐渡に流さる、三年の後文永十一年赦されて鎌倉に還り、妙本寺に住す、後身延山久遠寺、池上本門寺等に轉錫し、弘安五年十月寂す、初め日蓮の化は重に關東土豪の力によりし者にして、富木胤繼、波木井實長、太田乘明を其首として之を三大檀越といひ、會谷教信亦有力の外護者たり、弟子には日昭、日朗の外日興、日向、日頂、日持等あり、而も日朗の門特に後世に榮えたり。而して儀式上日蓮宗各派に特有なる一種の勤めあり、みか其徒は太鼓を打ち南無妙法蓮華經と稱ふること、淨土の鉦を鳴らし南無阿彌陀佛を念ずるが如し。

三大檀越

### 第九節 時宗の教義及び傳布

日本佛教の發達は眞宗、禪、日蓮等に至りて殆ど最高潮に達し、爾後漸く停滯する情況となりたるが、時宗は此等退潮に傾く初階段に屬し、我が邦に於て開かれたる佛教諸宗中最後のものたり。抑時宗は後宇多帝の朝、一遍上人の開創する所たり、上人は伊

一遍上人

遊行上人

豫の人諱は知真州の刺史河野通廣の次子にして、四條天皇延應元年を以て生る。幼にして出家得道を志し、十五歳薙髮して叡山に一心三觀の法義を學び、教觀顯密を研究せしが、後黒谷の易行門に歸し、又其行動大に良忍空也に負ふ所あり、建治元年十二月歳三十七にして、熊野神勅の靈告を蒙れりと稱し、翌二年三月廿五日始めて一流を立て、普く海内を遊行し、念佛を勸む、故に世呼て遊行上人といふ。斯くて上人の遊行するや、勸進帳及び念佛札を携へ、先づ九州を遊行して四國を巡り、京都に出て、更に北陸道を経て、信濃に赴き、猶關東奥州を過ぎ、東海道を西行して再び京都に入り、次て山陰山陽兩道を巡錫して伊豫に歸り、日ならずして攝州兵庫の觀音堂に來り、自著の書冊を火中に投じて曰く、

一代の聖教今日滅盡して唯南無阿彌陀佛を留む。

と遺戒を門弟に與へ、化益十四年にして正應二年八月入寂し、其後第二世他阿上人繼ぎて宗規を制備し、本山を相模國藤澤清淨光寺に定む。時宗の所依經典は淨土三部經を正依とし、華嚴法華等の往生淨土を明にせる經を傍となす、而して正中專ら阿彌陀經に依るを此宗の本となす。又その宗名時宗とは臨命終時の經文に據るものなり、されば時宗は具には臨命終時宗といひて可なり。蓋し生死流轉は命終る時に臨

他阿上人  
經典と宗名

念宗稱名

みて定まる、されば平日行住坐臥舉足下足の一瞬を即ち臨終の時と會得して、念々稱名を怠らざるを本宗の要とすればなり。而して此宗の綱領は淨土宗西山派と大差なく、他力念佛を本とし、自行化他を務めとす、凡そ自行とは自ら信行して安心立命決定無疑なるをいふ、化他とは之を他に授與し、他をして幸福安樂を得せしむるをいふ、之を勸むるに父母恩、國王恩、衆生恩、三寶恩の四恩及び十善の法門あり、又之を施設するに先づ勸善懲惡を以てし、次に神勅綱要を明すや、熊野大神の靈告なりと稱する次の頌を以てせり。

六字名號一遍法、十界依正一遍體、萬行離念一遍證、人中上々妙好華。

此頌は當宗の要偈にして、釋迦一代の聖經も此中より生じ、亦能く此中に攝す、故に三部經を判するも之を以てし、宗門の領解も是れより生ずとなす。最初三句は所念の法を明にし、後の一句は能念の人を嘆ず、其所念の法とは彌陀の名號なり、能念の人は念佛者なり、六字名號一遍法とは「大無量壽經」の果上萬德所期の名號體を説き、傍ら「觀無量壽經」及び「阿彌陀經」の意を含めり。十界依正一遍體とは地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上の六凡と聲聞、緣覺、菩薩佛の四聖、十界の依正二報は名號所具の萬法にて、是れ即ち一遍の體なり、萬行離念一遍證とは名號即真如實相なり、實相即萬行離念の貌な

四恩と十善  
熊野大神の靈告

り、故に我等衆生身心を放下して本願を憑み、一向に稱名すれば、我もなく佛もなく、唯南無阿彌陀佛なり、又人中上々妙好華とは、三部經所得の果を讚嘆し、三經一徹に他力の深旨を結讚したるものなりと、是を時宗の教旨となす。(又時宗中一向派と稱するものあり、一向上人の創唱にて近江の蓮華寺を以て本山とす、宗義は稍異派に近し。)

### 第三章 平民宗教普及期の宗教

#### 第一節 南北朝及室町時代と宗教

鎌倉時代に當り、一は關東、一は京都に新宗教の勃興せしのみならず、所有宗教的事實複雜を究め、南北朝を経て足利の政治を室町に行ふや、宗教上の制度としては寺社奉行あり、神佛相混淆し、神社の禰宜等を社僧として僧侶之を兼ねるに至り、寺社領の課役を免じ、且つ津口要衝の地に關稅を課し、大抵之を社寺に領與せしかば、寺社其の利に慣れて頻に關を設け、行旅より抽稅して祠堂を修造せしかば、人民大に之を慨嘆するに至り、遂に令を下して之を禁止されたる等僧侶の墮落以て知るべし。

是より先南北朝兵亂相繼ぐの間に於て、却つて宗教は上下に歡迎せられ、天台眞言は皇室公卿の歸依厚く、禪宗は幕府武人の間に玩味せられ、念佛と題目とは主に民間を感化し、殊に足利時代に至りて禪宗の旺盛なる、彼の印度支那風に則りたる五山十刹

寺社奉行  
と社僧

京及び鎌  
倉五山并  
に十刹

の制は鎌倉の後を承け、更に足利義滿の將軍たりし時代、京都に天龍相國の二寺成りしかば、之を建仁、東福、萬壽の三寺に加へて、京五山と稱し、鎌倉亦壽福、淨智、淨妙の三寺を建長、圓覺に加へて、鎌倉五山と稱し、南禪寺を以て其上に位せしめたること、圓覺寺文書によれば次の如し。蓋し斯く座位の定まりたるは、至徳三年八月三日、足利氏滿が、義滿の旨を受けて沙汰したるにあり。

#### 五山坐位次第事

- |      |     |     |
|------|-----|-----|
| 五山之上 | 南禪寺 | 天龍寺 |
| 五山第一 | 建長寺 | 相國寺 |
| 第二   | 圓覺寺 | 建仁寺 |
| 第三   | 壽福寺 | 東福寺 |
| 第四   | 淨智寺 | 萬壽寺 |
| 第五   | 淨妙寺 |     |

右南禪寺者爲勅願皇居之間可爲五山之上者也。仍長老者舊之住者可爲天龍建長上至自餘五山者、隨京都鎌倉之所在相互可爲賓主禮矣。

都鄙五山座位事、京都御事書如此。早寫彼狀可致其沙汰書狀如件。

至徳三年八月三日左兵衛督 花押

圓覺寺 長老

此外鎌倉十刹とは禪興瑞泉、東勝、萬壽、東漸、善福、大慶、興聖、法泉、長樂寺にして京都十刹とは等持、臨川、真如、安國、寶幢、普門、廣覺、妙光、大徳龍翔寺なりとす。而して五山には長老住持となり、十刹には西堂住持たり。

是より先足利尊氏の天龍寺を建立せんとするや、其費を得んが爲、始めて公然支那に天龍寺船と稱し、勘合船の起源たる商船を遣はし、以て貿易を昌隆ならしめたり。斯の如くなるを以て、僧侶の支那に渡行するもの多く、支那の新文學を傳へ、朱子學の如き實に是等僧侶の裔らす所にして、漢文を以て有名なる絶海中津の「蕉壁稿」あり、義堂周信の「空華集」あり、又古今名僧の史傳として僧師練虎關と號すの「元享釋書」あり、皆是れ當代の宗教的反影として見るべきものたらざるなし。支那より渡來したる僧には明極楚俊、竺仙梵僊、清拙正澄等を重なるものとし、又我が邦の禪師として當代に有名なる關山惠玄、徹翁義享等は嘉暦元年、赤松則村、紫野大徳寺に請じて、其住としたる臨濟の大燈國師の門に出て、一休宗純亦其法燈を受けたり。宋より來朝泉湧寺に入り、始めて禪師號を勅許せられたる大覺禪師の門に、寂室元光あり、而して北朝の歸向

朱子學

を得たる夢窓國師は當時足利尊氏すら、弟子の禮を執りしといふを以ても其學徳の卓越せしを推測するに足れり。

當時足利氏は源氏と等しく、八幡宮を氏神とし、崇敬甚だ厚し、數々石清水に詣拜し、別當田中融清を以て其の神主とす、融清修養を極め、棟百坪の檜皮屋を造り、金銀錦繡を飾り、壯麗人目を眩耀せり。三寶院は六條八幡宮及丹波の篠村の八幡宮を管する職なり、篠村の八幡宮は尊氏官軍となりし時、祈誓せし所なるを以て、足利氏代々の敬信特に深し、義滿に至り、今小路師冬の子滿濟を猶子として三寶院に住せしめ、段錢を課して六條の祠を修め、爾後毎歳正月、先づ六條の祠に詣拜するを例となし、鎌倉鶴岡に比し、又北野天神を崇信せり。義滿亦深く佛教に歸依し、奈良叡山に詣て戒を受け、東寺及び延暦寺の大講堂、興福寺の金堂、皆段錢を課して改造し、自ら之に蒞みて供養を修す。義滿の最も尊信せしは禪宗にて、尊氏が天龍臨川等の諸刹を創し、開山としたる夢窓國師疎石(年七十六を以て終、光宗正平六年入寂)の門弟、春屋を請じて相國寺を創立し、又明應、中津等を延きて鹿苑院に居らしめ、法を問ひ、機務を諮詢す、是より鹿苑院主は幕府參謀の僧たり。南禪寺亦名僧あり、鑑見と稱す、後住持職を辭し、鬢髮剪らず、敝衣を穿ちて野に耕す、義滿往きて訪ふ事、廬日なかりき、鑑見北山莊に至る、義滿大に喜び、金襴の袈裟を取りて

足利義滿の歸依

夢窓國師と鑑見



之に衣せ、彼の袈裟を取りて、自ら被る。又同船して西芳精舎の池に浮び、其履を取りて舟に納れたり。と、靈見は後醍醐天皇應永三年寂せり。義満の威勢たる實に至尊を壓す、而して禪僧に屈する此の如し、亦以て佛教の勢力極まれりといひて可ならん。又前叙の如く鎌倉と京師とに五山を定めたるのみならず、諸國に段錢を課し、木石を獻せしめ、七層塔を起す、高さ三百六十尺、天下の壯觀を極む。南北の僧千人を會し、自ら蒞みて塔供養を修し、上皇の御幸に擬せり。此時に當り、縉紳の文學已に衰へ、唯五山の僧徒のみ明國に往來し、碩學才能の徒多く輩出し、其文章圖書多くは宋を學ぶに至れり。

### 第二節 神道獨立の端緒及び卜占の隆盛

南北朝時代の初めに當りて、既に神道の鼓吹者北畠親房あり、後村上天皇興國元年を以て「神皇正統記」を著はし、大日本は神國なりとて神祇と皇室との關係より、天皇の神聖なる所以を明にしたるあり、又「元々集」「東家秘傳」等を著はして、「元々集」には第一、天地開闢篇、本朝造化篇、神皇紹運篇、第二天神化現篇、第三、地神出生篇、第四、地神出生篇下第五、神器傳受篇、神籬建立篇、神國要道篇、第六、内宮鎮座篇、第七、外宮遷座篇、第八、御遷幸指圖の諸卷に神道を論じ、「東家秘傳」に純然たる神道の端元を發揮せり。其後に至り、思部正通は「神代口訣」を以て神代の意義を説明し、遂に室町時代の末葉に出でたる、後

「神皇正統記」  
「元々集」  
「神代口訣」等の著

士御門天皇の侍講卜部兼俱に至りて大成せり。

兼俱は吉田神社の祠官たりしより、其所説神道を吉田流といふ、此流は前の兩部神道等の羈絆を脱して、佛教に對立せんとし、是に唯一神道を唱道せるものなり。元來祭神の職四姓ありて、第一は王氏、即ち白川家、第二は中臣氏、即ち藤波家、第三は齋部氏、即ち土御門家、第四は卜部氏、即ち吉田家なり。兼俱吉田社の神官となりてより、幾多の神書を偽作す、即ち卜部兼延の「名法要集」を初め、兼直の「神道大意等」皆是れなり。その唯一神道と稱せるは、後一條院の宸筆にて唯一の二字を「名法要集」に下し給ひたるに依れりといふ。其儀式に神道護摩、宗源行事、十八神道等あり、此等の儀式を兼修するを三壇行事と名け、吉田流の秘事となす、兼俱の子、九江も亦之を補翼したるが、要するに教義として特に見るべきものなく、荒唐不稽にして、佛教に負ふ所少なからず、「唯一神道名法集」に次の説あり。

神道は隱密にして極めて深し、神道には相傳、授傳、面授、口訣の四重あり、又影像、光氣、向上、底下の四位ありて、顯より密に至り、密の中に亦淺深あり、故に若し其人にあらざれば、淺略の分も傳ふべからず。

斯の如き説をなし、此神道には眞言秘密に似て、言外の理あり、理外の理ありと説き、大

唯一神道  
姓と神職四

吉田流の  
秘事

に神秘的形體を備へしめ、以て神道を形式上佛教より獨立せしめんと力めたり。ト  
 占に關しては前編叙述せしが如く、上世に於て行はれたる種々の法は、當時益隆盛と  
 なり、龜トを初め其他琴占、夕占、石占、足占、橋占、帶占、歌占、御圖等の雜占あり。此等或は  
 神社に限り、或は一神事に就きて行はれ、又は佛閣に於て行ふ、中には婦女幼童の遊戯  
 に關するものもあれども、兎に角一種の迷信として廣く流行せしが如し。龜トは當  
 時神祇官所管にして壹岐、對馬、伊豆等の諸國より、卜術に熟達せるもの數十人を拔擢  
 して、神祇官の卜部と定め置き、朝廷の大事を卜合せしむるなり、卜部中伊豆より出で  
 たる卜部平鹿即ち吉田氏の祖をはじめ壹岐より出でたる卜部是雄の如きは最も龜  
 トの術に長じて信任せられたり。龜トの法は既に略述したるが、琴占は琴を掻きて  
 其音の清濁により神意を卜する法にて、伊勢太神宮に行はる。夕占は夕景街に立出  
 て往來人の言を聽き其言を以て神の告げとして、占問ふ事に合せて判斷する法なり。  
 石トは石の輕重によりて卜する法なり、足占のト合方詳かならず、然れども伴信友の  
 正ト考によれば先づ歩みて踏止まるべき標を定め置き、倍吉凶の辭を以て歩み、足に  
 合せつゝ踏み渡り、標の處にて踏止まりたる足に當りたる辭を以て、吉凶を定むる方  
 法にやといへり。橋占は夕占の類にして橋上の人語によりて占ふなり。

龜トと琴  
占

夕占と足  
占と橋占

帶占と御  
圖

又帶占は「箱中抄」常陸帶の條に、常陸の國には男女の中らひを占はんとして、芋といふ  
 ものを帶にして、一には懸想する男の名を書き、一つには我名を書きて鹿島の神前に  
 祝詞を申し、帶を折りかへして名をば隠して末を禰宜に結ばするなり。それに宜し  
 からざる縁なれば離ればなれに結ばれ、宜き時はかけ帶の如く圓に結びつながらるも  
 のなりと傳へらる。歌占は歌詞を以て判定する方にて、大抵百首程の古歌を選みた  
 る書冊によりて判ずるなり。御圖に至りては神社佛閣に設けられたり。北條泰時  
 若宮八幡社の前にて孔子を取り土御門院の帝位を定めたりと。「椿葉記」には足利義  
 持の薨後嗣なし、管領畠山を始め諸大名評定の上八幡宮の寶前に於て御圖をとりて、  
 以て後嗣を占ひ、遂に義教と定めし事あり、其他の成敗物の善惡等をも圖をとりて定  
 むる事ありと記せり。御圖の法は「神道名目類聚抄」に曰く御圖は竹の筒に一二三の  
 文を記せる串三本を入れて、吉凶を神にたゞす時、慎みて其事吉ならば、其の何其の事  
 凶ならば其何を賜はらんと請求めて、吉凶を定むと見えたり、此外水占、灰占、山管占、苗  
 占、米占、御幣圖等ありと雖も詳ならず。此等は皆當代神道と其他雜信の平民に普及  
 せる状態を窺ふべき一端なり。

### 第三節 戰國時代本願寺の勢力

應仁以降戰國時代に於ては朝廷の式微を致し、幕府の外形盛なりしと雖も、文明年間より永祿に至る百年間、社會の秩序亂れ、主權歸する所なく、遂に陪臣たる松永久秀は故なくして將軍足利義輝を弑し、財政の困難は將軍すら救助を明國に求むるの狀勢となりしかば、皇室の如き萬事不如意を極め、明應九年後土御門天皇崩御ありし時、葬禮を行ふべき資なかりしといふ。而して諸侯は漸く富を分有し、又社寺は皆般富にして就中當時平民的宗教最も盛大なる結果、山野に念佛の聲聞かざるなく、而も他の諸宗諸派は皆無事安逸に舊宗教的形骸を固守し、名僧大徳は將軍豪族の顧問となりて眞の宗教的教化力に乏しかりき。獨り眞宗本願寺の勢力に至りては、頗る侮り難きものあり、故に本願寺よりの寄附金を要すると聞かば、信者は競うて其勸募に應じ、千萬金立所に集收し得る有様なりしかば、後柏原天皇即位に當りて大禮を行ひ給ふ用度なく、二十年の後に至り本願寺九代の住僧光兼上人、黄金一萬兩を獻せしに因り、大永元年始めて大禮を行はせ給ふ。本願寺は此功ありしを以て、光兼の代より門跡に准ぜられたり。是より前、亂世に乗じて宗徒の爭論盛に起り、遂に干戈を動かすに至り、眞宗の如き大谷の本願寺を中心として、常に天台宗の本據たる叡山の延曆寺に對抗し、本願寺中興と稱せられ、親鸞七世の孫に當れる兼壽即ち蓮如上人、證號惠燈大

本願寺の勢力

門跡

蓮如上人傳

師に追ひ軋轢益々劇しかりき。兼壽は文學に長じ、且つ辯才あり、説法を能くし、其消息集は現に「御文章」として殘存せり。斯くて老若男女歸依するもの多かりしかば、叡山の宗徒蓮如を惡み、後土御門天皇の初年に本願寺を襲ひて之れを毀ち、蓮如を逐ふ。蓮如の近江より越前に赴くや、越前の守護朝倉氏、加賀の守護富樫氏、深く上人に信依し爲に越前吉崎、加賀山崎に道場を作る。蓮如亂世に處するに、兵力の缺く可らざるを思ひ、兵を蓄へ以て一朝事あるに備ふ。伊勢の専修寺は親鸞上人の下野柳島に創して其徒弟眞佛に傳へ、後之をかの地に轉じたるものなるが、是に至り蓮如と相競ひて其徒を集む、民間の亂を好む者多く來り應じ、一向宗一揆と稱し、忽ち諸國に蔓延せり。文明以後兩派往々爭鬪し、朝倉、甲斐、富樫の諸大族分裂して相戰ひ、加賀、能登、越前の三國大に擾亂したるは、是れ佛教の信仰上、互に異宗派を排斥する軋轢より生じたるものなり。

一向宗一揆

光兼と光

文明七年兼壽は富樫を滅ぼして加賀を領し、翌年北越を出て、攝河の間に勸化し、十二年山城國宇治郡山科に檜皮葺の御影堂を營み、十四年竣功し、松林山本願寺と號し、之を本山となす。後寺務を其子光兼實如に譲り、明應五年九月攝州石山に別院を創め退隱せり。明應八年兼壽寂し、光兼法燈を享け、後兼壽の孫光教證如に傳ふ。斯くて

て攝河泉の門徒勢漸く盛に、細川晴元は畠山義宣を飯盛城に防ぐや、助を光教に請ふ。光教仍て攝河の門徒に檄し、享祿五年六月廿日遂に畠山氏を滅ぼせしより、京畿に於て宗徒政争に關係し、爾來本願寺は政治上の一勢力として大諸侯と並肩し、後三好元長を堺に屠り、奈良衆徒を興福寺に攻めて之を灰燼に歸せしめ、更に細川晴元と不和を生じ、一向一揆各地に蜂起し、近畿に充滿せり。

此時に當り山村正次等京師に興りて日蓮宗徒を率ゐ、近畿を巡視して一向寺院を破壊せり、蓋し日蓮宗徒の勢力一向宗徒に及ばずと雖も、亦決して侮るべからず、京師には日宗所屬の寺院二十一基、就中本國寺、本能寺、妙顯寺等顯はれたり。細川晴元の不和を本願寺と構ふるや、大に恐れて日蓮宗徒を誘ひ之を援となし、一向宗に對抗せしむ、是に於て叡山宗徒も之に與し、細川氏對一向一揆の關係は變して日宗徒、延曆寺衆徒と本願寺一揆との對抗となり、天文元年八月十六日より洛中洛外に於ける數度の衝突には、一向一揆敗走して山科に退けり。晴元部下の兵及び法華宗徒合して三四萬人、八月二十三日山科本願寺を包圍攻撃に着手せしかば、江州の六角定頼、延曆寺宗徒等も亦來り會し、遂に本願寺に火を放つて悉く伽藍を燒失し、流石に廣大莊嚴の堂塔も一朝にして皆烏有に歸せしめたり。

日蓮宗

山科本願寺包圍

此山科没落は火中に薪を投じたるが如く、近畿の一向宗徒を大に激し、一時に爆發せしめたり。九月二十九日山崎の合戦には、藥師寺備後守、一宮伊岐守等京軍の主將として一揆と戦ひ直に敗北せしかば、京師騷擾を極め、上京草堂、下京六角堂は鐘を打ちて不穩を警告し、市民は日々集會して凝議せり。一揆の一部は攝津に蜂起し、その本據富田の教行寺は晴元の部下に攻められて兵燹にかゝり、島下郡の一向宗寺院も池田伊丹兩氏の爲に燒き拂はれ、宗徒の殉したるもの少なからず。

愛山護法の爲に身を捧げたる宗徒は、山科の本山を始め、近畿の寺院悉く燒土となり、御同朋御同行は皆殺されたり。その殘存せるもの何ぞ奮起せざらんや。後奈良天皇の天文二年紀元二千百九十三年正月には、尼崎城を陥れて近傍を攻略し、細川晴元の堺陣を襲ふ、晴元支ふこと能はず、陣を捨て、淡路に逃る、是に於て攝津の西部及び河内和泉の一部は宗徒の領有に歸せり。光教は堺に陣し、再燃の勢ありしが、幕府諸城主日宗徒を督して堺を攻めてより、光教等退いて石山御堂に籠る。

抑石山の御堂は後の大坂城本丸の地、北は淀川の深淵に沿ひ、西は伯樂淵より海に續き、唯南方のみ平地にして自然の要害堅固なり、天文二年五月晴元の兵、三好、木澤日宗徒と共に石山御堂に迫るや、一向宗徒等運命の定まる所なれば、稱名念佛して死守せ

晴元本願  
寺と和す  
光佐

り。而して其勝敗未だ決せざるに、丹波より細川晴國、波多野等と共に、兵を率ゐて山城、高雄、梅尾に陣し、京都に進まんとせしかば、晴元、木澤日宗、徒等その根據地を衝かるゝを恐れ、石山本願寺と和約して、晴元は其女を光教の長子光佐（顯如）に妻はせり。既に本願寺は晴元と和せしも、一向一揆の徒は、尙ほ諸方に跋扈して、機會あれば城主を逐ひ、領主を苦しむるに、幾々たりしかば、所在不平の徒、或は野心家は之と結托し、攝津にて屢三好氏と敵對して之を破り、天文五年には細川晴國を石山に迎へて、晴元に抗し、大敗せしより一旦其勢力挫折せり。然れども一向宗徒の法敵たる日宗、徒は、京都に於て延暦寺衆徒の爲に寺院を焼かれ、一時遂に京都を去りて京畿政争に關係する能はざりしかば、一向宗徒の勢威漸く攝河泉の間に根底を固めたり。

#### 第四節 政治と學問とに及ぼせる宗教の勢力

南北朝以來上は天皇攝家將軍をはじめ、下武士庶民の智徳を指導するは全く僧侶の手中に歸せしかば、自然政治上にも帷幕に參し、又當代の群雄中鋒々たるもの、多くは形を入道に擬し、武装の上に法衣を着くるの奇態を見たり。山名宗全、北條早雲、太田道灌、上杉謙信、武田信玄の如き、武士入道者の顯著なるものにして、藤原藤房の如き失意の公卿の出家も少なからず。而して、武人の間に勢力を得たる五山十刹の如きは

武士入道

將軍と關係深き臨濟宗に屬せるが、他宗中天台の延暦寺は動もすれば日吉の神輿を擁して、嗷訴せんとする勢力を示し、園城寺は初めより持明院の系統を助けしかば、足利氏には權威頗る強し、眞言宗にても東寺早くより足利氏を助けしを以て、園城寺と并に勢力あり、其所領も亦少からず、修驗道に屬する醍醐の三寶院も盛大にして、義滿の崇敬厚く、法相宗の東大、興福の兩寺も春日の神木を奉して、屢示威的行動をなせり。然れども五山の僧侶は代々將軍の學問師範たり、政治顧問たりしを以て、旭日中天の勢なりしが、藤原氏と關係ある興福寺、皇室に關係深き延暦寺等は、漸く衰微に傾けり。抑興福寺はその別當三綱一寺を統轄し、其下に數多の學侶衆徒あり、衆徒等皆弓楯を執り、武辨に擬し、義教の代騒亂を發し、鎮壓せらる。北嶺の衆徒も尊氏の頃既に屢幕府に強請せしことあり、僧兵を畜へて法門の守と稱し、永享五年の如き園城寺と事を構へ、翌年京師に逼りしが、義教の爲に破られ、爾來勢力衰へたり。臨濟禪が京師鎌倉に勢力を得つゝありし間に、曹洞禪はその勢力を地方諸侯の間、殊に北陸、奥羽に張れり。

さて我國儒學は漢代鄭玄以後訓詁の學にとゞまり、さまで廣く行はれず、僅かに京師の一家學たるに外ならざりき、然るに禪僧求法の爲宋に遊び、次て三代彼の補陀僧如

智子學、寧一山等の我國に來るや此等僧侶の媒介によりて宋元性理の學及び唐宋の文章を紹介せられ、既に支那に於て儒佛の混和融合せしもの、我邦に來りて更に一層の融和を見、殊に王陽明の知行合一説の如きは、禪宗に負ふ所多く、五山の僧侶は朱子陽明の學説を佛學の傍盛に研究し、徳川時代に至りて獨立し大成せしめたり。又詩文の如きも僧侶によりて唐宋の餘流を汲み、輕妙潤達の文藝を留め、我學問界に一時期を奮せり。

## 第四章 基督教渡來期の宗教

### 第一節 基督教渡來と其弘布

歐洲各國の東洋植民に意を注ぎ貿易を試むるの結果、先づ葡萄牙の東方經略となり、天文十年には葡萄牙人始めて我が豊後に來れり。尋て天文十二年葡萄牙の商船百餘人を搭して、大隅の種子島に漂着し、爾來漸く通商を開くと共に基督教の渡來を見るに至れり。

後奈良天皇即位二十四年、即ち天文十九年(西曆紀元千五百五十年)大和の里見勘四郎丁西(Assis)なる者、當時西紀千五百四十二年以來印度にありし基督教徒ゼズイット

(Zosue) 派傳道僧、西班牙人フランシスコザヴェロ(Francisco Xavier) 又はフランシスコザヴェルともフランソアザヴェルともハビエロともいふに勸めて、我日本に來らしめ、最初鹿島に上陸し、平戸に移りて多數の信徒を得、布教を始む、是れ我が國基督教渡來の發端なり。丁西は鹿島に生れ少にして人を殺し、その罪を免れんが爲、偶々來港の葡萄牙便船に身を寄せ、遂に遠く印度マラッカ(Malacca)又はゴア(Goa)に航す、此等の地は昔て葡萄牙人アルブケルク(Albuquerque)が印度人を征服して此處をその都府とせし所なれば、基督教は大に隆盛を極め、又その派ゼズイットは羅馬加持力宗(Roman Catholic Church) 即ち天主教の一派にして傳道に熱心なるより、丁西はザヴェロに而して基督教に歸し洗禮を受けて、法號をパウルデサント(Paul de Santafe)と稱し、葡萄牙人の生活をした。ザヴェロは丁西の説を聞きて日本の國情風俗宗教に關する知識を得、遂に日本傳道の志を起し、丁西を案内者とし、他の二人と共に、天文十九年七月三日(西曆八月十五日)を以て鹿島に着し、薩摩國主島津貴久に謁して布教の公許を得たり。鹿島に於て暫時に百餘人の信者を得しも、排外的精神と佛教徒の反抗とにより、永くこゝに駐る能はず、去つて肥前平戸に赴けり。

初め葡萄牙船は鹿島及び豊後に來りしも、兩地は共に偏睡なれば交通に不便なるよ

り、漸次天文十九年ドアルテ・ダガマの始めて來りし肥前平戸に幅帳せしかば、ザヴィエロは此地に傳道の端緒を開き、こゝに百人餘の信徒を得、之を同行の一人に托し、他の一人と日本人二名を伴ひ、先づ周防山口に至りて大内義隆を説きて、こゝに多少の信者を得、更に帝都に傳道せんと、同年十一月山口を發し、天文二十年正月西曆二月京師に着せしが、偶々三好の争亂後とて市民宗教を聞くの暇なく、ザヴィエロは宮闕に謁見を請はんとして果さず、滯留十五日にして空しく淀川を下り、海に航して一旦平戸に還れり。

其後ザヴィエロは樂器、時計、眼鏡等の珍奇なる物品を齎らして再び山口に入り、之を大内義隆に献じて其歡心を買ひ、其好奇心に投じて布教の公許を得、山口町八幡馬場の北、江良(即ち今の四十二聯隊所在地)に教會堂を設け、熱心に布教せしかば、多數の信者を得、内藤氏の如き名門の士も其教を受けしが、大内氏の漸く衰ふ時に際し、遂に種々の事情生じて山口に駐ること能はず、去つて豊後に赴きて府内に入り、豊筑、肥前後六個國の探題大友義鎮に謁し、その道を傳ふ。然るに天文廿一年十月十六日(西紀千五百五十二年十一月廿日)補船歸國を急ぎしを以てザヴィエロもマラッカに還れり。彼は更に支那に赴き布教せんとし、天文二十二年十二月三號(Shanghai)島に於て病死せし

大友義鎮の信仰

切支丹寺

かば、我國には其信徒等師に代りて尙ほ平戸、山口に傳道し、且つザヴィエロの推舉したる宣教師二三ゴアより來りて布教せり。是に於て大友義鎮自ら率先してその説法を聴き、大に尊信するに至り、城下臼杵(豊後國北海部郡)の地にその船を滯留せしめ、領内の神社佛閣を破毀して、切支丹寺を擬建し、宅地と共に之れを寄附す。是に於て地方士民は勿論、隣國の人に至るまで基督教に歸依する者夥しかりき。

### 第一節 織田信長と基督教傳道

中國九州に稍布教の端緒を開きたる基督教徒は、京都に傳道の機會を得たり。初め叡山の僧徒某より書を豊後の宣教師に致し、上洛教義を説かんことを求む、仍て永祿二年宣教師ウイレラ(Uirela)等京師に入り、山徒を説き、以てザヴィエロの事業を近畿に再興せんとせり。即ち堺を経て京に赴き、阪本に達するや、彼の書を致せし僧既に死せしを以て、更に京師に入り、街頭に立ち十字架を手にして説法せり。三好長慶も亦容易に改宗し、ウイレラをして朝廷に謁せしめ、宣教師の説により、毛利氏に對し、布教の勅書を賜はらんことを奏上せり。朝廷爲に書を毛利氏に賜はり、山口布教を許すべきことを命ぜられしといふ。長慶の既に耶蘇教を信ぜしより、京畿の人士之を奉ずるもの漸く増加し、洗禮を受けしもの二萬餘人に及べり。其後長慶死し、松永久秀

政權を握るや、元來日宗信者なれば、基督教を好まず、仍て耶蘇教徒は一時泉州堺に退けり。然るに其後織田信長義昭を奉じて京師に入るや、耶蘇教徒は信長に近づき、又布教の便宜を得んとせり。時に和田惟政攝州芥川にありて、義昭の爲に信長と相應じ、三好黨を破りしより信長その功を賞す。惟政は元來基督教を信じ、同族中にも亦信者多かりしが、是に至りて其功に報ずるに、基督教布教の許可を得んことを請ふ、信長義昭と共に之を許せしより、耶蘇教再び勢力を京都に得、宣教師ヘールンローエは京攝布教の任に當り、曾て信長に謁せし時、靈魂不滅を説き、日宗の朝山日乗と諍ひ、日乗は宣教師を斬て其説を試験せんとせしも、信長の爲に抑留せられたり。斯の如く信長は厚く耶蘇教を保護し、京都四條坊門に方四町の地を與へて之に布教場を設けしめ、又近江安土にも布教場を設かしめたり。宣教師は皆理化學を應用して種々の奇術を行ひ、以て人民を誘ひ、金を恵み、米を施し、信者最も多し。亦安土の布教場を大成寺といふ、少年をして神學、拉典、葡萄牙語を學ばしめたり。布教の有様は『西教史』によれば日本全國を三部に分ち、宣教師等の教區三個を設け、一は安土一は京、一は高槻にあり、京師の區には師父二人、法兄弟二人、説教を勤め、且美麗なる寺院中に於て儀式を執行せり。安土の區には師父二人、法兄弟二人の内一人の師父は寺院及び基督教

信者

者、新政宗者を支配し、一人の師は前に説く所の學校内に於て、二十五人の少年輩に教授し、宗旨の初歩を教ふる外に、拉典語、葡萄牙語及び日本語を以て讀書作文を教へけり。入道右近殿の管轄たる高槻には、師父一人、法兄弟一人あり、此に入道右近殿の允許を享け、美麗なる基督寺院と師父等の宅を建て、其創立の費用は悉く右近殿より之を出し、高槻より三里を隔て若山、飯森、嵯峨島の基督寺院あり、是皆高槻教區の所轄なり云々とあり。要するに信長の基督教を保護したるは、當時最も信長の恐れたる本願寺の勢力を挫かんとすること、是れ一、外國の新智識を得んとする好奇心にかられたると、是れ二、豪族をも新宗教の感化によりて服せんとする政治上の利用、是れ三、外國人をも服従すといふ名譽心に驅られたると、是れ四、斯の如く信長は基督教を自己の政略上に利用せんとせしにて、眞實に之を信じたるにあらず。

爾來葡人はいふに及ばず、西班牙の宣教師も續々九州地方、特に唐津、平戸等に上陸し、まづ其四邊に漸次布教を開始し、尙進んで小倉より本島に渡り、山口、廣島、岡山、姫路を経歴して遂に大阪、堺等にも波及し、到る處熱心に布教せしかば、天正十年信長明智光秀の爲に弑せらるゝ頃に至るまで、大凡三十餘年間に殆ど全國に擴張せられ、九州に於ては長崎、大村、深堀、有馬、柳河、八代、天草、博多、小倉、畿内に於ては京都、大阪、堺、伏見等最



法王との  
交通

も盛に、又南海に於ては和歌山、東海に於ては遠く仙臺會津に及び、北陸に於ては大聖寺、金澤に達し、到處其勢力侮るべからず。此時に當りて本邦在留の宣教師二百餘人、寺院肥前平戸の天門寺を初め、二百五十餘刹、信徒既に三十萬人に達す。殊に肥前の大村純益、有馬義純等信仰最も厚く、天正十年使者を羅馬に遣はして、親しく法王グレゴリー十三世 (Gregory XIII) に面し、其信書方物を呈し、且つ基督教義及び教風を傳習せしめたり。其後仙臺の伊達政宗も亦支倉常長を羅馬に遣はして、法王パウル五世 (Paul V) と親交を結び、互に物品の授受をなすに至れるは、蓋し政治上の意味なきに非ずと雖も、多少信仰の結果を含むものならずばあらず。是れより前織田信長は永祿十一年基督教徒ウルガン、パレン (Urgan Pahlen) 等を近江國安土城に召見し、之に京都四條坊門の地を與へ、教會堂を築き、之を永祿寺と名けたること前述の如し、是に於て北嶺の僧徒之を拒む、是に於て名を改めて南嶺寺といふ、即ち天主堂なり。爾來天主教は其勢力増張し、既に京都に於て別に五條の堀川、一條の油小路にも教會堂を設け、其教勢猛烈民心集注、剩さへ宣教師等の行ふ所、漸く怪訝すべき點多かりしかば、信長甚だ之を嫌忌するに至りしも、未だ之を制する能はざりき。

第三節 豊臣秀吉の基督教禁制

南嶺寺

宣教師の  
退去

豊臣秀吉の時宣教師等益々會堂を諸方に建て、切りに名を慈善感化にかりて金錢を施し、天帝の福音を説きしかば、人民の歸依愈強熱となり、相競ひて宣教師に贊同するに至り、權職諸侯の中にも夙に三好長慶、松永久秀、長岡藤孝、高山友熙、同友祥、小西行長、佐々長政、浮田秀家、津田國定等はその重なる信者にして、形勢頗る優勢なりしかば、秀吉其流弊或は大事を惹起せんかを慮ひ、又將來佛教と大に軋轉するなきかを慮り、天正十五年、漸然諸外國の宣教師に對し、至急退去すべき嚴命を下せしこと次の如し。

定

- 一 日本者神國なる所キリシタン國より邪法を授候儀甚以不可然事。
- 一 其國郡之者を近付け、門徒に爲し、神社佛閣を打破る、前代未聞候、國郡在所知行等給人に被下候儀は當座事に候、天下よりの御法度相守、諸事可得其意候處に下々として狼儀曲事候事。
- 一 伴天連其智慧の法を以て心さし、次第權那を持候はんと被思召候處、如右日城之佛法を打破候事、曲事候條、伴天連儀日本之地には被差置間敷候間、今日より二十日〇〇の間に用意仕可歸國候、其中下々伴天連に不謂族申懸者あらば可爲曲事。
- 一 黒船(和蘭船のことなり)之儀は商買之事候間、各別に候年月經諸事賣買可仕候事。

一自今以後佛法之妨を不成輩商人之儀は不及申候何にてもキリシタン國より往還不苦候條可成其意事。

天正十五年十九日

御朱印

然れども其信仰熱却つて反勅の度を高め種々の紛議生ぜしが慶長十六年徳川家康嚴重に禁止し若し之を信ずるものあれば斷じて酷刑に處すべき旨令を發したり。

#### 第四節 基督教祖と其經典

前節所述の如く本邦に傳來したる基督教は天主教なれば主に此を中心として基督教祖及び其教義を略述すべし。抑基督教の開祖耶穌基督 (Jesus Christ) は今を去る殆ど二千年前實は基督紀元(即ち通常の西歴)第一年として通例指定せらるゝ年に先立つこと四年、皇紀六百五十七年即ち垂仁帝の二十六年に當り西部亞細亞の猶太國ベスレヘム(Bethlehem)の山村に於ける客舎に生れたる一偉人なりき。基督の父をヨセフ(Joseph)と稱し母をマリヤ(Mary)といふ俱に敬虔なる猶太教徒なるが當時家門落魄しガリラヤ(Galilee)の僻村ナザレ(Nazareth)にありて大工を職とすれども其家系卑しからずイスラエル(Israel)中興の明主ダビッド(David)王統より出づ傳説によれば基督の生母なる處女マリヤは聖靈の感化によりて未だ其夫ヨセフと偕ならざる前に懐

邪惡基督

洗者約翰

娠せしといふ。基督はナザレに在りて一神教徒の家庭に人と爲り年は凡そ三十歳の頃當時猶太の野にありて道徳宗教上の革命を主唱せる洗者約翰ヨハネの許に到りてヨルダン(Jordan)の河流に洗禮を受け後此河邊の曠野に行きて沈思冥想の内に四十日間を送れり。此間全く食を絶ち天帝に祈禱して深く人生の頼むべからざることを觀察し獨り使命の尊貴を感得す。

是に於て基督は厥然其靜慮より立ち遂に一大宗教の基礎を開き自ら神の子なりと稱し盛に四方を巡遊して教を説くこと三年有餘豫備初度の猶太ガラリア北ガラリア再度の猶太及び最後の一週なる六時限を以てし非常なる迅速を以て傳播せしかば當時猶太のパリサイ(Pharisees)サドカイ(Sadducees)などいへる異教徒非常に之を迫害し遂に叛逆の告訴をなす是を以て西曆紀元三十年羅馬代官の命にて磔刑に處せられたり。基督教徒は其奇蹟として磔刑三日の後基督蘇生昇天の際次の如く言ひたりと傳ふ。

基督の昇天

我は造物主なる我が父より宇宙の諸權を悉く賜はりぬ。是故に汝等往て萬國の人を教へ父と子と聖靈の名を以て之に洗禮を授け以て我が門徒となせ又我が汝等に命ぜし處の事を萬國の人に教へて之を守らしめよ我は誠に世の終りまで汝

等と共にあるなり。

斯くて教祖の親教は僅に三年餘に過ぎざれども、其後を承けて宗礎を固め、諸方に傳道して後日一大宗教たる端を肇めたるは、實に熱心なる徒弟の力によれり。基督の始めて宣教に従事するや、安得烈、約翰、彼得、腓力、拿但業の五弟子之に隨ふ、拿但業を除きて他の四人は、皆後に十二使徒に數へられたる者なり。第三時ガリラヤ宣教の頃、基督は多くの弟子より十二人を選抜して使徒の號を與へ、福音の宣傳を任じたり。彼得、安得烈、雅各、西庇太の子約翰の同朋、約翰、腓力、巴多羅買、多馬、馬太、雅各、亞勒腓の子、勒拜、西門及び猶太是れなり。猶太を除くの外は皆ガラリヤ人なり、猶太はイスカリオテ (Ischariot) の猶太と稱し、猶太の一小邑カリオテ (Carioth) 人なり。使徒中約翰、彼得、雅各の三人は最も師の眷顧を蒙り、約翰は又後世第四福音書の記者として重んぜられ、彼得は初代の傳道に當り、教會の柱石と仰がれし人なり、然れども猶太宣教の頃は基督既に時期の過るを知り、七十人の弟子を諸方へ派遣して道を弘めしめたることあり。タルソー (Tarsus) の保羅は基督の受刑後の改宗者なるが、熱烈なる信仰を以て、艱難辛苦の内に使徒の職に當り、各地に數多の教會を興し、遂に六十四年羅馬ネロ帝の迫害に逢ひて殺されぬ。經典、新約全書』の如きも保羅が信徒に送りし書翰な

かりせば完全せざりしならんといふ。

基督教の經典は「舊約全書」と「新約全書」なり、此中希伯來聖書即ち「舊約全書」は基督降誕前の書にして、元來猶太教の經典なれども、基督は猶太教を十分成達せしめ、遂に「新約全書」によりて「舊約全書」の眞旨を發揮したるものなるが故に、基督教に於ては此書を「新約全書」と共に崇めて根本唯一の經典となす、而して「新約全書」は基督昇天以後の集成にかゝり、舊教徒は「舊約全書」を新教徒は「新約全書」を正所依とす。舊約全書は一小部分を除くの外、皆希伯來語を以て記載せられ、創世記、出埃及記、利未記、民數記、申命記以上摩西の五經より記拉基書の三十九篇(九二九章。二三、二一節。五九二、四三九語)を收め、「新約全書」は希伯來風の希臘語を以て記載せられ、馬太傳、馬加傳、路加傳、約翰傳、四福音書を始め、輪約狀示錄の二十七篇を收む、其一篇を分ちて多きは百五十章、少きは單に一章あるのみ。「舊約全書」の創世記より「新約全書」末尾の約翰狀示錄に至れる迄の時代は、凡そ千五百年に涉り、此長日月間に、凡そ三十人の筆者に依りて記載せられたりといふ。書中史傳、詩、豫言、諺、書翰等あり、舊約の記者には經世家あり、愛國者あり、王侯あり、豫言者あれども、新約の記者は基督の弟子にして、村民、漁夫、乃至醫師などの人のみなり。四福音書は教徒が基督の肉身として依頼する所の貴重の書に

新約の模範

して、教祖の行蹟説法等は之によりて窺ふべし、所謂神學と稱するものは此兩約書に記載せられたる教理を組織的に論ずるものなり。往昔は唯『舊約全書』の希臘譯と羅句譯とありしのみなりしが、今日は全聖經殆ど世界各國の語に翻譯せられたり、今左に本邦譯『新約全書』中に祈禱の模範とせらるゝ文を掲げん。

天に在ます我儕の父よ、願くは爾名を尊崇させ給へ。爾國を臨らせ給へ、爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ。我儕の日用の糧を今日も與へたまへ。我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免たまへ。我儕を試探に遇せず、惡より拯出し給へ、國と權と榮は爾の窮なく有たまふ所なり、アーメン (Amen)。

(馬太六章九乃至一三節に出づ)

又左に記せるは支那譯にして、愛神、愛人の道を説きたる基督教の根本義なり。

爾必盡心盡性盡意愛主爾之神、斯賊之首而大者、其次愛鄰如己、亦猶是全律法與豫言者皆繫於此二誡也。(馬太二二章三七乃至四〇節に出づ)

次に『舊譯全書』最初の語にして、天地創造の説を叙したる創世記一章一節を英譯にて擧ぐべし。

"In the beginning God created the heaven and the earth." (元始に神天地を創造たまへり)

### 第五節 基督教義及其發達

基督教の歐洲諸國に流布するや、諸國その古來既存せる風俗習慣、道德、宗教、儀式と互に相消長混化して同一基督教と雖も、夥多の流派各々特性異色を發し、現今世界に於ける基督教なるもの、多種異様なる、吾人をして殆ど此等を尙同一基督教と稱し得べきかを疑はしむるものありと雖も、その眞精神眞旨趣に想ひ到る時は、何れも基督教の愛神愛人の思想を以て根本的源泉と爲せり。耶蘇基督は惟へらく、嚮にイスラエルの豫言者が説ける神の御國天國なるものは、當時普通猶太人の想像せし如き遠き未來に求むべきものに非ずして、バプチズマ (Baptisma) 即ち洗者の約翰が嘗ていへりし如く、そは邇き邊に迄接近せるものなり、換言すれば天國は之を遠き將來に求むるに及ばず、近き現在にありて存すと。然り神人の親交は今現に成立し居れるものなり、蓋し神は天父にして、人は其愛見なり、神と人との關係は實に父子の如き密接せるものにして、人の本務とする所は自ら能く神人の眞に父子たる所以を實現するにあり。

故に基督教にては其目的全く此神人父子たることを實現せんと努むるものにして、其關係を完成せしむる媒介は父たる神の慈愛と子たる人の信賴是れなり、愛と信と

神人の關係

慈愛と信

の外には又何等の虚式空禮も其必要を認むる能はず。神の禮拜は必ずしもイエルサレムに於てするを須かず、隨時隨所に遂行し得べきは勿論、神とは既に其兒子の請はざるに與ふるの慈父なり。人とは天父の神が請はざるに與ふるを知るも、而も祈禱によりて慈愛に浴せんと務むる従順なる愛子なり。故に神人の關係は全く純道徳的にして、神人の間を結合するものは決して人種の異同によるものに非ず。又吾人信仰によりて人心の奥底に得たるの幸福は、一切の恐れを排絶したるの愛なり、故にそは又自由に個人本來の勢力勇氣を開顯して、寸毫の畏怖失望なからしむ。人は自ら能く自己の天職を覺知し、自己の理想を實現するの新勢力を體達すべし、神亦人世に來迎して人其靈光中に攝取せられ、無限絶對の神力は人心中に臻り來りて、其活潑々地の動作を助成す。

基督教の他教に異りて、其特色とする所は第一、神は現實の勢力にして眞正の慈愛なり、又よく正義の思想と裕に相容るゝものなり。第二、神に事ふるの道は、人々個々皆その自己の常道を如法に修行するにあり、宗教信者の本務なるものも是れより以外、又何等他の異なる所なしといふにあり。要するに基督の思想は大低イスラエルの豫言者が代々唱道せし思想を些か改良進歩せしめたるものに過ぎず、唯その斬新に

## 基督教の特色

## 基督の人

して歐洲の人心を風靡するに至りたるものは、一は基督の人格にあり。蓋し彼の言ふ所、行ふ所は、全く基督自家内心の經驗より湧出し來れるものにして、自ら先づ神人の關係を體認し、又神を知りて後之を他人に傳へ、以て共に天國に誘導せんと力めたり。斯の如き先覺者耶蘇基督が、後世信者の渴仰により、遂に神の子として尊崇せらるゝに至りたる、豈夫れ偶然ならんや、故に又教主なる基督其ものゝ人格を離れて、基督教の本旨を求むべからざる也。

當時猶太人は羅馬の苛政に沈淪するの餘り、神使の下降して猶太王國を復興するの機あるべしとの妄想を懐けるに際し、基督は之を利用し、遂に眞摯なる宗教を唱道して、先づ希臘のソクラテース、プラトーン、アリストートルレス以來、哲學思潮漸く神の如き人類以上の理想を渴望せるに同化せんとし、基督の死後其遺弟等銳意各地に傳道したれども、毎に異教徒及其政府の迫害を受け、第四世紀の初め迄に教の爲に殉したるもの少なからず、然れども基督教義の發達は既に紀元第二世紀に至りて希臘の哲學を加味しその教理儀式の完成を見、更に教會組織も確立し、所依經典の整備を來せり。之を基督教會發達史の第一期基督教迫害時代とす。然れども公許を得たる最初の教會組織とは即ち西紀三百十二年羅馬のコンスタンチン (Constantine) 大帝擲めて基

## 基督教の時代

基督教を公許し、次て其國教となしたるにあり。爾來紀元七百廿六年偶像禁止の令發布せられ羅馬法王と希臘皇帝との分離に至る迄基督教は羅馬の洪大なる版圖に弘布し嘗て使徒等が三百年來苦心經營の結果燦然として是に現はれたり。之を第二期羅馬國教時代とす。是に於て羅馬教會は法王神聖主義を醸成し、漸く形式的虛義の妖雲を以て蔽はれ、偶像を崇む。西紀七百二十六年の偶像崇拜禁止令の發布せらるゝや、偶像派たる法王及び羅馬市民は之を奉ぜず、後法王スチーブン三世の代には佛蘭克王と結托して、名義上西羅馬帝國を復興し、全く東羅馬皇帝希臘皇帝の治下を脱して政教を混同し、煩鎖なる牽強附會の教義詮索は、相率ゐて以て原始基督教の眞面目を沒了し、レオ九世法王は一〇五四年七月書を君士坦丁堡の大僧正セリユフリユスに贈りて羅馬教會を以て天下唯一なりと主張し、遂に斷然分離するに至れり。特に法王グレゴリオ七世以來法王政教上の權力絶頂に達したるもの、之を第三期法王專權時代とす。是に於て其弊害極點に達し甚だしきに至りては贖罪券を發賣して僧侶安佚の資を貪りしかば、此等の弊害を掃蕩せんが爲に、十二世紀には佛にアルピゼンセス、十四世紀には英にウィクリフ、十五世紀にはボヘンシャにジョン・フス、伊太利にジエローム・サヴナローラ等あり、起て羅馬教會に抵抗を試みたれども、皆法王に壓

法王專權時代

新教勃興時代

ゼスイツト教

伏せられたり。然れどもマルチン・ルーテル(Martin Luther)が西紀千五百十七年を以て宗教改革を唱道し、斷然法王の不法を鳴らし、年の十月キ、テンベルヒの寺門に九十五個條の意見を掲ぐるや、忽ち全歐を震撼し、十五六世紀歐洲の天地をして基督新舊兩教徒が教權爭亂の巻と化し去らしめたり、之を新教勃興時代とす。斯て基督教にも佛教に於けるが如く夥多の新宗派を生じ、神、基督、人間、信仰、修行、儀式、經典、宗制等に關して、各々執る所を異にせり。今夫れ我が邦最初に渡來せし基督教は舊教、即ち羅馬加特力宗に屬するゼスイツト教にして、羅馬法王を教長とし、基督教諸派の嫡系たり。

### 第六節 天主教(羅馬加特力)其他の諸派

羅馬加特力の信仰個條として、此教徒の遵奉すべき重要なるものは、第一、教會の遺傳及び規則を受くると、第二、教會の註解に従ひて聖書を信奉すること、第三、七大禮(洗禮、堅信禮、晚餐禮、告悔末期の禮、按手禮及び結婚禮)を守ること、第四、聖體を祝する時、晚餐禮のことは教職は信者に代りて犠牲を献ぐると信すべきこと、且つ聖體の麵麩は肉となり、葡萄酒は血に化するものと信すべきこと、是れ化體說なり、第五、煉獄(人界と天堂との間にあり、凡そ人死すれば其魂魄一旦此處に至り、生前の罪過を罰せらるゝとなす也)あることを信じ、其煉獄にある者は信者の祈りに因りて苦患を免るゝ事、又

舊教の僧侶

聖者を敬すべき事其遺物(十字架の骨片衣袋骸骨等の類)を尊ぶべき事(第六、基督の聖像及び聖母摩利亞の像を貴ぶべき事、又教會は信者に罪を赦す權ある事(即ち赦罪說第七、羅馬の大教正(法王)は使徒彼得の後嗣なれば、基督の代理者と信じて従ふべき事、第八、大會議の決着と規則を受け入れ、諸の異端を棄つべき事是れなり。第一、第二は新教の唯聖書を信じ、又は聖書解釋の自由を認むるに反對し、又第三は新教の唯聖書に基ける晩餐洗禮のみを取るに反對す、而して後の第四、第五、第六は又是れ新教にて唱ふる神の救を受くるは、専ら信仰にありと爲すに反して、信仰の外、禮典執行、祈願、赦罪、回向等の行爲も亦救の道なりとし、第七に至りては全く他の基督教に見ざる所なり。此教會にては教正、訓導、試補の僧官、點燭師、讀經者、驅邪師及び守門者の俗官を置き、僧正の上、法王の下に法老なる位階をも設けたり。又舊教にては僧俗の區別を嚴にし、僧侶は獨身不娶を制とす、僧侶のみ神に奉仕し、經典を解釋する諸種の特權を有し、殊に僧長たる法王は、神より誤謬なく道を教ふる權を委任せられたるものとなし、一般信者の精神奉教等は、總て僧侶統率の下に行ひ得るに過ぎざるなり。舊教中本邦に傳はりたるゼズイト宗は、西紀千五百三十四年宗教改革の反動として、西班牙の人イグナチウス、ロヨラ(Ignacius Loyola)によりて首唱せられ、千五百四十年を

希臘正宗

舊新諸派

以て法王パウル第三世(Paul III)の認可を得たり。ロヨラは嘗て騎士たりしが戰場に傷を蒙りしより、身を僧籍に投じ、堅固なる宗教心と嚴格なる武士的氣質とを以て精神的に宗徒を教養し、舊教の復興を目的とせり。故に此宗は別に教義上何等羅馬教會に異なるなしと雖も、該宗徒は貧に甘んじ、心を清うして神に事へ、生民を教化する爲には法王の命ずる所、如何なる地と雖も之に赴く事を誓ふ。本邦に來りたるフランシスコ、ザヴィエロの如き、實に本宗創立者の一人たりしなり、蓋し創立者はロヨラと共に都合九人ありきといふ、天主教の外、舊教に希臘正宗あり、基督教の東羅馬帝國を中心として露西亞、及び其他歐洲東方諸國に行はれたるものにて、前に叙せし如く西紀千零五十四年七月、君士坦丁堡の大僧正、セリユフロユスの時を以て、羅馬教會より分離したるものなり。此外舊教にアルメニア宗教あり、新教には獨のルーテル新教、佛のカルビン宗、英國教宗、即ち監督教、非統一派清教徒、蘇國國教宗、及び其分派あり、英米に盛なる長老教會あり、組合教會あり、洗禮教會あり、美以教會あり、モラビアン宗あり、クエーカー宗、即ち同朋宗あり、ユニテリアン宗、ブリマウス、プレズレン宗、ユニヴァサリスト宗、スキューデンボルグ宗、アーピン、ジアイト宗、ワルデンズ宗、救世軍、其他小分派夥多ありと雖も、此等或は近代に至りて本邦に傳はり、或は全く傳はらざるも

のなれば、第四編に於て本邦宗教史に關係あるものを叙述すべし。

三〇

### 第七節 佛教各宗の盛衰と宗亂

本邦鎌倉時代に於て、佛教は從來の僧侶的、宮廷的及び儀式的より轉じて、眞宗の如き信仰のみを本とする宗教其萌芽を發したる時に稍後れて、歐洲亦之と等しき傾向を有する新教唱へられ、儀式的、僧侶的、宮廷的舊教は一時大に衰ふるに至りたるが如く、我が南北朝以後嘗て朝廷の保護によりて昌隆を極めたる南都の法相、華嚴、律は些か伽藍に往昔の面影を留め、藤原氏より入りて一乘院、大乘院の跡を繼ぐ事蹟以外、何等配すべきなく、京都を中心として佛と人との間を連綴する僧權赫々たりし天台眞言の二宗も、門閥を以て其法燈を争ふ奇態に陥り、天台座主といひ、東寺の長者といふ、徒らに空位を擁するのみにして、實際の宗教的感化は、念佛、禪、法華の有に歸し、唯彼等は依然僧兵を蓄へ、叡山の如き、屢南朝の爲に、北條若くは足利等の賊と戦ひ、高野根來も學侶行人の別出て、行人は僧兵を擁せしかば、南朝の敗兵等屢遁れて野山に入りたるもの少なからず。而して叡山僧兵は他宗の旺盛を猜みて、或時は禪寺を破却し、或時は念佛の徒を襲ひ、或時は日蓮宗徒と鋒を交へたり。

戰國時代に至りては、足利義輝、織田信長、義昭を奉じて京師に入り、朝倉義

門閥、法

信長と僧兵

顯如と石山合戦

景、淺井長政、武田信玄、毛利元就及び三好の殘黨等皆信長に抗して覇業を争はんとせる國家多事の際、織田信長、基督敎を信じ、佛徒の爲大に惡まる。時に淺井、朝倉二氏、叡山の垣越なるが故に、山衆之を助け、眞言宗雜賀根來の衆徒も、元龜元年六月三好の殘黨と共に、大舉して野田、福島に陣し、信長に當る。偶々本願寺第十一世光佐、即ち顯如上人は僧官荐りに進み、本願寺の末派制度を定めつゝありしが、信長に不平なる諸將と相結托し、朝倉義景と姻親の縁を結び、叡山の徒によりて北國江州に通し、石山の堅城に據り、毛利氏、糧を後に納れ、野田、福島の三好黨と相携へ、紀州雜賀の族と勢を合せ、屢々信長の兵と戦ふ、之を石山合戦と稱せり。元龜元年九月、信長大舉して石山及び野田、福島を攻む、義景、長政等、虛に乗じて京師に入り、信長を夾撃せんと欲す、信長大に驚き、倉皇圖を解きて江州坂本に向ひ、山徒を招諭せんとす、山徒應ぜず。凡そ兩陣相對すること九月より十二月に及び、寒氣凜烈、兵士疲倦し、信長力支ふべからず、顯如上

人亦次の如き敎書を四方に下し、宗徒に令して信長の軍路を絶たしむ。  
態染筆候。當寺之儀、去年以來籠城付、而諸人之疲可有推量候。當流、法儀破滅候、  
き事、愁歎至極候。門下之輩、取披忠節者、聖人にいたし奉報謝不可過之候。當國之  
太守累年申談之旨、相かわらず本望候。就其調略之子細たる、千万無心之儀なから



兵糧之馳走別而頼入候斗候。いかやうにも佛法再興之志をはけまれ候べく候。殊坊主分之儀は勿論、將又法儀不可有油断老少不定のならいにて候。いそぎく信心決定候は、其上にも佛恩報謝之念佛可申候。委曲按察法橋可被演説候也。穴賢と

六月十三日

願

如

(相州坊主衆中武州惣門徒中へ)

伊勢長島の徒蜂起して北伊勢の諸島を領す、信長の兵大に困しみ、終に將軍義昭により、勅命を蒙りて僅かに和を構ざるを得たり。又同年九月信長兵を率ゐて江州安土の城を發し、京師に向ふ、人其如何なる所以を知らず、草津に至るに及びて、明智光秀其赴く所を問ふや、信長答へて曰く大叡山上にありと、光秀茲に始めて叡山を攻むるを知り之を諫む、蓋し光秀は佛教を信じ冥罰を恐れたる也。信長遂に聽かずして衆を督し不意に路を分ちて四方より叡山を襲撃し、火を堂塔房舎に放ちて一字を餘さず、一山の僧俗老幼男女悉く斬殺せらる。時の座主覺想法親王、叡嶽滅亡の慘狀に會して其職に安んずる能はず、遂に之を辭し、爾來山上寺を興さざるもの凡そ十年間の長日月に及べり。信長の本願寺と和するや固より和を欲するものにあらず、再び事に

叡山の火

よりて江越二州の兵を破り、天正元年八月義景長政共に敗死し、羽柴秀吉江州を鎮し、降將桂田長俊をして越前を守らしむ。爾後北地更に擾亂し、宗徒暴起して長俊等を殺し下間筑後を奉じて守護となす、一揆また之に平かなる能はず、僧俗攻伐殆ど晝日なし、然れども信長將さに中國を略せんとするに際し、遂に天正八年正月信長朝廷に請ひ、正親町天皇の詔を以て本願寺をして信長と和せしむ。上人即ち勅を奉して此年四月城を信長に致し、紀州鷲森に退く、上人の長子光壽聽かずして留まらんとしたれども支ふると能はず、八月又出て、紀伊に赴く。

天正十年六月信長、明智光秀の爲に弑せられ、次で光秀の秀吉に滅さるゝや、明年七月顯如上人泉州貝塚に轉じ、同十三年攝津天滿に移り、十九年正月復京師堀川に寺地を開き、文祿元年十一月祖堂成る、是れ今の西本願寺なり而して東本願寺は徳川家康の台命により、慶長七年分立して同鳥丸七條に堂宇を造營し、末寺信徒も是に分屬し今日に至れり。

東西本願寺の分立

叡山にても三千の殘徒また山上に聚り、施藥院全宗、觀音寺證舜を始めとし、豪盛、祐能、亮信等相謀りて一山を再興せんとし、同十二年に至り全宗、證舜の力により、既に信長に次て天下の覇權を握りたる秀吉に請ひて漸く營建の聽許を得、以て工事に着手し、

今日の叡山あるを致せり、眞言宗は高野、根來共に學侶一分、行人二分を占む、行人は即ち僧兵なり。斯くて當時房舎千有餘宇あり、僧侶には應仁以前、猶名聲甚だ高きものありて、東寺の杲寶、高野の宥快等、皆能く世人の知る所なるが、信長の世此等學侶の教相事相に通ぜざるもの漸く減じて、行人勢力を得前に叙したる如く、根來雜賀の衆徒、本願寺及び三好の殘黨に通じ、信長に抗したるより、一旦信長の爲に攻略せられたりしが、秀吉に至り、木食興山上人を根來に遣し、之を諭さしむ、然るに衆徒等却て上人の宿舍を襲うて之を逐ひ、命を奉せざりしより、天正十三年三月、秀吉怒りて紀州に發向し、先づ其前營を抜き、進みて根來の房舎に火を放ち、悉く之を燒滅し、雜賀を圍み、吉野川の水を以て之に注ぐ、城中大に苦しみ、黨首百五十人、自殺して以て他を赦さんと請ふ、秀吉之を聽し、更に高野に向はんとす、木食上人一山の爲に歸順の意を表し、漸く事なきを得たり、是より以來、天台眞言は共に振はず、僧侶は唯舊儀を因襲し、現世利益の俗僧を以て人心を誘ひ、安佚を貪るの資となすに至れり。

### 第八節 安土宗論

戰國以降各宗僧侶等、互に兵戈に訴へてその宗教を擴張せんとしたるのみならず、又その教義の優劣を言論の上に駁はせり。而して其尤も有名なるものを安土宗論と

なす、織田信長の政權を握りし天正七年五月に當り、關東より淨土宗の普賢、靈譽、安土に來りて說法す、日宗、信徒、建部紹智、大脇傳介法座にありて之を聽き、質疑する所ありき。靈譽若輩説くべからず、宜しく師を伴ひ來るべしと告ぐ、紹智等乃ち日宗の宿徳、京師長命寺の日光、妙顯寺大藏坊、堺妙國寺普傳等を請ず、僧俗多く之に従ひ安土に至る。信長之を聞き、菅谷長頼、堀秀政、矢部善七、及び長谷川某の四使をして和解調停せしめんとせり。日宗僧徒肯せず、法論を請求す、依て信長五山の碩學南禪寺秀長老を判師となし、因果居士を副とし、安土淨嚴院に於て法論を行はしむ、五月二十七日淨土僧貞安、日宗僧日光共に其宗派を代表して問答す。問答の結果日光答ふる能はず、滿座の衆罵詈嘲弄し、日光の法衣を剝ぐ、日宗の僧徒大に面目を失ふ。秀長老狀を信長に具す、信長淨嚴院に來り、二宗の僧徒を召し、貞安に問、靈譽に扇を與へ、又東坡杖を秀長老に授く而して傳介を詰む、紹智堺に走りしと雖も亦之を捕へて兩人を誅し、普傳八宗兼學を唱へ、世を欺き人を伴るを責め之を殺す。尙ほ日宗徒を戒めて曰く、惣別諸侍軍役勤日に迷惑仕候に寺院結構に仕致活計、學文をもせず、妙之一字之捌候し事第一曲事候

乃ち僧徒の本分を述べ、其職を盡すべきを説き、誓紙を淨土宗に差出さしめ、後來を戒

めたり。其起請文「信長肥」に次の如く存せり。

敬白 起請文事

一今度江州於淨殿院淨土宗と宗論仕法花衆負申に付て京の坊主普傳並監屋傳介被仰付候事

一向後對他宗一切不可致法難之事

一法花一分之儀可被立置之旨忝奉存知候法花上人衆一先牢人仕重而被召置之事

五月廿七日

法花宗

上様 淨土宗

是に於て念佛の徒は益得意なりしが、信長は法花宗徒即ち日蓮宗徒が別に政治上禍をなし、或は信長の政略に反抗せしものと異なるを以て、苛酷なる所置をなさず、日蓮宗としての所分を施さざりき。又淨土宗の僧勝を得たりと雖も、信長敢て之を優遇せず、却つて新來の基督教を利用せんとしたるは、全く信長の政略に出て、而も失敗せしものと云ふべし。

### 第九節 秀吉と京都大佛造營

豊臣秀吉の天下を平定するや、信長の神社佛閣を破却し、以て庶民の輿望を失墜した

秀吉の大佛造營

るに鑑み、基督教を禁じて佛教に與し、僧侶の學藝に長せるものを顧問とし、晩年風流の道をも之に習へり。而も秀吉が不世出の功勳を萬世に傳ふる紀念として、大佛造營を企てたり。秀吉は天正十四年、前田玄以、淺野長政、増田長盛、石田三成、長束正家に命じ、五年を期して功を奏せしめんとせり。五士前田玄以の第に會し、議を定め、奈良大佛師宗貞、其弟宗印及び工人を召し商議せり。巨細となく五士に議すれば、徒に遷延するを以て、玄以一人をして之に當らしめ、諸國に巨材を集めんとせり。當時材木の多き地方は土佐、九州、信州、木曾、紀州、熊野なりしを以て、監吏二十八人工匠二十人を選ばし、諸國に遣はし、四國九州の人は土佐山中に入り、樹木を斬交し、海路、淀鳥羽に送らしめ、伊勢、尾張、美濃の人は木曾山中に入り、材木を集めて桑名より大阪に致さしむ。而して畿内、中國の人は大佛殿營造の土地を命じ、地を東山佛光寺に相し、石垣築山を修造せしむ。二十一國の士之に當り土地を拓き、一は石垣を營み、一は築山を築かしむるを命ぜり。其廣域は東西百三十間、南北百三十七間にして、大佛殿の地盤は南北五十五間、東西三十七間、高さ一間半なり、安置の佛像は盧舍那佛坐像にして、木像とし、漆膠を以て塗るに決し、明の佛師豊後に來りしを以て、宗貞等と共に佛像を造らしむ。元來佛像は銅にて造る考なりしも、其竣功年所を要し、容易に成就し能はざるを

以て木像となせしなり。

佛像は佛師宗貞、宗印及び明の佛師主として之に當り、片桐直盛、糟屋内膳正、古田兵部少輔、寺内筑後守、早川主馬等之に副たり。又軀殼を集る必要ありしを以て、萬俣の軀殼を伊勢尾張に徵せり。然るに大佛の經營容易に成らざるを以て、高野山の木食興山上人をして主としてその任に當らしめたり。興山は手傳毎日五千人を要し、日數二千日に亘れりといふ。佛像を造るに釘鏝を要しかば、先づ高野山衆徒若くは多く武器を有せし寺院に就き刀劍を沒收し、又民間の武器を收め僧徒をして專念佛道修業に従事せしむ、世之を刀狩といふ。

大佛の高さは十六丈とし、佛殿の高さは二十丈の舊式に従はんとす、而して佛殿の棟木は容易に搜し難く使を四方に馳せ、漸く富士山に於て之を得たり。是に於て使を徳川家康に致し、其樹を伐り大阪に輸漕せしめ、其人夫五萬人、黄金千兩を要せしと云ふ。初め石垣は小石を以て築きしと雖も、人の之を盗まんことを恐れ、諸方に巨石を求め京都の各寺院をはじめ、名苑多く之が爲に崩解されたり。而して山城及び近郊より石を京師に運ぶや、關白秀吉亦親ら帷子を着替て自ら木遣をなしたりと云ふ。斯く上下道俗大佛造營に努めしかば、六七年ならずして竣功せり。其規模舊記によれば

木食興山  
上人

大佛  
守方

堂二重瓦屋、桁行四十五間二尺五寸、梁行二十七間五尺五寸、棟高二十五間柱木大小九十二本、徑五尺五寸にして、西面の仁王門高十一間、桁行十五間二尺五寸、梁行六間一尺柱十八本、金剛力士高さ二丈六尺、廻廊東西百間、南北百二十間、廣四間あり。大佛安置され洛東に一美觀を添へたり。然るに其後慶長元年の地震に崩れ、豊臣秀頼再興して六丈三尺の銅像とせり。其後寛文二年之を破壊し、木像とせしも、寛政十年に燒失し終に天保年中今の木像を造りたるもの、是れ京都博物館傍の方廣寺大佛なり。要するに信長の佛教を斥けて基督教を重んじたるも、又豊臣秀吉の佛教に歸依する如くなし、佛徒の畜兵を沒收し、諸豪に徒費を多からしむるも、共に政略上或は之を利用し、或は之を抑制せんと試みたる如し。吾人の當代宗教が沈滞不振の状態にありといふ、強ち理由なきにあらざるべし。

## 第四編 近世史

### 第一章 近世史總說

#### 第一節 近世の二期

近古史は實に日本宗教の最高潮時代なりしが、近世史は其反動なり、佛教諸宗派の沈滞、基督教の禁制、儒教の訓詁、神道の國學化、物質的文明の輸入等、順次宗教の基礎を動搖するものに犯されて、現世に及べり、其間政治上に於ける時期と等しく、宗教史上に於ても二期に區別するを適當とす。第一神佛分離期とは徳川時代のとにして、徳川家康の江戸幕府創建に起り、現今に至る、其間基督教禁制と信者の蜂起を初め、儒教の最盛、神道との近接、國學の勃興と神道の獨立、佛教の政治上に利用せられたる法度等は、その重要な歴史的事實にして、之を新宗教勃興期、鎌倉時代若くは台密昌隆期たる平安朝に比すれば、其宗教的生命に缺如たるは、た各宗の衰頹、驚くべきものあり。第二東西宗教統一期の宗教とは、維新以後現時に至る明治聖代の宗教にして、現に目撃しつゝある如く、徳川時代三百年、佛教徒野睡の夢は、國學者儒者等の非難と、西洋文

第一神佛  
分離期

二統  
四一東

物の輸入によりて覺醒られ、神佛分離、廢佛毀釋の大打撃に遭遇して、將に佛教地を拂はんとするや、西洋諸國の制度に信教自由の明説せらるゝにより、漸く佛教の命脈を恢復し、却つて神道に妖教淫祠を出す状態となり、基督は新舊兩教諸宗派相競うて傳道に従事すと雖も、亦甚だ振はず、現今學術上の發達と國民の思想の進歩は、宗教各派の上に一新氣運を劃せんとし、社會問題の一として混沌の間にあり、斯の如く今や過渡期に屬しつゝあるが故に、明治の宗教は、寧ろ別に問題を擧げて叙するを至當なりと思惟するのみならず、又頗る有益なる事業なりと信ず、されば余は近世史の宗教として、明治史に屬する部分は、其概略にとゞめんとする、又止むを得ざるなり。

#### 第二節 徳川幕府と佛教

徳川時代三百年間の宗教は、政治上に利用せられ、家康の天下を統一するや、佛教を以て公家を制取し、外様諸侯の勢力を減殺し、且つ基督教禁制の利器とせり。行政當事者には儒者を採用して、佛教徒を掣肘する機關となし、宗教各派其分に安んずる餘裕あらしめしかば、却つて宗教そのもの、沈滞を招きたり。然れども此間に於て、教理の解釋、及び訓詁の盛なりしは、疑ふべからざる事實にして、信仰よりも寧ろ研究を主眼とし、各宗其開祖の説を演繹布行するにあらずんば、他教を駁し、若くは自教を辯護

宗教と政

するを事とせり。而して徳川が公家制取の策たる、從來帝室或は諸公家と密接の關係を有せる門跡院家院室等に對して虚位空權を與へ、其實力を奪ひたること當代の諸公家に於けると異ならず、今左に元和元年(慶長二十年七月)家康自己の外が關白二條昭實及び二代將軍秀忠の連名を以て發布したる禁中御條目十七箇條公卿法度の末の五箇條を擧げて其一斑を示さん。

一、攝家門跡、可爲親王門跡之次座、攝家三公之時、雖爲親王之上、前官大臣次座相定上者可准之、但皇子連枝之外、門跡者親王宣下有間敷也、門跡之室之位者可依其仁體考先規、法中之親王希有之儀也、近代及繁多、無其謂、攝家門跡之外、門跡者可爲准門跡事。

一、僧正(大正)權門跡院家可守先例、至平民者器用卓拔之仁、希有雖任之、可爲准僧正也、但國王大臣之師範者各別之事。

一、門跡者僧都(大正)少權法印任、余之事院家者僧都(大正)少權律師法印法眼依先例任、余勿論、但平人者本寺推舉之上、猶以相選器用申可汰沙事。

一、上人號之事、碩學之輩者爲本寺選正權之差別於申上者可被成敕許、但其仁體佛法修行及二十個年者可爲正、年序未滿者可爲權、猥競望之儀於有之者可被行流罪事。

一、紫衣之寺住持職、先規希有之事也、近年猥勅許之事、且亂前次、且汚官寺、甚不可、然於向後者選其器用、戒臈相積、有智者聞者、入院之儀可有申沙汰事。

次に門跡寺院にして天台宗に屬するもの輪王寺、妙法院、聖護院、照高院、青蓮院、圓融院(梶井)曼殊院、毘沙門堂、圓滿院、實相院、眞言宗に屬するもの仁和寺、大覺寺、勸修寺、三寶院、隨心院、蓮華光院、淨土宗に屬するもの智恩院、法相宗に屬するもの大乘院、一乘院、眞宗に屬するもの本願寺、東本願寺、興正寺、佛光寺、專修寺、錦織寺にして、此外禪宗の大聖寺宮、寶鏡寺宮、曇華院宮、靈鑑寺宮、圓照寺宮、林丘寺宮、慈受院、總持院並に禪、淨土、天台、律四宗兼學の光照院宮、眞言律の中宮寺宮、淨土の三時智恩寺、律の法華寺、日蓮の瑞龍寺宮等は、比丘尼御所と稱し、皇室及び公家より入りて其住持職となれり。

斯くて公家佛教の門跡寺には院家院室あり、俗務を司るものには坊官諸太夫等あり、日光門跡には特に學頭(凌雲院)及び執當あり、別に宮別當、御靈別當等を設けて諸事を分掌せしめ、古來叡山座主の有したる權威は、全く輪王寺門跡に歸し、叡山、日光、上野の三山は兼となり、家康の始めて江戸に入り、祈願寺となりしたりし淺草も、亦之を輪王寺に附屬せしめたる、皆是れ公家佛教の勢力を殺ぎて、江戸幕府の下に收むる方便なり。日光輪王寺門跡は天海僧正に濫觸して家康生時遺命して日光を終焉の地と定

め僧正をして之を再興せしむる所なり。

元來日光は嵯峨天皇の世に勝道上人の開創したる所にして、一山の本院を光明院といひ、大小の房舎少なからず、一時隆盛を極めたるが、戦亂の影響を被り、徳川幕府起る頃は漸く衰運に赴きつゝありしが、天海の力によりて再興し、徳川の廟所となす。日光は爾來叡山及び東叡山と共に三山同格に列せられ、天海より公海僧正を経て守澄法親王法席を嗣ぐに及び、明應元年七月始めて輪王寺門跡の號を賜ひ、累代法親王法燈を承けさせられたり。上野東叡山寛永寺は天海僧正二代將軍秀忠の命により、寛永二年京都の叡山に擬し、江城の鬼門に當り、鎮護の道場として建立したる所なり。如上叙する所を以て佛教が徳川幕府に尊崇せられ、又利用せられたる一斑を見るべく、天台宗は別して關係深く、禪、淨土、真言並に修驗等の諸宗派も特に密接の關係ありしが如し。而して僧侶の常に帷幕にありて種々の規畫に參與したる者蓋し崇傳和尚及び天海僧正の有力なりしによれり。崇傳は紀伊守、一色秀勝の子、幼にして出家し、遂に京都南禪寺の長老となり、慶長十三年家康の招に應じ、始めて駿府に謁し、命を受けて板倉勝重と共に専ら寺社の事を管し、諸宗諸寺の法度の如き、大抵崇傳の手になれり。十五年駿府に一寺を建立して金地院と名け、次て南禪寺内にも亦一字を創

崇傳と天海  
崇傳は紀伊守一色秀勝の子、幼して出家し、遂に京都南禪寺の長老となり、慶長十三年家康の招に應じ、始めて駿府に謁し、命を受けて板倉勝重と共に専ら寺社の事を管し、諸宗諸寺の法度の如き、大抵崇傳の手になれり。

諸宗諸寺の法規

し元和五年秀忠の時、又江戸に一院を建て、ともに金地院と稱し、三府の間を來往して政治に參し、兼て公家監視の任に當れりといふ。當時諸宗諸寺の法規に主眼としたる要點は、第一、教相、事相、儀式の宗學を獎勵し、第二に各宗本末の關係を嚴正にし、第三、僧侶の階級を紊亂せざらしめ、第四、寺格の區別を明かならしめ、第五、諸山遺放の墜落僧及び徒黨の庇護を禁じ、第六、僧官任命の法を明にし、第七、房舎所領の賣買、質券、並に私に寺院を建立することを禁ずる等に歸す。

僧錄職

此等の法政は慶長より元和の頃に至る迄、江戸は老中、京都は所司代に命じ、本多正純を以て崇傳と共に事を執らしめたり。僧錄職は即ち、専ら之を管するものにして、足利氏の世より以後、鹿苑院、蔭涼軒の官職とせられたりしが、此に至りて之を金地院に歸せり。崇傳入寂の後、弟子元良金地院に住して之を嗣ぎしが、寛永十二年十一月堀市正を以て寺社奉行とせしより、僧錄職は唯其名目を存するのみとなれり。又各宗幕府の令を末寺に傳へて一宗を統率し、公事を處理するもの之を觸頭といふ。天台宗は日光門主の管領する所なるが故に、上野執當諸事を司り、増上寺は淨土宗を統べ、役者ありて其任に當れり。

觸頭等の僧職

臨濟宗五山派には金地院の役者あり、曹洞宗には龍嵯寺、大中寺、總持寺の所謂關三個

寺及び青松寺、泉岳寺、總泉寺の府内三個寺あり、眞言宗には古義在番あり、新義に役寺あり、眞宗各派には輪番あり、其他の諸宗諸派も亦皆之に準ず。右の内曹洞宗、關三個寺は慶長十七年五月家康の命により、曹洞宗大僧録を命ぜられしものにて、同時に府内三個寺を觸頭となし、關三個寺在寺の時は、府内三個寺代りて公事に當ること、せり、但し享保十九年以後には、關三個寺も江戸に常在するに至れりと云ふ、眞言宗は古義新義の別あり、新義の觸頭は彌勒寺、根生院、圓福寺、眞福寺にして、古義は高野山に學侶、行人、聖の別あり、初めは鎌倉莊嚴院、箱根金剛王院、大山八大坊、王子金輪寺、伊豆般若院、五個寺をして諸事を裁決せしめたりしも、慶安二年以後、學侶行人共に江戸在番を置くこと、定められ、聖は大徳院を以て役寺とし、且つ學侶方にては元祿十三年より、兩門主、寶性院、無量壽院、隔年東上して大事を決すること、なれり。此外諸宗派皆觸頭の寺院一定し、役者輪番等其事に當りしが、又間々例外ありて觸頭の支配を受けざる曹洞宗の吉祥寺、眞言宗の護國寺、護持院、大護院等の如きもありき、而して此等の法度を犯し、本寺の命に違背し、其の罪に對する刑罰も定められ、殆ど佛教は徳川氏に至りて國教の形體を完備したり。

### 第三節 徳川幕府と儒教

徳川氏儒教振起

藤原氏

徳川は一面佛教を優遇し、虛位空權に飽かしめて寺院僧侶に満足を與へ、他方には治國平天下の大道を儒教の仁義に執り、文教を起して以て人心を收攬せんとしたること、實に家康が子孫の爲に遺したる家憲百箇條中に歴然たり。而して家康が儒教振起の爲に施し、所の策四あり、曰く學校設立、曰く儒者任用、曰く古書搜集、曰く書籍刊行、是れなり。學校は家康の死後寛永十年に至り、徳川義直、尾張大納言始めて大成殿を林氏の別業、上野清水の堂側、忍丘に經營したりと云ふ。元祿四年今の萬世橋の西北に移し、其前坂を昌平坂と云ひ、その側の橋を昌平橋といふ、蓋し魯の郷名に取れるなり。殿内に孔子及び子思、孟子等十哲の像を安置し、多く古今の書籍を貯へて其の家人を學ばしめ、科試の法を設けて人を拔擢し、昌平校に入らしむ。儒者には家康の時冷泉家の族に藤原、藤原、藤原あり、惺窩と號す、播磨の人にして最初剃髮佛法を修めたりしが、後専ら身を儒學の研究に委ねたり。嘗て其良師なきを嘆じ、後に明國に渡らんと欲し、薩摩の旅宿にありて舟の便りを待居たるに、其近傍兒童の書を讀む聲を聞きて之を奇なりとなし、尋ねたるに其書は「大學朱熹集註」なりけり、是に於て且つ驚き且つ喜びて曰く、斯る所に斯る書のあらんとは、夢想だもせざりし所なりと、又島津日新齋が程朱の書を藏する事を知り、更に大に喜びて謂へらく、今夫れ斯の



程朱の學

如くなれば、争てか外國に渡るの要あらんとて、志を翻して京に歸り、終に洛陽の學即ち程朱の學派を以て、立つに至れる一世の博識なり。家康秀吉の朝鮮征伐に際し、肥前の名護屋陣中に延見し、遂に招聘して爲に經史を講ぜしむ、然れども惺窩は其祿を受けず。大阪陣に先だち家康惺窩に史記を講ぜんことを請ふ、蓋し諸士をして周の文王の事跡を知らしめんが爲なり、而して惺窩肯て之を講ぜざりき。三代將軍秀忠の時にも迎へて任用せんとせしに、偶々元和五年九月五十七歳を以て病歿せり。

林羅山

惺窩の門人に林信勝、那波活所管玄洞、堀正意、三宅亡羊、松永退年等各其名をなし、中にも林信勝最も秀てたり。信勝は羅山と號し、また道春といへり、夙に洛陽の學を興すを以て其志とせり。時の博士清原秀方詬りて曰く、明經の博士は朝廷に其人あり、從來經筵には必ず古註を奉ず、今匹夫濫りに異學を唱ふるは僭越の甚だしきものなりとて、之を罪せんことを請ひしに、家康聽かずして曰く、清原氏の言酷だあやまてり、匹夫にして道を講ずるは却つて賞すべきことにして、決して罪すべき所以のものにあらずと、羅山是れより後幕府の顧問に備はり、政令儀式等に關する幕府の文書は多く其手より出でたり。公務の暇に撰著編輯せしもの凡百七十餘種、文集百五十卷あり、明曆三年七十五歳にて歿せり。羅山第三子春齋、又春勝とも云ふを經て孫鳳岡に至

信篤と大  
學頭

る迄皆僧儀に則り僧官に任せられたりしが、鳳岡始て五代將軍綱吉の命を受けて髮を蓄へ名を信篤と改め、大學頭に任せられぬ。是に至りて儒者はじめて士品に列せられ、天下の士一般に儒教を修め、木下順庵、伊藤仁齋等の名儒出でたり。八代將軍吉宗の時も引續き儒教隆盛を極め、林信篤、山鹿素行兩氏の朱子學派、伊藤氏の復古學派、荻生徂徠、太宰春臺氏兩家の古文辭學派、博通を旨とせる木門木下の學派等皆碩學鴻儒を出したり。寛政以降近く王政復古の時に至るまで凡八十年の間にも、博學明教の士雲のごとく出で、就中古賀精里、尾藤二洲、柴野栗山は寛政の三學士と稱せられたり。此等は國學者と相待ちて佛教に反對したれども、儒教は漸く學として有識の間に行はれ、只其陰陽道若くは周易若くは儀式に於て宗教的形體を存し、明治維新後全く儒教としての勢力亦漢學の衰微と共に殆ど跡を絶たんとするに至れり。

#### 第四節 德川幕府と神道

德川家康は神祇を以て全く本邦の祖先を祭るのみの者と思惟せしが如し、故に凡て之を社僧に委ね、毫も怪む所なく、又別に神祇に對する特殊の法なく、神社奉行を置き、て神社を總括し、僧侶其別當となるを例とし、神佛混淆の制を繼續せり。然れども神祇を尊敬し、尾州、紀州の德川二家をして相互に伊勢大神宮の諸費を辨せしむ、公武法

神社奉行

寛政の三  
學士

制によれば

尾紀兩家國役相除き申し候へば、勢州天照太神宮、日本開闢の總社なり、二十一年目の遷宮は、國家安全、天下泰平、五穀成就を守るの例なり、故に右遷宮の楡は兩家より領山の木を伐り出し、遷宮滞りなき様、主年毎に相勤め申すべし、尤尾州紀州相互に相代り勤むべく、常に山木に心掛けよ。

又三代將軍家光朝廷に請ひて、太神宮神嘗祭の奉幣、累世兵亂の爲に中絶せしを復興し、山城斐原を以て其資に當て、藤波氏をして代々奉幣使たらしめたり。家光更に田二百石を獻じて、日光例幣の資となさんことを請ふ、天皇之を許し、毎歲家康の忌日(四月十七日)に當り、參議を遣はして日光に奉幣せしめ給へり。是より徳川氏の日光あるは、尙朝廷の伊勢あるが如く、家康を東照權現と崇め盛なる祭禮を行ふに至れり。而して神道の有職は白川家及び吉田家とし、苟も神道に關する公事免許は、此兩家に就て取扱ふものと定められたり。是に於て兩家は佛教と分離せる神道を確立せんとし、屢々僧侶と爭論したることあり。所謂卜部兼俱が其祖兼延の説と稱し、神道は根本なり、佛教は枝葉なりといふ訓を述べしより、林道春は「神社考」に佛教の本地垂迹説等は虚妄なることを論じ、兼俱の末、萩原兼頼の門に出てたる吉川惟足に至り

東照權現

吉川惟足

山崎闇齋

一大革新を唯一神運の上に加へた。惟足は江戸の人、有名なる國學者にして、徳川綱吉の召す所となり、永く幕班に列す、聲價益高く、「本朝學則」「神祇要籍」を著す、諸公卿の教を惟足に請ふもの甚だ多く、爲に神道亦漸く上下に行はるゝに至れり。山崎闇齋の如き固と京都の儒者にして、初め僧となりしが、野中兼山、谷時中に知られて經學を學び、遂に儒者となり、専ら程朱の學を奉じ、吟域を設けて博覽を喜ばず、晩に吉田惟足に學びて其説を皆傳せられ、更に伊勢外宮の神官出口廷佳に就きて神道の奥義を究め、終に靈社を京都上御靈神社の中に建て、自ら垂加翁と稱し、神道發揮を任とせり。垂加とは神道五部書「倭姬命世紀」「天照座伊勢二所皇太神宮御鎮座次第記」「豐受皇太神宮御鎮座本記」「伊勢二所皇太神宮御鎮座傳記」「造伊勢二所太神宮寶基本記」の五部の神書に神垂以祈禱爲先冥加以正直爲本とあるより取れるなりとぞ。此出口廷佳といふは伊勢派の兩部神道に人と爲れりと雖も、夙に周易を以て神代卷等を解釋せる新派なりしかば、闇齋の儒學と相合し、垂加の神道は大に用ひらるゝに至りぬ、闇齋は嘗て神道の根本義を説いて曰く、

出口廷佳

我が國の神道は天照大神の創建にして、人を教へ天下國家を治むるの道なり、即ち猿田彦神の嚮導によつて始まれる所のものなり。

斯くて佛教儒教及び陰陽道をも此道に混和し、平田篤胤に及び、神道の教義儀式愈完備し、遂に分れて多くの宗派を生ずるに至りぬ。黒住、騷の如き其最も有力なるものなるが、次章に至りて精叙すべし。

### 第五節 明治宗教の概観

明治の宗教に關しては聊かその概を叙するに止む。徳川三百年間は儒者の朝廷にして、儒教は上流社會の爲に信任せられ、佛教尸位素餐に陥り古風を因習し、儒佛の論争は廢佛毀釋の名のもと盛に行はれたり。然れども幸ひに神佛兩部習合の説持續せられ又かの新來の基督教傳播防禦の好器として、徳川幕府に尊重せられ、朱印地、黒印地を有して、安逸に僧侶的若くは儀式的宗教として存せしが、儒者國學者等の慷慨前には攘夷鎖港を唱道し、遂に王政復古の大業は主に彼等の力によりしかば、明治維新となるや元年三月天皇公卿諸侯を率ゐて、天地神明に向ひ五事の誓言を立て給ふこれ即ち維新大政の根源なりとす。

斯の如く明治の初年にありては、政教一致の方針に準據したるものにして、政府の組織は範を大化の古昔に取り給ふ所多し、されば明治二年四月太政官中には民部、大藏、兵部、宮内、外務の六省を置き、神祇官を以て太政官の上に居らしめ、神佛判然の命を下

廢佛毀釋

五事の誓

神佛判然

して社僧別當職を廢し、八幡大菩薩を八幡大神とし、權現明神流を廢す、兩部神社より本地の佛體退けられ、從來僧侶の特權としたる宗教制度は廢せられ、其以て衣食に安んじたる朱印、黒印等の寺領は沒收せられ、神道は漸次政府の保護を得しかば、廢佛毀釋は朝廷の論なりと思惟し、土佐、薩摩、富山、松本等の諸藩は、現に廢寺合寺の制を行ふに至りぬ。且つ夫れ佛教に關する諸事は民部省に於て之を管掌せしめ、明治三年十二月民部省内に寺院寮を設け、寺院僧侶に關する一切のことを處せしめしめ、明年九月民部省廢せらるゝに及び、一時大藏省にて社寺に關する事務を執りたりしが、明治五年三月に至り、教部省を置き、専ら宣教のことに當らしめられたり。是時に當り國學者は最も熱心に佛教を排撃し、皇業の基は祭政一致にありとの説盛なりし爲、法親王を還俗せしめ、公卿子弟の僧となるを禁じ、祠官は凡べて神祇事務局に直隸し、西教の禁は依然たり。木戸孝允、長崎に至り、西教を奉ずる者三千人を捕へて、之を二十一藩に分屬し、曠漠の地に置き、自然に悔悟の念を起さしめんとせしかば、外國領事等之を聞き大に非難せり。明治三年には次の如き宣布大教の勅を下し給へり。

朕恭惟天神天祖立極垂統、列皇相承繼之述、祭政一致億兆同心、治教明于上、風俗美

宣布大教

西教の禁

于丁而中古以降時有汚隆道有顯晦矣今也天運循環百度維新宜明治教以宣揚惟神之道也因新命宣教使布教天下汝群臣衆庶其體此旨

「宣教使心得書」を編し、人材を擧げて宣教使に當らしむ、宮中の佛教は之を泉涌寺の恭明宮に移し、古來朝廷より佛教を保護せしものは、一切之を停止したるなり。又門跡寺の坊官は善髮して地方官實屬士族卒とせられ、三代相恩の家士また之に同じく、二代以下は各其の舊籍に復さしめらるゝに至りたるは、實に明治四年六月のことなり。次に明治五年又僧尼に對しては、自今僧侶肉食妻帯善髮を許し、法用の外は人民一般の服を着用することを許し、僧侶苗字を設け、住職中の者は其寺の住職其氏名と相稱はしめ、六年比丘尼も善髮肉食縁付歸俗等勝手たることを布達せり。

僧尼の資格

此より前既に僧侶の托鉢及び火葬を禁じ、女人結界を解き、又守護不入の寺院を廢止せられ、如何なる山緒ある寺院も泉涌寺、般舟院の外は總べて下馬下乗の札を取拂はしめたり。明治五年三月神祇省を廢して祭典に關する一部は之を式部寮に移し、宣教に關する事務は教部省を置きて之に轉ぜしめしが、之より佛教は稍面目を改むるに至れり。四月始めて教道職を設け、授くるに三條の教則を以てし、之によりて庶民を教導することを命ず、其の三條教則とは左の如し。

教導職

一、敬神愛國の旨を體すべき事。

一、天理人道を明にすべき事。

一、皇上を奉戴し、朝旨を遵守せしむべき事。

此教旨を弘通せしむるに於て、便宜上神官僧侶を教導職に採用したりと雖も、固より神佛二教の弘通と全く特異のものにして、また實に大教宣布の旨に外ならざりしかば、教導職に神官僧侶及び他の布教有志、皆地方官の人材取糺により、次の十四級相當の等級に薦擧したり。

大教正 權大教正 中教正 權中教正 小教正 權少教正  
大講義 權大講義 中講義 權中講義 小講義 權小講義 訓導 權訓導

如上所説の説く三條の綱領に基き、人民教導の職を置くこととなりしかば、佛教各宗の僧侶は迹印を以て書を教部省に呈出し、大教院設置を請願し、遂に大教院を芝増上寺に定め、地方大小神社及び各宗寺院を以て小教院とし、布教せしめ、毎府縣には神佛教導職より成る一中教院を置けり。而して此大中兩教院に奉祀する所は實に天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大神の四神にて、佛前に此等の牌壇を設くる奇觀を呈するに至り、遂に十月、管長を定めて各宗派其の部下を統率せしめ、明治八年五

月に至り神佛分離説佛者中に専ら行はれ、大教院廢せられ、明治十年に及び教部省を廢して其事務を内務省社寺局に移し、十七年八月太政官布達第十九號を以て教導職を廢して神佛二道各宗管長委任の件を定めしより、各宗こゝに獨立するに至れり。是より先西洋各國との交通頻繁となり、文學技藝の輸入と共に、基督教禁制の制札は撤去せらるゝに至りしかば、基督教徒は公然我國に侵入し、佛教を排し神道を斥け以て自己の教域を擴張せんとす、是に於て三百年間徳川幕府保護の下に安逸を貪りし佛徒は、四方包圍の中心に陥り、漸く其迷夢を破り布教に熱心せしかば、基佛相對して其教義を闡はし、眞理を主張し、宗教的面目を發揮するに到れり。是に於て宗教は各人信仰によりて自由なるべきとを國家が認め、明治二十二年帝國憲法上信教の自由を許されたり。然れども儒道兩教の如きは全く宗教としての感化を失ひ、隨かに一部の學者と下流社會の間に學問として又は迷信として其餘喘を保ち、神道は國家との關係上祖先崇拜を主とせる外、別に種々の教綱を設くるに力め、佛教は理論に於て他の諸宗派を凌駕し、基督教は實行に於て比較的人心に感動を與ふ、是れ現代宗教の情況なりとす。

## 第二章 神儒佛分離期の宗教

### 第一節 儒教諸派及び其の所説

徳川幕府以前にありて佛教徒の手中にありたる儒教は、漸く獨立の傾向を見るに至れり。五山の承兌、靈三等を始め、足利學校の三要、薩摩の南浦桂菴、土佐の南村梅軒等相前後し、擧つて宋學即ち程朱の學派を唱道宣布するに到りしが、藤原惺窩は遂に牛耳を執れり。從來の儒學は單に漢唐訓詁の學にして、其弊末節にありしが、程朱の學は稍平易にして入り易きより、禪儒の初學に用ひられ、自然に宋學流行の機運を導きたり。宋學によれば宇宙間に萬古不滅の一理體ありとし、之を太極又は無極と稱し、形象もなく方所もなく、自動して息まざるものなり、之によりて陰陽交錯し五行頒布し、四時循行し萬物交感化生す。人は其夥だしき太極の分出中にありて、殊に秀靈なるものなり。太極の理に順ふ之を善といひ、之に反する之を惡といふ、要するに太極而無極即ち有と無を立て、これらを二にして一にして二と斷じ、次に理と氣體と用即ち實體と現象とを區別し、最後に格物究理を重んじ、

盡己心則能盡人盡物。

といひて、事物の研究を努め、かねて又心性の考察を致せり。惺窩は之によりて天道を論じ、『易經』『老子』『孟子』等を所依として、因果應報を論ずるに至れり。而して林羅山を初め、松永尺五、那波活所、堀杏菴以上、藤門の四天王と稱せらる。晉得菴、石川丈山等、許多の學者あり、羅山は朱子派の重鎮、翹楚となり、師惺窩が支那陸象山、王陽明の學說をも程朱に同蹄なりとせしを、羅山は之を儒佛混合のものとして斥け、絶對に老莊を非難して、純然程朱を取り、之を神祇に合して、儒神を一とするに至り、正學として、羅山の子春齋、孫鳳岡等により、その勢力を増して、天下を風靡せり。

儒學と古學の祖

神儒學派

時に谷時中、中土佐にありて、程朱を尊重し、南學を起す。山崎闇齋の如き、此派に出づ。松永尺五の弟子、木下順菴は、大儒なり、學着實なるを以て、徂徠の如きは、彼を以て古學の開祖とし、新井白石、室鳩巢、雨森芳洲、祇園南海等、五先生十哲と稱せらる。ものは皆其門に出づ。山崎闇齋に至りては、程朱の說を基として、一種の神道を立てたり。神儒學派ともいふべし。初め、洛閩の學を崇ひ、三宅尙齋、淺見綱齋、佐藤直方等の俊才を養成し、師弟共に、此學を鼓吹し、爲に朱子派は、全國に蔓延して、海内到處と云ふ。朱註を用ひたりしが、後諸派の勃興につれて、その版圖縮少し、儒界の紛亂、雷ならずより、寛政年間、松平定信、老中たりし時、主として、柴野栗山、岡田寒泉、尾藤二洲、古賀精里等の朱學子

古文辭學派

王陽明學派

者を擧げ、以て林家を助けて、學教を改正せり。

是れより先き、他の學派特に、徂徠の創めたる、古文辭學派の如きは、極力當時の學政を攻撃して、物議騒然、朱子派の不振を招きたり。時に、寛永の頃、近江聖人の唱道せる、王陽明學派起れり。近江聖人は、誰ぞ、中江藤樹にして、其學、王陽明に淵源す。蓋し、王陽明の學は、陸象山に基き、心即理の觀念より、王陽明の知行合一說となり、心を以て、學問の第一義となしたり。藤樹は、之を宗教的に説明し、天地を作り、萬物を造る神ありと信じ、名けて、天皇帝、太一尊神若くは、又太上天尊、大一神といふ。而して、此神は、我が心、良知若しくは、明德なりと之を、天人合一の說といひ、其學を、江西學と稱す。また、苦樂は、之を自業自得とし、佛敎基督教等に類似せる說をもなせり。而して、王陽明學派には、省察事功の二派ありて、藤樹は、我邦に於ける省察派の先驅をなし、その末派に、三輪執齋、中根東里、佐藤一齋等、許多あり、事功派には、備前の執政熊澤蕃山を第一とす。蕃山初め、藤樹に従ひ、王陽明の學を修めて、其蘊奥を極め、最も政治經濟の學に長ず。大鹽中齋は、蕃山に次ぎ、横井小楠、佐久間象山、西郷南洲、吉田松陰等之に屬せり。山鹿素行は、闇齋蕃山より若きこと、數歳、而も、彼等より早く、名を擧げ、書を著はし、夙に、羅山に學びて、程朱に左祖し、宋學を講明せしが、年四十の後、理氣心性の說に疑を挟み、精研深究

省察事功

復古學派

折衷學派  
と考證學派

大成殿と  
書院刊行

を経て断然宋學を廢し、一に經學によつて直接に孔子の學說を闡明せんとせり。  
 伊藤仁齋もその初専ら程朱の說に左祖して夙に「心學原論」「太極論」「性善論」等を著し、しが三十六歳の時程朱をもて孔子教の正統にあらずと断定し、大概佛老に模倣したるに非ずんば、自家の私見に出づと難じ、「論語」本文のみ最上至極、宇宙第一之書、萬世道義之規矩準繩也と孟子を以て其指南とし復古學を唱道せり。仁齋の子東涯も學德兼備の學者にして父の志を紹述せり、此時に當りて荻生徂徠は仁齋の古學說に對して古文辭學を唱道し、文章に巧に大宰春臺の如き思想家は其門に出づ、此外折衷學派あり、考證學派あり、前者の創唱者を柳原篁洲とし、井上金峨、山本北山、太田錦城之を繼述す、後者は吉田篁教の主張する所皆川淇園等は之に屬せり。斯の如く儒教は一種の宗教的形體を存して學派を立て徳川時代には政治上にも之を應用し、非常に優勢なりしかば、寛永中に將軍家光は尾張大納言義直が、林信勝の邸上野、忍ヶ岡に建たる孔子の廟に參拜す、綱吉先蹤を追ひ、元祿元年十一月齋戒三日にして忍ヶ岡に詣て、孔子及十哲の像に酒薦を供す、春齋の第二子即ち信勝の孫信篤爲に「尙書」彙典を進講し其門人に謁を許さる。忍ヶ岡の聖廟狹隘にして且つ佛寺と接近せるを以て、元祿四年に至り綱吉地を本郷湯島にトし、聖廟を改築して之を官祀とし、大成殿の三字を

心學派

匾額に書し、祭田千石を付して春秋二回の釋奠、釋奠は孔子、子思、孟子等を祭る儀式に供す、又列藩に獻金せしめ、廟側に學校を設け、幕府及諸藩の士才藝ある者をして留學せしむ、是れ實に前に示したる昌平校なり。綱吉亦多く書籍を刊行し、大に儒道の擴張を助く、嘗て朝廷に請ひ信篤を從五位に叙し大學頭に任ず、是れより先儒者及び醫士は皆剃髮して僧官僧位に任叙せられ、僧侶と相分たざりき。蓋し儒臣及び醫士は一般庶民と異なれども、尙士分を以て遇すること能はざるを以て、僧侶に擬して制外の對遇を受けしめんとしたるなり、而も綱吉に至りて始めて信篤に命じ蓄髮せしむ、爾來諸國の儒臣皆髮を蓄ふるに至れり。此外石田梅巖の心學派あり、梅巖名は興長、丹波の人、年二十三、京に出て某老舗に傭人となれる傍神道に志し、儒と禪とを兼學し、道は自然にありとし、平易にして實行しやすき道をと、延享元年歿す、其門に手島全門、同塔庵父子あり、中澤道二之を承く、精しくは後節民間宗教に説けり。

### 第二節 基督教禁制と島原の亂

織田豊臣等の時代を経て漸くその教勢を擴張したる基督教徒は、當時政治に關係せんとしたりしかば、大に物議を起せり、本來羅馬天主教は國政を主宰する主義を取り、就中當時隆盛なりしモスウィット派は法の爲に國を制し、血を見るも顧みざるに在り

基督教  
書事件

切支丹禁  
制

しを以て、其の徒の日本に渡來せし者、徳川氏に宿怨ある輩と謀りて幕府を顛覆せん  
とし企てしは亦自然の勢なり。慶長十六年和蘭人幕府に上書して西教信徒中覬覦  
の志を抱く者ありと告ぐ、家康即ちゼスイツト宣教者を追ひて、西教を嚴禁し、其の信  
徒たる有馬晴信には死を賜ふ。翌年九州の切支丹教復た葡萄牙人と協力、徳川幕府  
を顛覆せんとし、佐渡金奉行大久保石見守長安も之に與りたる密書事件あり、是に於  
て幕府大に驚き其一族を誅し、且切支丹を信じたるの罪を以て、攝津高槻の城主高山  
友祥志摩鳥羽の城主内藤如安等百餘人を南洋呂宋島に追ひ、慶長十八年を以て左の  
如く切支丹禁制を達したり。

一切支丹の法は死を願みず、火に入るも焼けず、水に入るも溺れず、身より血を出し  
て死を成すを成佛と立る故に、天下の法度嚴密なり、之に依て死を輕ふするもの吟  
味を遂ぐべき事。

一切支丹にもとづくものは關單國より毎日金七厘を與へ、天下を切支丹に成すべ  
しと、神國を妨る邪法なり、此宗にもとづくものは釋迦の法を用ひざる故、檀那寺の  
檀役を妨げ、佛法の建立を嫌ふ、之に仍て吟味を遂ぐべき事。  
さて和蘭人にのみ通商を許可せしも、耶蘇教に關する書籍は一切携帶及び船載する

信徒吟味

を禁ず、世俗に之を禁書といふ。

又慶長十九年に至り關西の信徒を逮捕せしめたり。斯くて種々の手段を以て吟味  
を遂げ疑はしきものは之を捕へて蓆に包み、鞭笞を加へ、ころべ、ころべといひ、ころぶ  
といふものは之を助け、ころばざるものは之を斬罪に處したり。蓋しころぶとは轉  
宗の義なり。或は繪踏とて耶蘇基督若くは聖母マリアの像を刻し之を踏ましめ、踏  
躑なく踏むものは之を許し、踏まざるものは之を戮すこととせり、然れども彼等の信  
仰は鞏固にして敢て改めず、皆血を以て神の犠牲に供するなりとて、却つて之に反抗  
したり。舊て秋田佐竹の臣四十餘人の捕へらるゝや、河合某の子年甫めて十三、更其  
幼なるを以て之を許さんとせしも、其子は自ら十五歳即ち既に元服せしものと稱し  
泰然として火刑に就けり。又陸奥の福永某は耶蘇教を奉ずるの故を以て、數仞の井  
中に倒懸せらるゝこと三日、僅かに改宗すと公言せば許さるべきに、敢て改宗を宣言  
せず、死に臨みて次の如くいへり。

死は憾むるに足らず、憾むらくは徳川將軍と日本國民とをして、耶蘇教を知らしめ  
ざることを。

豊後大友の家臣中浦某、七十の老軀渾中に懸倒せらるゝこと七日、是れ亦終に改宗を



宣言せずして死したり。三代將軍家光の時に當りて小西行長の遺臣森宗意軒等之を利用して熱心なる基督教信者と計り、徳川を滅し小西家を恢復せんと、遂に肥前島原及び天草島に據りて反亂を企てたるもの之を天草の亂又は島原一揆といふ。初め小西行長肥後を領し、深く天主教を信ず、關原の役に行長大阪に與して所領を沒收せられ、元和中最も外教を憎める松倉重政此所に封ぜらる。是に於て重政は酷刑を施し専ら禁遏を務む、重政死し子重次つぎ失政多し、幕府よりて天草島を肥前唐津城主寺澤堅高の領とす、行長の遺臣等竊に幕府を怨み、又天主教の廢絶を憂へて再興の志あり、偶々天草に神童あり、益田時貞といふ、書を讀み字を善くし、妖術に通ず、或は鳩を掌にすへて卵を産出せしめ、或は雀の竹にとまれる儘其枝を切りて人に示せり。遺臣大木松右衛門、蘆塚忠太夫、森宗意等時貞を以て耶蘇の再生なりとし、宗門再興の期至れりと稱して黨類を集む、應ずるもの三萬五千人、一部は島原に渡りて其城に據り、時貞を將として勢甚だ猖獗を極む時に寛永十四年なりしが、松倉寺澤の家士等制する事能はず、天草の城代も亦頗る困窮す、大阪城代阿部正次先づ豊後府内及び近國諸藩の兵を發して之を救はしめ、而して後之を江戸に報ず、家光板倉重昌を遣はし、肥前肥後筑前の兵を率ゐて討伐せしむ、賊善く防ぎて城抜けず、重昌陣沒す。是に於て更

に松平信綱を遣して、之を討せしむ、十五年二月賊遂に平く。慶安二年切支丹奉行井上政重筑前大島に於て一人の宣教師を捕ふ、彼れの口供五ヶ條中次の語あり。

イタリヤ國ロウマと云ふ所に切支丹宗門の頭ハバ(羅馬法皇をいふ)といふ者あり、國々へ伴天連を遣し、宗門を改め、其國ハバに隨ひ候へば漸々奉行を遣し、致仕置候ノビスパン國、呂宋國其外の國多く貪取申候、日本は軍にては難成故、後世の爲に宗門を弘むるとて伴天連を渡し、宗門大形弘り候時分、仲間にて軍をいたし日本の他宗を打平らげハバに隨はしめんと、のたくみに候事。(ノビスパン國とは北米新西班牙なり)

是れ實に恐怖病に罹れる幕府の心膽を寒からしむるの口供なりしかば、爾來家光斷然として鎖國の主義を取り、更に布告して吉利支丹宗門を嚴禁し、又圖書の外教に係るものは悉く焼き捨てしめ、其の輸入を禁じたるもの即ち禁書なり。又内國人の海外渡航を禁じ、大船を造るを許さず、海外諸國人の來航を謝絶して、強て來れる者は或は追放し、或は斬り、唯和蘭及び明の商船往來を許したるにとゞまれり。

### 第三節 佛教の安泰及び宗門改

徳川幕府が一方に於て斯く切支丹を禁制すると共に、一方に於ては國人を悉く佛教

## 信佛獎勵

に歸依せしめて、消極的に切支丹を防がんとせり。是を以て慶長十八年幕府は切支丹禁制を嚴達すると共に次の如く令し信佛を獎勵せり。

一、天下一統正法に紛れ無之者には判形を加へ、宗易請合可申候武士は其等の諸帳に印證を加へ、其外血判成り難きものは請人請合を以て證文差出すべき事。

一、先祖の佛事を他寺へ持参いたし、法事勤め申事堅く禁制然りと雖も他國他在にて死したるものは格別の事、且持佛堂佛像佛畫備へ物に至るまで能くよく見届申すべく、且つ又盆廻りの義、其宗門の佛檀吟味として相廻り申すべき事。

是に於て日本國民は悉く佛法に歸依し、何寺かの檀徒たらざるべからざるに至り、宗門改帳を作りて其宗旨を明にするのみならず、族籍、生死、嫁娶等の事を詳記して毎年寺院より之を幕府に納めしめ、五六年毎に大検査を行ふこととなしたり。然れども切支丹信仰に熱心なるの徒は、陽に佛寺に歸依して檀徒たりと雖も、陰に耶蘇基督の像を拜し、マリアの像を崇めしかば、毎年七月の盂蘭盆會に寺院より檀徒の家を廻り、以て其佛檀を改めたり。故に切支丹の禁制一方に於て佛教の保護となり、甚だしきは祖先の忌日に其檀那寺に参拜せざる者は、寺より告訴を爲すことを得るに至れり。佛教に對しては前章所述の如く、綿密なる制度を設けて國教とし、三代將軍家光は更

## 宗門改帳

に各宗の本寺本山を定めて末派の諸寺を管理せしめ、諸寺をして其の檀家の生死葬祭を督せしめ、其の吉利支丹に非ざるを保證して、人別帳に證印せしめ、子生るゝときは宗門簿に記入し、死するときは屍體を検し法號を授けしめたり、而して當時の宗門には天台宗、臨濟宗、曹洞宗、淨土宗、真宗、融通念佛宗、日蓮宗、法相宗、眞言宗、律宗、華嚴宗、時宗の十二宗ありて、悉くその處に安んじ、國家の優待を受け、僧侶にして幕府の帷幕に列するものあり。

## 綱吉と隆光

五代將軍綱吉子を興ふや百方祈願すれども子を擧ぐる事能はず、僧隆光神田門外の護持院に住して、常に將軍の信仰を受く、隆光將軍の嗣なきを以て前世殺生を好みたる果報なりとし、若し子を得んと欲せば、天下の殺生を禁じ、且將軍の生年戌に當るを以て特に善く犬を愛養すべしと告ぐ、綱吉之を信じ、貞享四年二月令して犬を殺す事を禁じ、尋て諸殺生を禁じたるが如き、又以て僧侶の優遇せられたる一例として見るに足らん。

然れども徳川時代に於て佛教中新に起りたる宗派なく、唯後光明天皇承應三年八月明國福州より僧隆琦長崎に來り、大に諸人の信仰を得、隱元禪師と稱す、幕府は之を以て間接に我僧侶の品行を匡正せんとし、江戸に召して將軍家の謁見を許し、宇治に地

を賜ひ、乃ちこゝに明曆より起工萬福寺を建て、禪宗の一派黄蘗宗を傳へたるあるのみ。黄蘗宗は臨濟宗と其根源を同うすれども開祖隱元は明の黄蘗山に住せしより此宗名あり、隱元は法を臨濟下三十一世の法孫徑山費隱禪師に受けて之を嗣ぎ後我國に歸化せり。隱元の後木菴法席を繼ぎ、其弟子鐵眼は一切經開版の業を企て、十餘年にして竣功す、所謂黄蘗版藏經是れなり。而して獨り切支丹と共に國害あるの宗旨として禁ぜられたる者は、日蓮宗不受不施派なり、蓋し此派の禁ぜらるゝに至りたるは、單に政府の命令を用ひざりしに依れり。初め豊臣秀吉の先祖追善の爲め、諸宗の僧侶を集めて東山妙法院に於て千僧供養を營まんとするや、日蓮宗亦招きを受く、然れども元來日蓮宗は不信者の供養を受くるを潔しとせざるが故に、同宗の諸山大に其受不受を議す、諸山皆之を受けんとす、妙覺寺日興上人獨り不受の義を唱へ、斷じて之を却け、妙覺寺を去て丹波小泉の里に隱栖し、書を香吉に呈して宗意を明にす、威望隆々たり。慶長四年徳川家康上人を大坂城に召し、妙法院千僧供養に出化せんことを命ず、上人又頑として動かず、家康遂に之を許す。其後上人の弟子池上本門寺の日樹、起つて大に不受不施の義を唱ふるに及び、上人も亦事に坐して日興、日樹腰押再犯の科にて三衣脱却對島へ流罪を申渡され、以來不受不施は嚴禁せらるゝに至

不受不施派

學林の創

りしなり、眞宗にては寛永年間に西本願寺始めて學林を創設し、宗學盛大となりしが、三業惑亂とて安心上に關する諍論生じ、末派には幕府より禁制せられたるものあり、御藏門徒といふ、倉中に入りて念佛を唱ふれば、彌陀の本体を拜することを得と稱し、愚民の間に行はれたるもの也。

#### 第四節 神道諸派及び其所説

唯一神道は豊臣徳川二氏の交に至りて、その庶流なる萩原兼頼が豊國廟の祠官となるや、愈々その發達を計りしが、未だ幾許ならずして世は全く江戸幕府の支配下に屬し、爲に神道は挫折して再び佛教及び儒教に抑壓せられしが、幸に弟子吉川惟足將軍家綱に徵されて神道方となり、吉田家の神道を究め、又宋學理氣の説を執り來りて之に道徳的解釋を下し、『日本學則』、『神祇要籍』などの書を著はし、以て敬神と忠君と相俟つべきと等の旨趣を主張し、是が爲に唯一神道は社會に頗る尊信せらるゝに至り、佛儒兩教にも拮抗する勢となれり。時に又純粹神道の發揮をもて任としたるは、伊勢外宮の神官度會氏その中堅となり、敬神の大道を繼ぎ、祭神の儀式を嚴かにせんとし、たるより、社家神道の名あり、更に外宮にして、内宮を壓倒せしより、外宮神道とも稱せり。その聖典神書とせるは、神道五部書にして、何れも北條氏の末より足利時代にか

社家神道

けて假託したる作に似たり。其説に曰く國常立尊は天神七代の始祖にして、即ち天皇の御先祖なりと。此流徳川氏の初世に於て組織を大成し、勢力を擴張したる者は、度會延良即ち又出口延佳といへる人なり、「神道辨疑集」「神事供奉記」「瑞穂抄」「神道秘傳問答」「神名帳考證」「籠頭舊事紀」「籠頭古事記」及び「復陽記」を著はして古來の説を儒教によりて敷衍せり。

又鴻儒山崎闇齋は道徳的宗教垂加流の神道を唱へ、其餘勢は描らずも復古學神道なるものを起して、神道元來の面目を刷新するに至れり。蓋し尾張東照宮の神官吉見幸和なる者出て、近世國文學の翹楚たる契沖阿闍梨について、古學の蘊奥を極めたる結果奮然蹶起、公平に神道の真義を闡明せんと欲し、まづ「五部書說辨」を著はして外宮神道の妄誕なること、次に「増益辨ト抄」と「増益辨ト抄正俗解」とを著はして唯一神道の虚偽たることを何れも批判的位置に立ちて十分に彈斥し、以て當時の人心を聳動し、更に復古神道の關門を開き、遂に京都稻荷神社の神官荷田春滿に至りて大成し、嗣子在滿も家風を繼ぎて古學を擴め、古禮を興し、又古道を彰はして、遂に神道の獨立を主張せり。又伊勢の神官度會常彰は「神道明辨」を公にし、立石垂穎は「大ヤマト沙汰文」を著はし、伊勢貞丈は「神道獨語」を書き、齋藤彦庵は「神道問答」を記して、皆考證的に

垂加流神道

復古神道

岡部眞淵

神道を研究して、之を國家の大義大法なりと稱せり。その主義は寧ろ簡單にして、悉く從來種々に混雜せるものを捨て、專一純潔を旨とせしかば、大に行はる、その後岡部眞淵は在滿の高弟を以て「萬葉考」の傑作を始めとし、「國意考」「祝詞考」等を著はし、本居宜長は眞淵の高足にして「古事記傳」の大著をはじめ「眞昆蟲」「取戎慨言」「國號考」を著はし、服部中庸の如きは「三大考」などを公にして共に古意を明にし、古實を陳べ、以て神道の清淨純潔なることを説き、我が國民徳教の基礎茲に在りと唱へたり。

次に復古神道家の殿將たる平田篤胤は専ら佛教を攻撃し「靈の眞柱」等を著はして神道を鼓吹せしかば、其門に夥多の門人出てたるが、水戸黃門光圀の教を受けたる水戸藩は舉りて別種の神道を崇拜し、以て我が國を萬邦の元首と稱へ、皇室を以て忠義の師處となし、祭政一致の古道を以て神道となし、略ぼ篤胤等の所説に似たり。最後に新神道を一言せんか、第一賀茂規清の唱道したる神習教は惟神の道に則り、神傳の體を習ふ教なり。此流必ず物忌、祓除法を執行し、食欲、飲酒を節し、凡ての嗜欲を屏け、洗心養氣、以て天地の御柱と對峙し、天地の神氣と來往し、神人和融するの神機を默契する者なりとし、其神代卷に關して天照大神は東に顯はれ、陽徳廣大無邊よく萬物の心性を賜ふ、故に天御中主と稱す。御饌都大神は西に顯はれ、陽徳廣大無邊よく萬物の

神習教